

第3次八幡市一般廃棄物処理基本計画

人と自然が共生する 環境にやさしいまち



はじめに

私たちの生活は豊かになりましたが、一方でごみが大量に排出されることで温暖化などの地球環境レベルの問題を引き起こしたり、不法投棄などの身近な問題も起こったりしています。

私たちは、毎日の生活を営むことに伴って出てくる廃棄物の排出を抑制するため、廃棄物を適正に分別し、保管し、収集し、運搬し、再生し、処分しなければなりません。

また、生活環境を清潔にすることにより、環境の保全及び公衆衛生の向上を図らなければなりません。第3次八幡市一般廃棄物処理基本計画はこのための計画であり、前期計画を引き継ぎつつ、新たなごみ処理行政の推進に向けた見直しを行いました。

見直しに当たっては、循環型社会の実現に努めることを前提に、国により平成28年9月に示されたごみ処理基本計画策定指針を基に策定しました。

本市におきましては、まちづくりの基本目標の一つとして、「豊かな自然を守り、循環型の社会づくりを進めるまち」を掲げ、循環型社会の推進に向けた施策に取り組んでおり、Reduce(リデュース:発生抑制)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再生利用)の3Rを推進し、ごみの減量化をめざしております。

だれもが快適な生活を送るためには、廃棄物の量的な抑制とともに、循環的な利用を図る必要があります。循環的な利用が行われない資源については適正な処分を行うことによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減しなければなりません。特に、使用済電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき、これまで燃やさないごみとして埋め立てられていた金や銅などの有用金属を回収でき、また小型家電の処理に伴う環境負荷を減らすことに繋がるリサイクルの必要性を周知し小型家電の回収を行います。

ごみ処理の根本責任は市が負うという認識に立ちつつ、市民の皆様の協力を得ながら、ごみ処理の確実な履行を推進してまいります。

結びに、計画の策定に当たり、八幡市環境審議会委員の皆様をはじめ、多くの方々から貴重なご意見、ご提言を頂きましたことに、心から感謝申し上げます。



平成29年3月

八幡市長 堀 口 文 昭

目 次	頁
第 3 次八幡市一般廃棄物処理基本計画	1
第 1 部 八幡市ごみ処理基本計画	3
第 1 章 総論	4
1 ごみ処理基本計画策定の背景	4
2 ごみ処理基本計画の位置付け	4
3 計画目標年度	6
4 関係目標・指針等	6
(1) 廃棄物処理法基本方針における目標・指針等	6
(2) 廃棄物処理施設整備計画における目標・指針等	7
第 2 章 城南衛生管理組合の状況	7
1 広域的取組の推進	7
2 城南衛生管理組合の概要	8
第 1 節 基本方針と目標	13
1 国及び京都府の基本方針	13
2 本計画の基本方針	14
1) 基本方針	14
2) 計画期間	14
3 計画の目標	15
1) ごみの総排出量	15
2) 家庭系ごみ排出量	15
3) 事業系ごみ排出量	15
4) 再資源化量及びリサイクル率	15
5) 最終処分量	16
6) 組合の活動経緯	17
7) ごみ処理施設に関する事項	19
4 広域臨海環境整備センター「大阪湾広域臨海環境整備センター」	19
第 3 章 策定に当たって整理すべき事項	20
1 市の概要	20
(1) 位置・地勢・気象—近畿の中央に位置する八幡市—	20
(2) 人口動態	21
(3) 土地利用	23
(4) 産業の動向	24
(5) 第 4 次総合計画との関係	25

第4章 八幡市のごみ処理の現況と課題	29
1 ごみ収集事業の変遷	29
2 ごみ排出量の動向	32
(1) ごみ排出量の推移	32
(2) ごみ処理の現状 ごみ処理フロー	32
(3) ごみ処理量の推移	36
(4) ごみ質試験結果の推移	37
(5) ごみ処理の比較	38
(6) 一般廃棄物処理システムによる類似都市との比較分析	40
(ア) 人口一人一日当たりごみ排出量	41
(イ) 人口一人当たり年間処理経費	42
(ウ) 廃棄物からの資源回収率＝リサイクル率	42
(エ) 廃棄物のうち最終処分される割合	43
(オ) 最終処分減量に要する費用	43
3 課題の抽出	44
(1) 排出抑制	44
(2) 収集運搬	44
(3) 中間処理	45
(4) 最終処分	45
(5) ごみ処理事業経費	46
4 ごみ処理行政の動向	46
(1) 国の動向	46
(2) 国の取組	46
(ア) 取組の基本的な方向	46
(イ) 国内における取組	
「質」にも着目した循環型社会の形成	47
1) 2Rの取組がより進む社会経済システムの構築	47
2) 使用済み製品からの有用金属の回収	47
3) 水平リサイクル等の高度なりサイクルの推進	47
4) 有害物質を含む廃棄物等の適正処理システムの構築	48
5) 災害時の廃棄物処理システムの強化	48
(3) 京都府の動向	49
(4) 近隣市町村の動向	50
(5) 生活系ごみの有料化、指定ごみ袋の導入に係る動向	50
第5章 ごみ処理基本計画の策定	50
1 ごみ処理の基本構想	50
(1) 基本理念の考え方	50
(2) 基本理念	51
2 ごみの発生量及び処理量の見込み	51
(1) 人口及び事業活動等の将来予測	51
(ア) 人口の将来予測	51

(イ) 事業活動等の将来予測	52
(2) ごみ発生量の将来推計	53
3 基本目標 廃棄物の減量について	55
(1) 基本目標	55
(2) 基本方針	55
4 基本施策	57
(1) 基本理念実現に向けた基本施策	57
(2) 基本理念実現のための具体的な取組	58
5 市、市民、事業者の役割	64
(1) 市の役割	64
(ア) ごみの分別収集区分の見直しや資源物の集団回収への助成	64
(イ) 環境教育、普及啓発の充実	65
(ウ) 多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底	65
(エ) 容器包装廃棄物の排出抑制	65
(オ) リユースびん等のリユース容器の利用促進	66
(カ) 食品ロス・食品廃棄物の排出抑制	66
(キ) 環境物品等の使用促進	66
(ク) 不法投棄防止・「美しいまちづくりまかせて！」事業の推進	66
(ケ) レアメタルリサイクルの促進	67
(コ) 事業所への減量指導の強化及び表彰	67
(サ) 水銀廃棄物対策	67
(2) 市民の役割	68
(ア) 容器包装廃棄物の排出抑制	68
(イ) リユースびんを始めとする環境物品等の使用促進、 使い捨て品の使用抑制等	68
(ウ) 市民団体による集団回収の促進等	68
(エ) 3きり運動への協力	69
(3) 事業者の役割	69
(ア) 発生源における排出抑制	69
(イ) 過剰包装の抑制	69
(ウ) 流通容器包装廃棄物の排出抑制、リユース容器の利用・回収の 促進と使い捨て容器の使用抑制	69
(エ) 環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等	69
(オ) 食品廃棄物の排出抑制	70
6 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別	70
7 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	73
(1) 収集・運搬計画	73
(2) 中間処理計画(再生利用を含む)	74
(3) 最終処分計画	75
第6章 計画の推進	76
1 計画推進のための基盤整備	76

2	計画の進行管理	76
3	広域的連携の強化	77
4	循環型社会形成のための新たなシステム構築に向けて	79
5	地球温暖化対策	79
6	本計画の公開	79

第2部 八幡市生活排水処理基本計画 81

第1章	基本方針	81
1	計画策定の基本的事項	81
2	生活排水処理に係る理念、目標	81
3	生活排水処理施設整備の基本方針	81
4	目標年次	81
5	生活排水の排出状況	82
6	生活排水の処理主体	83
第2章	生活排水処理基本計画	84
1	生活排水の処理計画	84
(1)	処理の目標	84
(2)	生活排水を処理する区域及び人口等	85
(3)	施設及びその整備計画の概要	85
2	し尿・汚泥の処理計画	86
(1)	現況	86
(2)	し尿・汚泥の排出状況	86
(3)	し尿・汚泥の処理計画	87
(4)	その他	87
資料		88
	八幡市一般廃棄物処理基本計画策定についての諮問、答申	89
	八幡市一般廃棄物処理基本計画策定にかかる審議等の経過	91
	八幡市環境審議会委員名簿	92
	用語解説	93

第3次八幡市一般廃棄物処理基本計画

第3次八幡市一般廃棄物処理基本計画の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の規定により、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、本市域の一般廃棄物処理に関する計画(以下「八幡市一般廃棄物処理基本計画」という。)を定めなければならないと規定されています。

1 対象となる廃棄物

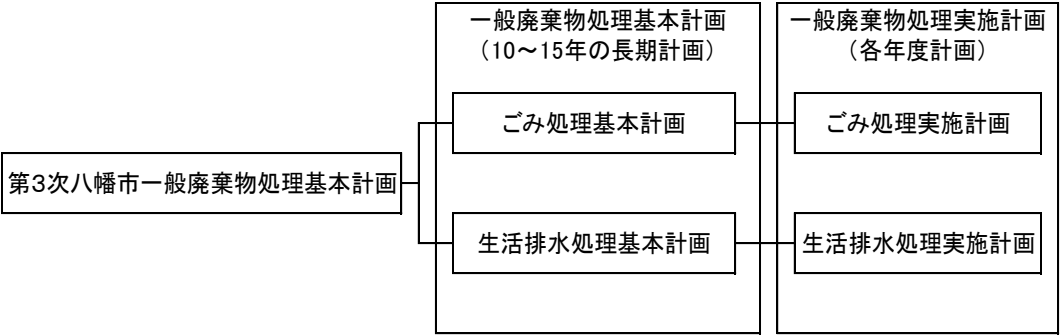
第3次八幡市一般廃棄物処理基本計画は、一般廃棄物の統括的な処理責任を負う市がその区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画であり、市が自ら処理、あるいは、市以外の者に委託して処理する一般廃棄物のみならず、廃棄物処理法第6条の2第5項に規定する多量排出事業者に指示して処理させる一般廃棄物や市以外の者が処理する一般廃棄物等も含め、本市で発生するすべての一般廃棄物について対象としなければなりません。

また、対象となる一般廃棄物について、減量化や再生利用に係る具体的な目標値を明記することとしています。

2 第3次八幡市一般廃棄物処理基本計画の構成

第3次八幡市一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の3に基づく一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画に該当し、ごみに関する部分(ごみ処理基本計画)と生活排水に関する部分(生活排水処理基本計画)から構成されています。

本計画に基づき各年度の実施計画を含めた関係は、以下の通りです。



3 第3次八幡市一般廃棄物処理基本計画

この計画は、本市における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものであり、その策定に当たっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、市民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について十分検討するとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討し策定するものです。

4 一般廃棄物処理実施計画

この計画は、第3次八幡市一般廃棄物処理基本計画に基づき年度ごとに策定するものであり、一般廃棄物の排出の状況、処理主体、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等を明確にすることとし、市はこれに基づき収集、運搬及び処分を行わなければならないと規定するものです。

5 一般廃棄物処理基本計画策定の時期

(1) 基本計画

一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切であり、特に市町村合併を行った市町村にあつては、速やかに策定する必要があると規定しています。

(2) 実施計画

一般廃棄物処理実施計画は、毎年度末までに、次年度に関するごみ及び生活排水の処理について策定するものです。

八幡市ごみ処理基本計画

第 1 部 ごみ処理基本計画

第 1 章 総論

1 ごみ処理基本計画策定の背景

近年、地球温暖化対策が重要視される中、各分野においてその対策が求められており、一般廃棄物処理の分野においても例外ではなく、循環型社会の形成を通じてその対策が求められています。

国においては、平成 17 年 5 月 26 日に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 5 条の 2 に基づき、廃棄物の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）を改定しており、新たな施策を打ち出しています。

中でも、廃プラスチック類については、まず発生抑制を、次に再生利用を推進し、なお残るものについて、直接埋立を行わず、熱回収を行うことが適当であるとされるなど、廃棄物の減量を図る方針が出されています。

さらには、容器包装リサイクル法が平成 18 年 6 月に改正され、リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）のさらなる推進、リサイクル（再資源化）については効率的・効果的な推進などが盛り込まれ、循環型社会形成のための広範な施策が打ち出されました。

2 ごみ処理基本計画の位置付け

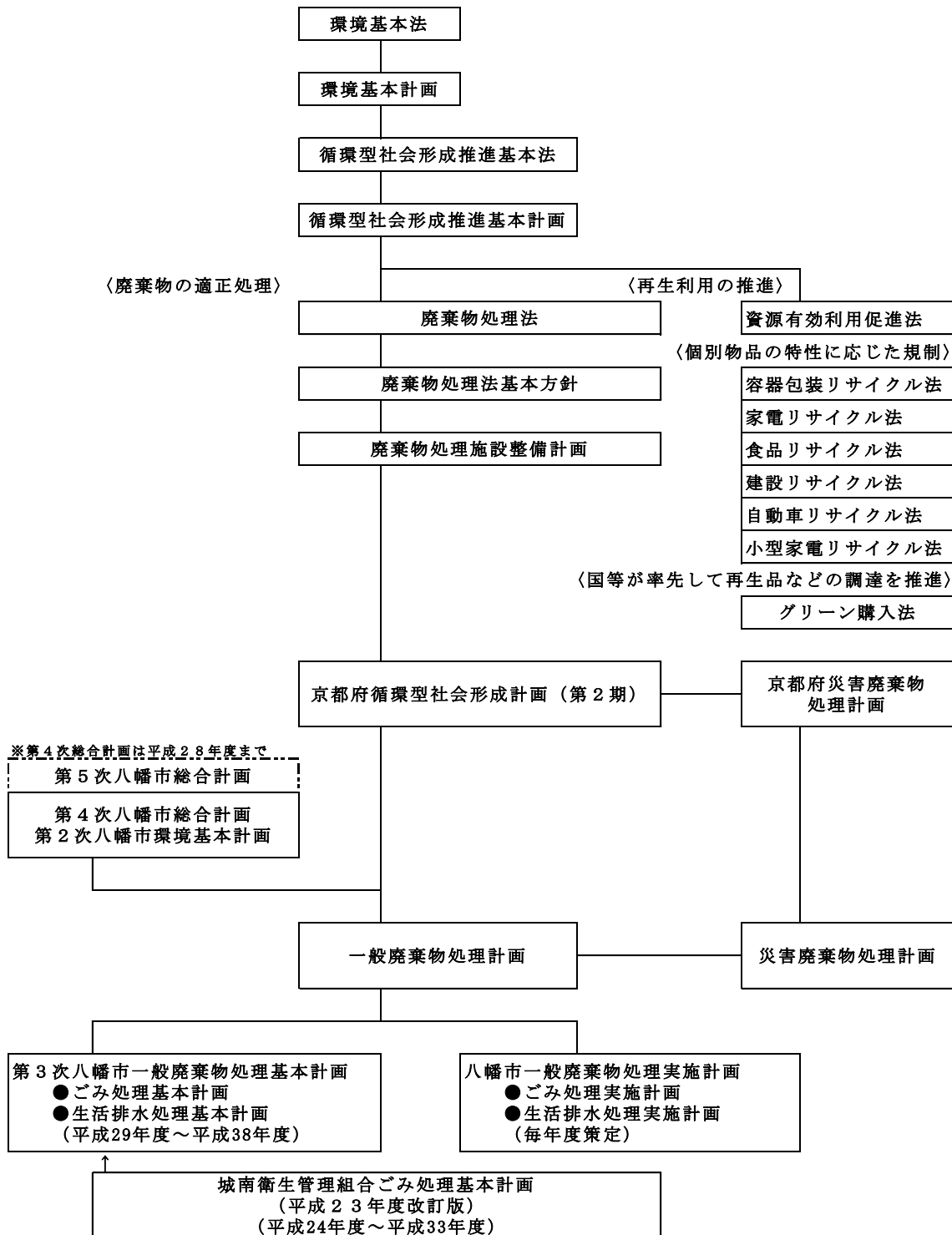
本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定に基づいて、市町村に策定が義務付けられる「一般廃棄物処理計画」として策定するものです。

図表 1 のとおり上位法令や他の計画等と密接に関連するもので、本市におけるごみの処理に関する基本方針を定める最も重要な計画です。

本計画は、本市の区域内全域を対象とします。すなわち、本市の市民であるか否かに関わらず、本市の区域内にいるすべての者が対象となります。

本市の区域内において発生するすべてのごみは、事業者が自ら行うごみ処理、処理業を営む者が行う処理を含め、本計画に即して、処理されることとなります。

図表 1 計画の位置付けの概念図



3 計画目標年度

八幡市では、一般廃棄物処理基本計画を、平成6年度から平成28年度まで、2次にわたり策定してきました。

この計画の目標年度が終了することに伴い、次期計画として平成29年度から平成38年度までを計画期間とする第3次八幡市一般廃棄物処理基本計画を策定することとしました。なお、本計画は今後の社会情勢の変化、他の計画との整合を図ることとし、長期間の設定はしないこととします。

4 関係目標・指針等

一般廃棄物処理基本計画の策定に当たっては、国や都道府県の計画等における関連目標・指標等にも留意することとされており、その内容は以下のとおりとなっています。

(1) 廃棄物処理法基本方針における目標・指標等

廃棄物処理法基本方針において、減量化の目標値（平成32年度）として3つの目標値（排出量、再生利用率及び最終処分量）や一人一日当たりの家庭系ごみ排出量等が設けられている。

また、その他の目標量として、食品ロス、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）及び使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年8月法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）に係る目標値等が設けられている。

一般廃棄物の減量化の目標値（平成32年度）

排出量	約12%削減（平成24年度比）
再生利用率	約21%（平成24年度）から 約27%に増加させる
最終処分量	約14%削減（平成24年度比）
一人一日当たりの家庭系 ごみ排出量	500グラム

食品ロス、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に係る目標値

家庭から排出される食品廃棄物 に占める食品ロスの割合の調査 を実施したことがある市町村数	43市町村（平成25年度）に対し、平成30 年度において200市町村に増大させる
小売業者が家電リサイクル法に 基づく引取義務を負わないもの の回収体制構築市町村の割合	約59%（平成25年度）に対し、平成30年 度までに100%まで増大させる
使用済小型電子機器等の再生の ための回収を行っている市町村 の割合	約43%（平成25年度）から平成30年度ま でに80%まで増大させる

(2) 廃棄物処理施設整備計画における目標・指標等

廃棄物処理施設整備計画において、ごみのリサイクル率、最終処分場の残余年数、計画期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値が重点目標として設けられている。

廃棄物処理施設整備計画における重点目標（平成29年度）

ごみのリサイクル率	26%
最終処分場の残余年数	平成24年度の水準（20年分）を維持する
計画期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値	21%

(3) その他

その他、各関係計画等の指標等との整合に努めること。

（参考）廃棄物処理法基本方針における一般廃棄物の排出量及び再生利用率目標の達成に向け、排出量の削減や再生利用量の増加のために、地域の実情に応じて進めるべき施策の例を以下に示す。

〔排出量を削減する施策例〕

- ・ごみ有料化の推進
- ・生活系塵芥類の削減
- ・食品リサイクル法に基づく事業系塵芥類削減の推進
- ・粗大ごみのリユースの推進

〔再生利用量を増加させる施策例〕

- ・可燃ごみから分別した紙類及び塵芥類等のメタン化の推進
- ・食品リサイクル法に基づく事業系塵芥類の再生利用の推進
- ・容器包装プラスチックのリサイクルの推進
- ・雑誌類の分別の推進
- ・古着リサイクルの更なる推進
- ・小型家電リサイクルの推進

第2章 城南衛生管理組合の状況

1 広域的取組の推進

近年、ごみの性状が多様化する反面、ごみの適正処理及び優先的な有効利用を求める社会的要請が強まっています。

本市では、近隣市町との広域的な取組によって、ごみの適正処理及び循環資源の有効利用を図っていくこととします。

し尿処理事業全般及びごみ処理事業の中間処理から最終処分を城南衛生管理組合において行っています。

城南衛生管理組合では、平成 19 年 3 月にごみ処理基本計画を改訂し、計画目標年次の平成 28 年度に向けて計画的な施設運営を行ってきましたが、計画策定から 5 年が経過し、社会情勢の変化や国のエネルギー施策の変化等に対応するため、平成 24 年 3 月に計画を見直され、各種施策の実施により管内における循環型社会及び低炭素社会の構築を目指す計画を策定されました。

2 城南衛生管理組合の概要

城南衛生管理組合は、京都府南部に位置し、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、宇治田原町及び井手町（以下「構成市町」という。）の 3 市 3 町（以下「管内」という。）で構成され、東は滋賀県甲賀市、西は大阪府枚方市に隣接しています。

管内の面積は約 214.66km² で、京都府の総面積（4,612.19km²）の約 4.7% に相当します。地形は、主に山地、丘陵地、平野で構成されており、周辺には主要な河川として、木津川及び宇治川が流れています。

管内は国内で有数の茶の産地を抱える一方で広域交通網の結節点ともなっているなど、都市と農村が調和した地域となっています。

城南衛生管理組合は、昭和 37 年に「宇治市外 4 町し尿処理組合」として発足し、昭和 39 年からごみ処理事業を展開しており、上記構成市町で組織する特別地方公共団体（一部事務組合）として、構成市町管内住民の日常生活から排出されるし尿の収集・運搬及び処理・処分並びにごみの中間処理、資源物のリサイクル及び埋立処分事業を実施するとともに、リサイクル工房運営や広報紙「エコネット城南」発行などの広報啓発事業を実施しています。

稼働施設の状況

リサイクルセンター長谷山

リサイクルセンター長谷山は、老朽化した粗大ごみ処理施設（奥山リユースセンター）に代わる施設として平成 27 年 4 月から供用を開始した新施設です。粗大・不燃ごみの破碎処理に加え、プラスチック製容器包装の資源化を行っています。

所在地：城陽市富野長谷山 1-270

敷地面積：27,287.4 m²

総事業費：20 億 9,400 万円

着工：平成 24 年 7 月

竣工：平成 27 年 3 月

処理能力：60 t/日（粗大・不燃ごみ）

17 t/日（プラスチック製容器包装）

処理方式：二軸低速回転式＋豎型高速回転式

※八幡市の平成 27 年度搬入実績は、家庭系不燃ごみは 2,288.18 t で、総搬入量 11,727.06 t のうち 19.51%、家庭系プラスチック製容器包装は 791.86 t で、総搬入量 4,260.71 t のうち 18.59%、事業系不燃ごみは 303.87t で、総搬入量 694.03t のうち 43.78%、その他として廃乾電池は 5.22t で、総搬入量 54.90 t のうち 9.51%を占めています。家庭系廃パソコンの受け入れもしていますが、八幡市からの搬入はありません。

クリーン 21 長谷山

クリーン 21 長谷山は、環境の世紀と言われる 21 世紀に建設された新しい工場です。宇治田原町に近い城陽市東部の丘陵地に位置し、主に城陽市・八幡市・久御山町・宇治田原町・井手町の家庭から排出される可燃ごみを焼却処理しています。焼却による熱を利用した発電や工場内から発生する排水及び埋立処分地からの浸出水等を再利用するなど地球環境に配慮した施設となっています。

所在地：城陽市富野長谷山 1-270

敷地面積：27,287.4 m²

総事業費：62 億 2,400 万円

着工：平成 15 年 10 月

竣工：平成 18 年 8 月

処理能力：焼却炉 120 t /24 時間×2 炉 計 240 t /24 時間

※八幡市の平成 27 年度搬入実績は、家庭系可燃ごみは 11,514.52t で、総搬入量 54,637.68 t のうち 21.07%、事業系可燃ごみは 3,518.08t で、総搬入量 23,158.55 t のうち 15.19%を搬入しています。その他としては、小動物死体は 2.08 t で、総搬入量 11.33 t のうち 18.36%を同事業所の小動物専焼炉で処理しています。

折居清掃工場

宇治市、府立山城運動公園（太陽が丘）の横に建設。周囲の環境と調和を図り、公害対策に万全を期した近代的なごみ焼却工場です。管内の人口増加に伴い、長谷山清掃工場に次いで第 2 の焼却工場として建設しました。白い外壁、工場中央にはこげ茶色の円形コーナーを設け、また、煙突には大型の時計を配置し、運動公園の景観とマッチした施設となっています。

所在地：宇治市折居 18 番地

敷地面積：30,366.99 m²

総事業費：62 億 9,642 万円

着工：昭和 58 年 6 月

竣工：昭和 61 年 3 月

処理能力：230 t /24 時間

処理方法：全連続燃焼式焼却炉

焼却条件：焼却温度 800 度～900 度 熱灼減量 5%以下

設計基準：はいじん量 0.05 g / N m³以下

NOx 濃度 100 p p m以下（湿り基準）

SOx 濃度 20 p p m以下

HCl 濃度 20 p p m以下

※八幡市の家庭系可燃ごみの約半分を搬入処理しており、27 年度実績では、排出量のうち 56.74%が折居清掃工場へ、その他はクリーン 21 長谷山へ搬入しています。

※ 折居清掃工場更新施設整備運営事業

折居清掃工場は昭和 61 年 3 月に竣工したごみ焼却施設ですが、経年劣化に伴う老朽化により、この度現有施設の敷地内において建て替えることとしました。新施設の施設規模は、様々なごみ減量の取組の結果、現有施設（230t/日）と比較して半分（115t/日）になります。

なお、折居清掃工場更新施設運営事業では建設と 20 年間の運営を一体で実施する DBO（Design:設計、Build:施行、Operate:運営）方式により実施しています。

建設地：宇治市宇治折居 18 番地（現折居清掃工場の敷地内）

施設規模：115 t / 日（57.5 t / 日 × 2 炉）

処理方式：全連続燃焼式ストーカ方式

稼働開始予定：平成 30 年 4 月 1 日

工期及び運営期間：設計・施工 平成 27 年 2 月～平成 30 年 3 月

現工場解体 平成 30 年 4 月～平成 32 年 3 月

施設運営 平成 30 年 4 月～平成 50 年 3 月

契約額：162 億円（内訳・建設工事 約 91 億円、運營業務 約 71 億円）

受注者：日立造船株式会社（代表企業）

Hitz 環境サービス株式会社（協力企業）

株式会社環境総合リサーチ（協力企業）

エコ・ポート長谷山

リサイクルの拠点として建設されたエコ・ポート長谷山は、平成 18 年 9 月から今日までリサイクルプラザの愛称として使われてきましたが、エコ・ポート長谷山として正式名称となりました。建物全体を白でまとめ、工場棟と管理棟を一つにすることで機械と人の共存を図っています。再資源化施設とリサイクル工房の 2 つの部署で構成され、再資源化施設では、缶類・びん類・紙パック・ペットボトルの 4 種類の資源ごみを受け入れ選別・圧縮・保管など再商品化を促進しています。リサイクル工房は、自転車・ガラス・衣服の工房や各種リサイクル教室があります。見学も随時募集しています。

所在地 : 城陽市富野長谷山 1-270
敷地面積 : 27,287.4 m²
建設年月日 : 着工 平成 9 年 11 月 17 日 竣工 平成 11 年 1 月 30 日
処理能力 : 43 t / 日
総事業費 : 12 億 9,500 千円
缶選別 : スチール・アルミ 圧縮成型
びん選別 : 無色・茶色・他色
ペットボトル : 圧縮成型
紙パック : ヤード保管 直接搬出

※平成 27 年度の搬入実績は、家庭系缶は 96.06 t (19.34%)、ビンは 362.32 t (16.52%)、ペットボトルは 129.75 t (14.16%)、紙パックは 29.34 t (49.83%) となっています。

沢中継場

沢中継場は、管内各市町間のごみ収集運搬業務の効率上の均衡、公平性を図るため、焼却場を中心として半径 8 キロメートルラインを定め、このラインの外側のごみを対象に焼却場へ中継運搬を行っています。

搬入した家庭ごみを、ピットに移し、大型コンテナに詰め替えます。

コンテナ 1 台で収集車 4～5 台分のごみが運搬できます。現在は、八幡市及び久御山町の一部が対象となっています。

所在地 : 八幡市八幡沢 1 番地
敷地面積 : 2,400 m²
建設費 : 8,700 万円
竣工 : 昭和 54 年 3 月
処理能力 : 約 32 t / h
積み替え装置 : プレート式カワニシパック
ごみ中継車積載量 : 約 8 t
コンテナ積載方法 : アームロール車

※八幡市の家庭系可燃ごみは全て沢中継場へ搬入し、大型車でクリーン 21 長谷山及び折居清掃工場へ搬入し処理しています。

グリーンヒル三郷山

グリーンヒル三郷山は、奥山埋立処分地の終了に伴い新しい一般廃棄物最終処分場として平成 13 年 3 月に竣工しました。

この処分場は全面を二重の遮水シート敷設し、その間にモニタリング管を設置しました。また、浸出水は高度処理設備を備えた排水処理施設で安全に処理をしています。

所在地 : 久世郡久御山町佐古梶石 1-3
全体面積 : 59,000 m²
埋立容量 : 200,000 m³
総事業費 : 27 億 6,000 万円

着工 : 平成 10 年 8 月

竣工 : 平成 13 年 3 月

※自己搬入される土砂類等の受け入れをしています。平成 27 年度搬入実績は 7.22 t 総搬入量 57.32 t のうち 12.60%を占めています。

内訳 {土砂類 5.07 t その他 (金糸・非飛散性アスベスト等) 2.15 t }

クリーンピア沢

沢第一清掃工場 (旧名称) は、平成 17 年 4 月 1 日より、正式名称「クリーンピア沢」となりました。

クリーンピア沢以前の旧工場は、昭和 47 年から 25 年間、日量 400kl のし尿を処理してきました。しかし、老朽化が進んだため、平成 6 年から更新工事が始まり、現在の新しい施設に変わりました。

所在地 : 八幡市八幡沢 1 番地

建築面積 : 工場棟 2,405 m² 管理棟 361 m²

総事業費 : 45 億 3,200 万円

着工 : 平成 6 年 8 月 12 日

竣工 : 平成 9 年 2 月 28 日

処理能力 : 115kl/日

処理方式 : 標準脱窒素処理方式+高度処理

放流水質 : BOD 10 mg/1 以下

COD 30 mg/1 以下

SS 10 mg/1 以下

pH 5.8~8.6

総窒素 10 mg/1 以下

色度 40 度以下

※城南衛生管理組合の構成市町のし尿・浄化槽汚泥の搬入・処理をしています。八幡市の平成 27 年度搬入実績は、1,737.27 t で総搬入量 45,258.86 t のうち 3.84%です。市の水洗化が進んでいることから少ない搬入となっています。他の市町の搬入割合は、宇治市 64.51%、城陽市 14.08%、久御山町 4.91%、宇治田原町 10.45%、井手町 2.21%となっています。

(出典 : 城南衛生管理組合ホームページより

: 城南衛生管理組合一般廃棄物処理実績書 平成 27 年度版より)

第1節 基本方針と目標

1. 国及び京都府の基本方針

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき定められている国の基本方針及び京都府循環型社会形成計画における排出抑制等の目標を以下に示します。なお、平成22年12月20日に国の基本方針の一部（目標値等）が変更されています。（出典：城南衛生管理組合ごみ処理基本計画）

国の基本方針及び京都府における排出抑制等の目標

項目	目標値	基本方針
国の方針	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針（H13. 5告示、H17. 5改正、H22. 12目標値等変更） 第2次循環基本計画に掲げられた目標と整合をとり、以下のとおり定める ●目標年：平成27年度 排出量 ●平成19年度比約5%削減 （平成9年度比約9%削減） 再生利用量 ●約25%に増加 最終処分量 ●平成19年度比約22%削減 （平成9年度比約59%削減）	(1) 廃棄物の適正な処理の基本的な方向 ・廃棄物排出量の高止まり、不法投棄を始めとする不適正処理等の問題は未解決 ・今日的な状況変化に対応し、諸課題の解決を図るべく、循環型社会への転換の必要性 ・低炭素社会との統合の観点にも配慮して取組を進める、環境と経済成長の両立する社会づくりにつなげる (2) 廃棄物の適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項 ・海岸漂着物等の処理に関する協力 ・「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」のさらなる普及を図る ・一般廃棄物の収集運搬に低公害車の導入やバイオ燃料の利用等を進める ・廃棄物系バイオマスの利活用 ・優良な処理業者の育成 ・不法投棄等の不適正処理事案への対応 ・廃棄物の輸出入については、排出事業者責任等を全うする (3) 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項 ・効率的な廃棄物系バイオマスの利活用のための施設整備 ・一般廃棄物の焼却処理に当たっては、ごみ発電等の熱回収に積極的に取組む ・災害廃棄物保管用のストックヤード整備 ・ストックマネジメント手法の導入による廃棄物処理施設の長寿命化・延命化を図る ・地域住民に対する情報公開の促進
府の方針	京都府循環型社会形成計画（H15. 3告示、H19. 3改正） 排出量 ●平成11年度：122万 t ●平成17年度：111万 t（9.0%） ●平成22年度：105万 t（13.9%） 再生利用率 ●平成11年度：5.2% ●平成17年度：9.3% ●平成22年度：22.2% 減量化率 ●平成11年度：73.6% ●平成17年度：72.8% ●平成22年度：68.1% 最終処分量 ●平成11年度：26万 t（21.2%） ●平成17年度：20万 t（23.1%） ●平成22年度：10万 t（61.5%） ※（ ）は対平成11年度削減率	1. 物質循環を基本とした活動の促進 2. 経済活動の質の転換等による環境と経済との共生 3. 生活様式（ライフスタイル）を転換し、循環型社会の形成を促進 4. 発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）を重点的取組に位置づけ、再生利用（リサイクル）を促進 5. 廃棄物処理のルールとマナーを守るまちづくり（不適正処理を許さないまちづくり） 6. 各主体の役割に応じた自主的な取組と協働取組の推進 7. 府民、事業者等の取組意識の醸成

2. 本計画の基本方針

1) 基本方針

管内における家庭系一般廃棄物については、ごみの排出抑制や景気の低迷などにより、近年は減少傾向を示している。本計画では、管内の状況及び国や京都府の状況を踏まえ、効率的なごみの減量を進め、適正な廃棄物処理システムを構築するとともに、管内において発生するごみを長期的かつ安定的に処理できる体制の構築を目指し、ごみ処理に関する基本方針を以下のように定めることとする。

基本方針 1（排出段階での対策：構成市町との連携による排出抑制の徹底

ごみの収集事業を運営する構成市町と収集されたごみに対し中間処理事業、最終処分事業を運営する本組合が連携して分別収集のさらなる啓発を図る。また、環境教育などを通じて 3 R の中でも最も重要な Reduce（リデュース：排出抑制）について率先して取り組むことにより、排出抑制の徹底を図る。

基本方針 2（再資源化対策）：効率的かつ多様な再資源化体制の整備による循環型社会の構築

徹底した排出抑制を図った上で、発生する不要物については、Reuse（リユース：再使用）及びRecycle（リサイクル：再生利用）を図る。また、粗大ごみ処理施設の更新及びプラスチック製容器包装資源化施設の整備など、効率的かつ多様な再資源化体制の整備を図ることにより、さらなる循環型社会の構築を目指す。

基本方針 3（適正処理対策）：環境負荷の少ない適正なごみ処理体制の確立・継続による低炭素社会の構築

ごみの排出抑制、再使用、再生利用が促進され、残ったものについては、地球環境保全の観点から周辺環境に対し負荷の少ない、安全かつ適正なごみの処理・処分を行う。また、焼却処理施設の更新を伴う高効率発電の導入などにより、ごみの持つエネルギーを可能な限り回収し、低炭素社会の構築を目指す。

2) 計画期間

本計画は、計画期間を 10 年間（平成 24 年度～平成 33 年度）とする。また、計画目標年度を平成 33 年度、中間目標年度を 5 年後の平成 28 年度に設定し、本計画に掲げる各施策の進捗や事業内容について評価を行うものとする。

○計画期間（10年間）	平成24年度～平成33年度
○中間目標年度（5年後）	平成28年度
○計画目標年度（10年後）	平成33年度

3. 計画の目標

1) ごみの総排出量

目標年度におけるごみ総排出量（集団回収量を含む）を以下のとおりとする。

○中間目標年度 平成28年度：121,783 t（▲2.0%）

○計画目標年度 平成33年度：119,284 t（▲4.0%）

※（ ）の数值は基準年度である平成22年度排出量(124,220 t)に対する削減率を示す。

2) 家庭系ごみ排出量

各種排出抑制施策を導入することにより、家庭系ごみにおける削減量の向上を図り、目標年度における家庭系ごみ排出量（集団回収量を除く）を以下のとおりとする。

○中間目標年度 平成28年度：81,702 t（▲2.3%）

○計画目標年度 平成33年度：79,728 t（▲4.7%）

※（ ）の数值は基準年度である平成22年度排出量(83,648t)に対する削減率を示す。

3) 事業系ごみ排出量

事業者に対して、各種減量化・再資源化に関する啓発を強化することにより、事業系ごみにおける削減量の向上を図り、目標年度における事業系ごみ排出量を以下のとおりとする。

○中間目標年度 平成28年度：23,428 t（▲1.0%）

○計画目標年度 平成33年度：23,191 t（▲2.0%）

※（ ）数值は基準年度である平成22年度ごみ排出量(23,665t)に対する削減率を示す。

4) 再資源化量及びリサイクル率

各種再資源化施策により、目標年度における再資源化量及びリサイクル率（集団回収量を含む）を以下のとおりとする。

○中間目標年度 平成28年度：26,195 t（21.5%）

○計画目標年度 平成33年度：26,450 t（22.2%）

※1（ ）数值はリサイクル率を示す。

※2 平成22年度資源化量（23,285 t）

スラグ等資源化量3,601 t 含まず。

※ リサイクル率：ごみ総排出量（中間目標年度 121,783 t / 計画目標年度 119,284 t）に占める再資源化量の割合

5) 最終処分量

各種排出抑制・再資源化施策により、目標年度における最終処分量を以下のとおりとする。

○中間目標年度 平成28年度：19,068 t

○計画目標年度 平成33年度：18,611 t

※1 平成22年度最終処分量（14,023 t）

※2 クリーン21長谷山の灰溶融施設停止に伴い、最終処分量は増加するが、廃溶融の際に使用する灯油や電力等の使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制し、低炭素社会の構築に寄与することとする。

6) 組合の活動経緯

平成 11 年度以降の城南衛生管理組合の活動経緯

実施年度	計画・法令及び新規事業等	施設整備関係
平成 11 年度	・長谷山工場更新に関する技術的検討及び更新に向けた基本計画の作成 ・ISO14001 認証取得準備 ・情報公開条例制定準備 ・広報紙「せいそう」を「エコネット城南」に名称変更	・折居工場ダイオキシン類低減対策事業開始（3 ヶ年事業） ・長谷山工場ごみクレーン自動化 ・リサイクル工房開設（自転車、ガラス、家具工房開始、新長谷山清掃控除準備室設置）
平成 12 年度	・長谷山工場更新事業基本計画策定 ・事業地周辺環境影響評価の方法書作成 ・情報公開条例制定	・次期埋立処分地建設事業着手 ・長谷山工場ダイオキシン類低減対策事業開始（2 ヶ年事業） ・第二期容器包装廃棄物分別収集に向けたストックヤード増設（発泡食品トレー 第一次保管施設） ・資源化センターペットボトル圧縮機増設（ペットボトル搬入増加対策） ・長谷山工場 24 時間運転体制開始
平成 13 年度	・発泡食品トレー分別収集開始 ・剪定枝リサイクル事業開始 ・ISO14001 認証取得	・折居工場ダイオキシン類低減対策事業開始（竣工年） ・長谷山工場ダイオキシン類低減対策事業開始（竣工年） ・長谷山工場更新事業に伴う環境影響評価等本格実施 ・「グリーンヒル三郷山」開設（埋立処分地施設） ・新長谷山清掃工場建設推進室設置 ・「奥山埋立センター」を「奥山リユースセンター」に名称変更
平成 14 年度	・グリーン購入推進 ・ごみ処理基本計画（平成 14 年度改訂版）策定 ・生活排水処理基本計画（平成 14 年度改訂版）策定 ・廃食油回収事業開始	・旧沢第 1 清掃工場管理棟解体工事 ・折居清掃工場及び長谷山清掃工場のダイオキシン類対策工事完了
平成 15 年度	・城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例（規則）施行 ・ごみ中継車へのディーゼル微粒子除去装置の装着 ・管内統一による「紙ング推進計画」スタート ・「資源有効利用促進法」に基づき、事業者による家庭用パソコン回収及びリサイクル開始	・新長谷山清掃工場建設事業開始（4 ヶ年事業） ・折居清掃工場基幹的設備補修整備事業着手（ごみ自動計量装置更新工事等） ・洛南浄化センターへの下水投入停止（7 月～）
平成 16 年度	・ISO14001 認証取得に伴う第 1 回更新審査合格及び「エコ事業所活動」の推進 ・地球温暖化対策実行計画「地球元気プラン」を策定 ・「家電リサイクル法」の対象品目に電気冷蔵庫追加 ・「自動車リサイクル法」の施行 ・剪定チップ化物配布事業スタート（地域住民対象）	・洛南浄化センターへの下水投入再開 ・沢第 2 清掃工場休止
平成 17 年度	・リサイクルプラザで「衣服工房」スタート ・「ごみ有料化研究会」を発足 ・「循環型社会形成推進交付金制度」が創設 ・剪定枝チップ化物配布事業の対象を事業者まで拡大	・ごみ中継場設備機器の更新 ・沢第 1 清掃工場を「クリーンピア沢」へ名称変更
平成 18 年度	・ごみ処理基本計画（平成 18 年度改訂版）策定 ・生活排水処理基本計画（平成 18 年度改訂版）策定 ・「城南衛生管理組合地域循環型社会形成推進地域計画」策定	・「クリーン 21 長谷山」竣工 ・リサイクルプラザを「エコ・ポート長谷山」に名称変更 ・折居清掃工場精密機能検査実施 ・溶融スラグ利用舗装実証試験実施
平成 19 年度	・溶融スラグのアスファルト混合材等への利用開始 ・ISO14001 認証取得に伴う第 2 回更新審査合格 ・「改正容器リサイクル法」の施行	・長谷山清掃工場解体・跡地整備事業（3 ヶ年事業）

平成 20 年度	・地球温暖化対策実行計画「地球元気プラン」の総括	
平成 21 年度	・地球温暖化対策実行計画「地球元気プランⅡ」を策定	・スラグ等ストックヤード竣工
平成 22 年度	・環境 ISO14001 の自主宣言への移行	
平成 23 年度	・折居清掃工場及び粗大ごみ処理施設等の更新事業に係る基本計画の策定	・クリーン 21 長谷山廃熔融設備の稼働停止 ・沢ごみ中継場の運転委託化 ・エコ・ポート長谷山の資源化業務の委託範囲拡大 ・クリーン 21 長谷山構内道路改良工事
平成 24 年度	・折居清掃工場更新の環境影響評価の開始 ・ごみ発電及び容器包装廃棄物リサイクル事業等循環型社会の構築に向けた事業の一層の推進 ・環境 ISO14001 適合自主宣言活動の全庁サイト拡大及び地球温暖化対策実行計画（第 2 期）の推進 ・広報紙「エコネット城南」や「組合設立 50 周年記念誌」の発行、絵画募集等を通じた環境情報の積極的発信	・粗大ごみ処理施設等更新事業の工事着手 ・クリーン 21 長谷山周辺整備事業完成 ・クリーン 21 長谷山の一部運転委託の拡大
平成 25 年度	・「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」施行 ・折居清掃工場更新事業の環境影響評価の実施及び事業方式（DBO 方式）の決定など事業工程の進捗	・粗大ごみ処理施設等更新事業の建築工事本格実施 ・沢第 2 清掃工場解体撤去事業の完了 ・奥山埋立処分地排水処理施設再稼働に向けた整備工事の実施
平成 26 年度	・機構改革 安全推進室の設置 ・地球温暖化対策実行計画「地球元気プランⅢ」策定 ・管内 3 市 3 町でプラスチック製容器包装の分別収集スタート	・奥山埋立処分地排水処理施設の機能復旧 ・奥山リユースセンターの運転停止及び新粗大ごみ処理施設（リサイクルセンター長谷山）の試運転開始 ・折居清掃工場更新施設整備運営事業にかかる事業者（落札者）を決定
平成 27 年度	・折居清掃工場更新事業の環境影響評価書作成	・リサイクルセンター長谷山の稼働開始 ・折居清掃工場更新事業の建設工事着工

7) ごみ処理施設に関する事項

図表2 処理施設の概要

焼却施設	処理主体	城南衛生管理組合	
	1	施設名	クリーン21長谷山
		所在地	京都府城陽市富野長谷山1-270
		形式	全連続燃焼式
		基準能力	120t/日×2基
	2	施設名	折居清掃工場
		所在地	京都府宇治市宇治折居18
		形式	全連続燃焼式
		基準能力	115t/日×2基
	3	施設名	小動物専焼炉
		所在地	京都府城陽市富野長谷山1-270
		形式	台車付直上再燃焼式
		基準能力	100kg/2H(最大)
破碎施設	処理主体	城南衛生管理組合	
	1	施設名	リサイクルセンター長谷山
		所在地	京都府城陽市富野長谷山1-270
		形式	二軸低速回転式 + 堅型高速回転式
		基準能力	60t/日・5H
資源化施設	処理主体	城南衛生管理組合	
	1	施設名	エコ・ポート長谷山
		所在地	京都府城陽市富野長谷山1-270
		基準能力	43t/日・5H
	2	施設名	リサイクルセンター長谷山
		所在地	京都府城陽市富野長谷山1-270
		基準能力	17t/日・5H
埋立処分場	処理主体	城南衛生管理組合	
	1	施設名	グリーンヒル三郷山
		所在地	京都府久世郡久御山町佐古梶石1-3
		全体面積	55,038㎡
		埋立地面積	17,000㎡
		全体容量	200,000㎡
		埋立方法	サンドイッチ工法
		埋立計画	平成45年度まで
		平成28年4月1日現在の現況	
		残余量	108,000㎡
		年間埋立量	800㎡
		年間覆土量	200㎡

出典：城南衛生管理組合 平成28年度一般廃棄物処理実施計画

ごみの処理施設はいずれも、城南衛生管理組合が管理運営しています。

今後、各施設の運転体制では、必要に応じて民間活力の導入を図り、社会経済的に効率的な行政経営となるよう努めることとします。

4 広域臨海環境整備センター「大阪湾広域臨海環境整備センター」

広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）に基づいて設立された大阪湾広域臨海環境整備センターに対して、城南衛生管理組合では、平成4年以降、焼却した後の焼却灰等を搬入しています。

城南衛生管理組合で焼却した後の焼却灰等は年間1万2千～1万3千トン近くにも及びますので、継続的かつ計画的に受け入れる施設はこの他に見受けられません。

第3章 策定に当たって整理すべき事項

平成28年9月に策定された「ごみ処理基本計画策定指針」環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課編において、ごみ処理基本計画策定に当たって整理すべき事項として、計画の策定に当たっては、(1)人口や産業の概況、(2)ごみ処理の現況や課題、(3)国、関係都道府県、関係市町村におけるごみ処理行政の動向等の計画策定の背景を整理した上で、計画策定の基本的な考え方を示すものとする。と規定されています。これにより以下、順に現状等を説明します。

1 市の概要

(1) 位置・地勢・気象 —近畿の中央に位置する八幡市—

本市と近畿圏最北端の経ヶ岬を結んだ距離を半径として円を描くと、圏域のほとんどがその中に入り、本市は近畿圏のほぼ中央に位置しているといえます。京都府の南西端で大阪府境に接し、木津川・宇治川・桂川の三川が合流して淀川となる地点で、京都市、大阪市という二大都市の中間にあります。

面積は24.35km²、最大幅は東西約6.7km、南北約8.5kmで、北部から東部にかけては、淀川、木津川を境界にして島本町・大山崎町・久御山町・城陽市と、南東部は京田辺市と、西部は枚方市と接しています。西部の緑豊かな男山から南部の美濃山地域にかけてはなだらかに起伏した丘陵地で、その他の地域はおおむね平地で形成されています。平地部には、一級河川の大谷川・防賀川が流れ、また、中央部から東部にかけては田園が広がっています。

市の北部には、京都・大阪間の鉄道が運行され、京都市中心部へ25分、大阪市中心部へ35分で都市圏への通勤が可能で、南部の住宅地と隣接した京田辺市にも鉄道が運行され、奈良市内へも1時間以内の通勤が可能な場所です。

道路網も第二京阪道路と京都第二外環状道路の幹線道路と、市内中心部を国道1号が通過し、隣接の城陽市・京田辺市にも幹線道路の京奈和自動車道が通るなど、交通の至便な立地条件を有しています。気候は、年間を通じて比較的温暖で、年間の平均気温は約16℃、降水量にはばらつきがありますが、近年では年間1,500mm程度です。



(2) 人口動態

昭和 30 年代における京都・大阪都市圏の広がり、近隣地域への人口分散、ベッドタウン化をもたらしました。昭和 40 年代後半には日本住宅公団(現 独立行政法人都市再生機構)による男山団地の開発が主因となって、全国屈指の人口急増をみました。

昭和 50 年には人口が 5 万人を超え、昭和 52 年 11 月 1 日に市制を施行、八幡市が誕生しました。

翌年、「都市としての基盤づくり」を中心とした第 1 次八幡市基本構想を策定し、急増した人口に対するための下水道、教育・文化・スポーツ施設、保健・福祉施設の整備等を積極的に進め、昭和 62 年には「都市としての成長」を基本とした第 2 次基本構想に改定し、計画人口 10 万人のまちづくり施策を展開してきました。

しかし、一時期に急激な増加をみた人口が停滞傾向をみせ、社会情勢や市民の価値観や生活様式が変わるとともに、本市のまちづくりに大きな影響を与える第二京阪道路や京都第二外環状道路、新名神高速道路等の広域幹線道路の計画や整備が進展する中、これらの動向に的確に対応し、市民ニーズに応じていくために、平成 9 年には「～人の心も美しいまちの姿も美しい～活力あふれみどり彩る 生活都市」をめざし第 3 次八幡市総合計画を策定し市政を推進してきました。

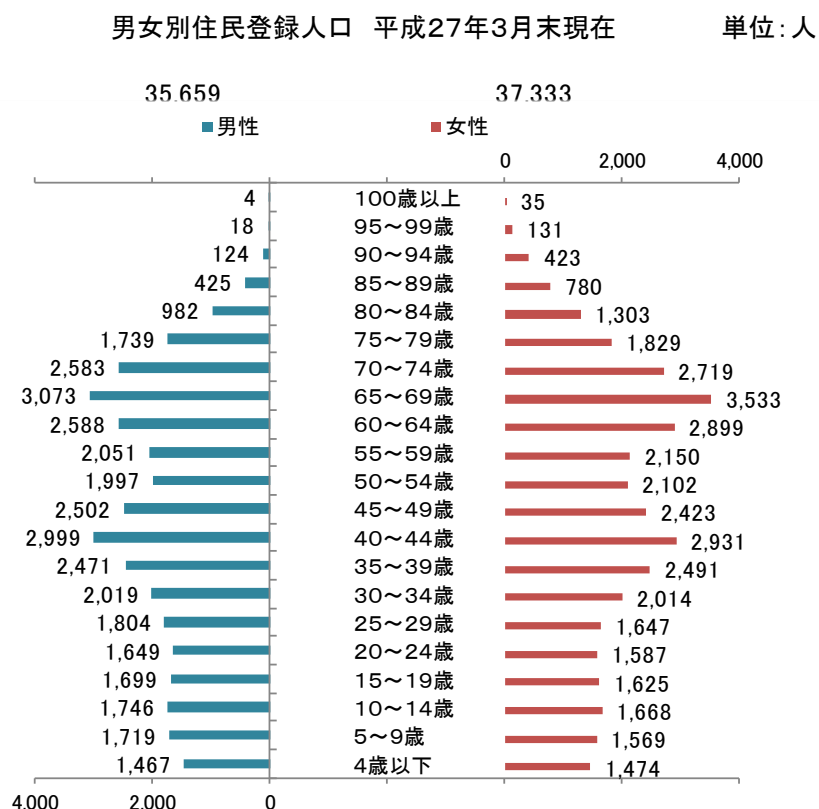
平成 19 年には「自然と歴史文化が調和し 人が輝く やすらぎの生活都市～自立と協働による個性あふれるまちづくり～」を八幡市の新しい総合計画の将来都市像として第 4 次八幡市総合計画を策定し、まちづくりを進めています。

市制施行前後の人口の状況をみると、平成 5 年に 7 万 6 千人を超えたのを境に、平成 13 年まで微減の傾向が続きました。平成 14 年からは市南部地域の開発に伴い微増傾向を示し、7 万 3 千人前後で推移しています。

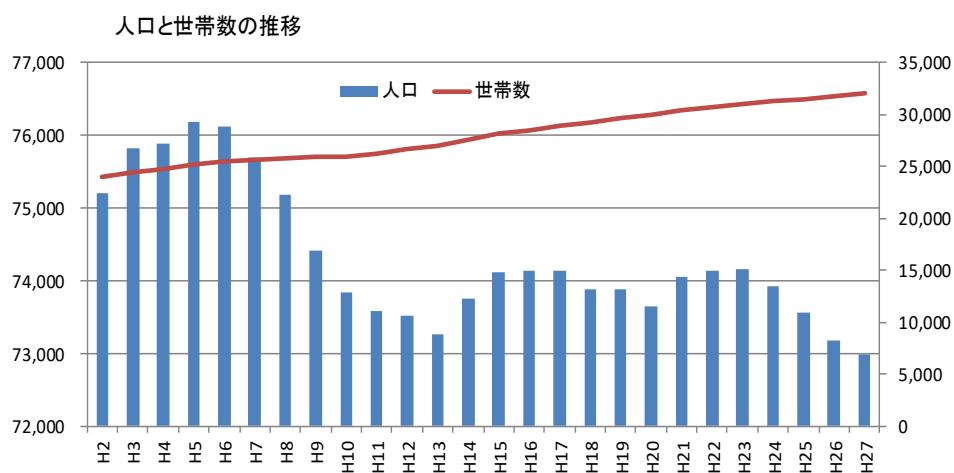
年齢構成でみると、市制施行後の昭和 55 年には男山団地を中心に若い世帯が増加し、年少人口(14 歳以下)が 30.5%、生産年齢人口(15～64 歳)が 64.5%、老年人口(65 歳以上)が 5.0%でしたが、それぞれ平成 17 年には、13.9%、69.4%、16.7%と少子高齢化が進行しています。

年代別構成人口から推察すると、平成 21 年 4 月時点では 60～64 歳及び 35 歳～39 歳が階級のピークでありましたが、平成 27 年 3 月末時点では 65～69 歳と 40～44 歳の階級にピークがあり、5 歳高齢化しています。さらに 10 年後には高齢化が一層進むことが予想されます。

図表 3 年代別構成人口



図表 4 人口と世帯数の推移

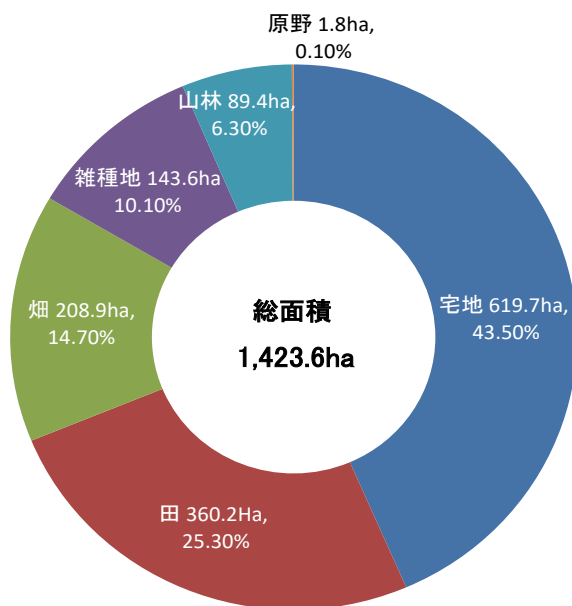


出典: 八幡市統計書

(3) 土地利用

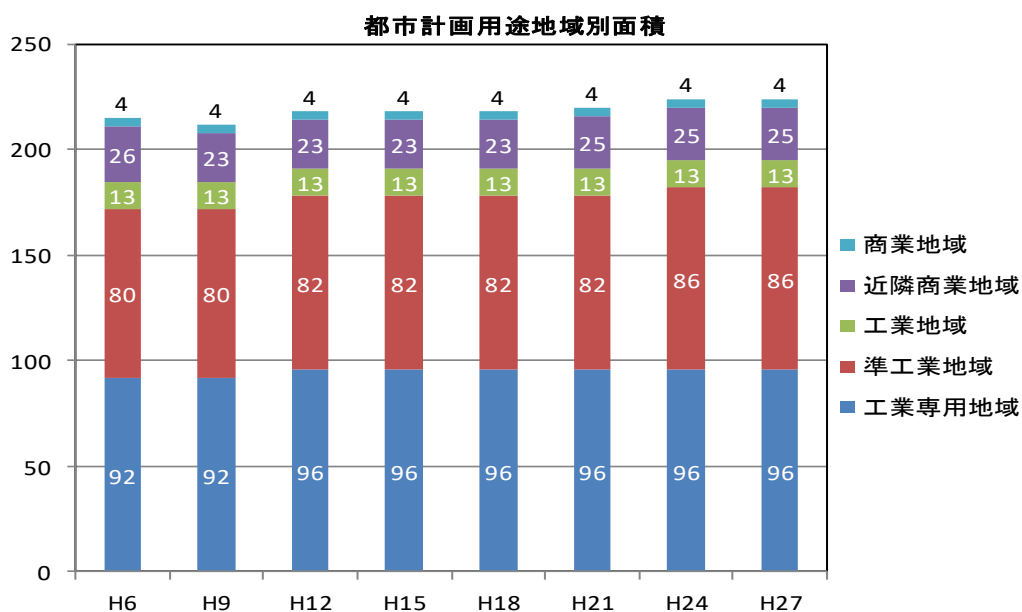
平成 27 年における地目別面積では、宅地が 43.5%と最も多くなっています。都市計画用途地域別面積の推移をみると、商業地域はほぼ横ばいであるのに対し、平成 6 年から平成 12 年にかけて準工業地域及び工業地域の拡大傾向が見られました。その後、平成 24 年にも準工業地域の拡大がありました。

図表 5 地目別面積(平成 27 年 1 月 1 日)



(出典：八幡市統計書)

図表 6 都市計画用途地域別面積



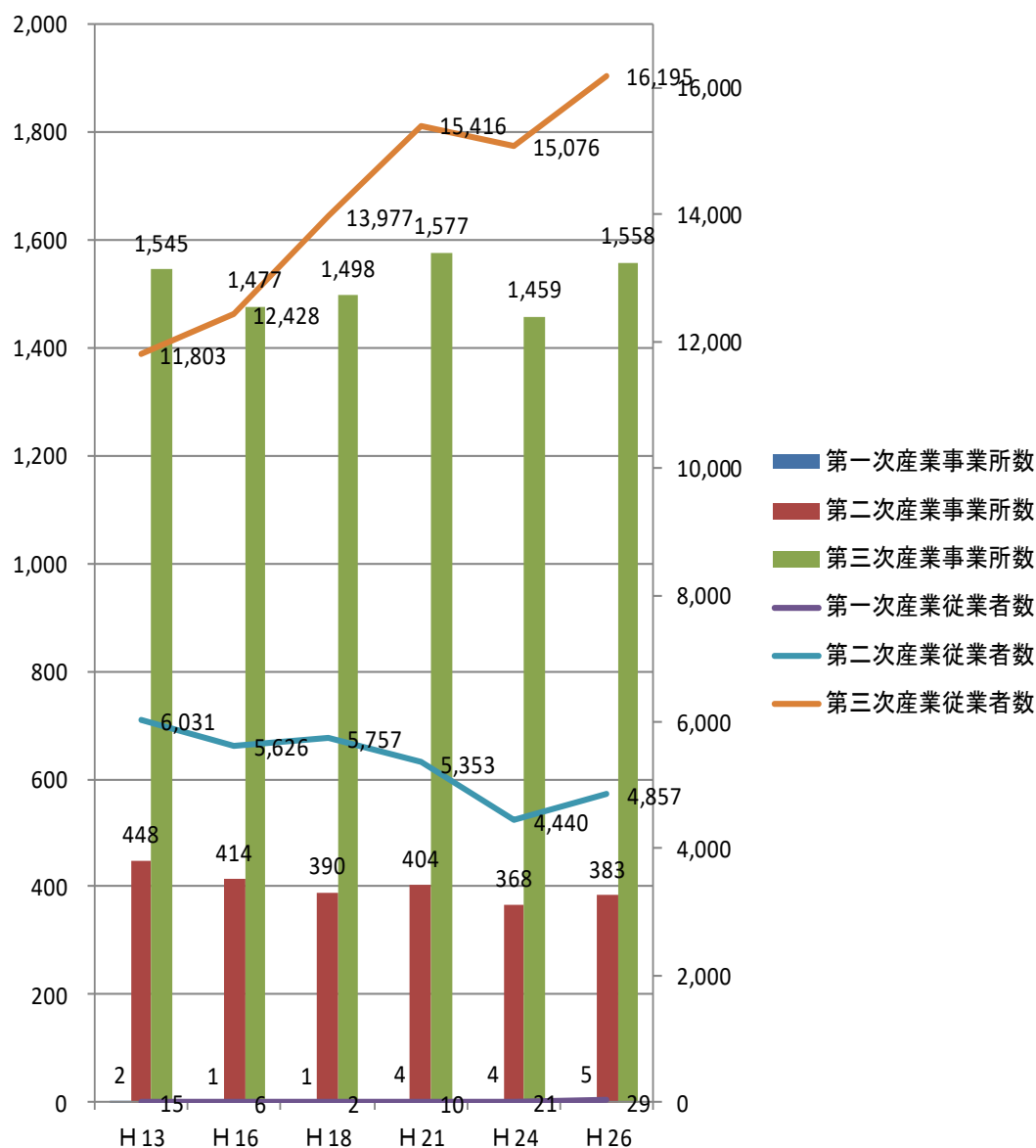
(出典：八幡市統計書)

(4) 産業の動向

八幡市においては、第1次産業の従事者は少なく、8割弱を第3次産業が占め、2割強を第2次産業が占めています。

また、従業者数の内訳をみますと、市内では卸売・小売業・飲食店が最も多く32%を占め、次いで製造業、サービス業がそれぞれ全体の2割以上を占め、これら3業種で全体の8割以上を占めています。

図表7 産業別事業所数および従業者数



(出典：八幡市統計書)

(5) 第4次総合計画との関係

本計画は、廃棄物処理法同条第3項の規定に基づいて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即して、本計画を策定します。すなわち、第4次八幡市総合計画の基本構想に掲げる「自然と歴史文化が調和し 人が輝く やすらぎの生活都市 ～自立と協働による個性あふれるまちづくり～」を八幡市の将来都市像としてまちづくりを進めるための取組方針とします。

＊ 第4次八幡市総合計画 後期基本計画より 抜粋

Ⅲ. 部門別計画

第3章

豊かな自然を守り、 循環型の社会づくりを進めるまち

●成果指標

指 標	計画当初値	現状地（H23）	目標値
調査地点における河川の BOD環境基準達成率	100.0%	98.39%	100.0%
市域における 温室効果ガス排出量	284,922t-CO2/年	※294,818t-CO2/年	261,668t-CO2/年
不法投棄件数	107件/年	146件/年	0件/年
野外の違法な燃焼行為件数	61件/年	1件/年	0件/年
市民1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	616g	608g	598g
資源化率（可燃系）	—	16.42%	25%
資源化率（不燃系）	—	12.54%	25%

※については、平成23年3月31日実績

第3節 循環型社会

[めざす姿]

■ 廃棄物の発生抑制（リデュース）、資源の再利用（リユース）、資源の再生利用（リサイクル）等の促進により、環境への負荷の少ない循環型社会が形成されていることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

平成12年に、廃棄物の減量や再資源化を優先する基本姿勢を示した「循環型社会形成推進基本法」が制定され、平成19年4月には「改正容器包装リサイクル法」が施行されたことにより、商業施設等でのレジ袋の有料化がスタートし、循環型社会の形成に向けてはリデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）の3Rの推進や廃棄物の適正な処理が重要となってきました。

本市では、循環型社会の形成に向けて、これまで、ごみの分別収集や資源物の回収活動を行った団体への助成、大型ごみの収集有料化、ごみ袋の透明化、買い物袋持参運動等の取組を行ってきました。ごみ収集車の更新に際しては、環境に配慮した低公害車を導入してきました。また、資源物回収の拡大を行うとともに、平成22年度から、ごみ収集業務の一部民間委託を試行的に実施してきました。

今後も、市民及び事業者等によるより一層の取組を促進し、自治組織団体をはじめとする各種団体等と協働した啓発活動を進めていく必要があります。

また、3Rの推進によるごみの減量化や、産業廃棄物¹⁰を含む事業系ごみの適正処理の促進、市民との合意による効率的な収集システムの確立等を進めていく必要があります。

[施策体系]

1. ごみ減量化の推進	(1) 発生抑制と再利用の推進
	(2) リサイクルの推進
2. 収集システムの確立	(1) 収集体制の整備
	(2) 収集拠点の整備
3. 城南衛生管理組合の効率的運営の促進	(1) 処理施設・処分地の整備
	(2) し尿処理対策の促進

¹⁰ 産業廃棄物：主に工場など事業所が出す廃棄物で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチックなど6種と、同法施行令で規定された鉱さい、建設廃材、畜産農業にかかわる動物の死体や糞尿など13種をさす。

[取組の内容]

1. ごみ減量化の推進

(1) 発生抑制と再利用の推進【重点】

- ・買い物袋持参運動や地域懇談会等の開催を促進し、ごみの発生抑制と再利用を進めます。
- ・産業廃棄物を含む事業系ごみの動向の把握と指導を推進します。
- ・有料によるごみ収集のあり方について検討します。

(2) リサイクルの推進【重点】

- ・資源物の回収を進めるとともに、3R推進の拠点整備を進めます。
- ・プラスチック製容器包装のリサイクル化を進めます。

2. 収集システムの確立

(1) 収集体制の整備

- ・さらなる分別収集や、廃食油の回収を推進します。
- ・収集業務の一部民間委託化を推進します。

(2) 収集拠点の整備

- ・資源物回収拠点の増設や定点収集を推進します。

3. 城南衛生管理組合¹¹の効率的運営の促進

(1) 処理施設・処分地の整備

- ・適切な維持管理を促進します。

(2) し尿処理対策の促進

- ・し尿処理の効率的な運営を促進します。
- ・沢清掃工場の跡地利用を検討します。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	・ごみ減量化やリサイクルの推進への理解と協力 ・買い物袋の持参 ・ごみの定点収集への理解と協力
NPO等・	・3R活動の推進
事業者等	・事業系廃棄物の減量化への理解と協力 ・ごみの適正排出への理解と協力

¹¹ 城南衛生管理組合：宇治市・城陽市・八幡市・久御山町・井手町・宇治田原町の3市3町で構成する一部事務組合。ごみ処理やし尿処理など、広域行政による効率的な事業を進めている。

ごみ処理状況の推移

(単位：t)

年度 区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
可燃ごみ	11,789	11,753	11,623	11,396	11,570
不燃ごみ	4,160	4,094	4,184	4,258	4,201
容器包装廃棄物	705	647	636	634	676
年間総収集量	16,654	16,494	16,443	16,288	16,447

(注) 不燃ごみには、スプレー缶・土砂等が含まれる。容器包装廃棄物には剪定枝は含まない。

(資料) 環境業務課

リサイクル状況の推移

(単位：kg)

年度 区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
缶	122,560	109,300	111,310	99,670	98,320
びん	372,000	355,940	345,070	354,500	346,920
牛乳パック	29,360	29,150	27,720	29,170	27,350
ペットボトル	163,100	135,430	134,710	131,860	120,270
発泡食品トレー 発泡スチロール	18,240	17,500	17,260	18,780	18,570
総数	705,260	647,320	636,070	633,980	611,430

(注) 缶はアルミ缶とスチール缶の計。

(資料) 環境業務課

写真省略

写真省略

市内小学校で回収されたペットボトルキャップ

買い物袋持参運動での街頭啓発活動

第4章 八幡市のごみ処理の現況と課題

1 ごみ収集事業の変遷

年 月	出 来 事
昭和30年9月	ごみの投棄が町内の各所で目立つようになった。職員1人を採用して道ばたや空き地に投棄されたごみを4ヵ所に集めて野焼きを始める。これが市のごみ行政の出発点となる。
32年9月	ごみの増加に伴い、自動三輪車でごみの収集を開始。収集したごみは、竹藪の肥料等に利用する。
35年9月	町内（現在の男山美桜地区）にごみ焼却場を建設。1日5トンのごみを処理。この焼却場は、男山団地の建設に伴い昭和46年に撤去。
39年11月	八幡町（当時）・宇治市・城陽町（当時）・久御山町・宇治田原町の1市4町で組織していた“し尿処理組合”を“城南衛生管理組合”と改称し、ごみ処理を業務に加える。
12月	八幡町清掃条例を制定。
43年8月	城南衛生管理組合のごみ焼却場（長谷山焼却場）が城陽市に完成し操業を開始。これを機に、町のごみ収集を無料化。
45年1月	燃えないごみ（不燃ごみ）の収集を委託で開始。
47年4月	町内沢地区に城南衛生管理組合のごみ中継所が完成。収集されたごみをここに集めた後、長谷山焼却場に搬送。これを機に、燃えるごみ（可燃ごみ）の週2回収集開始。
48年6月	城南衛生管理組合の埋立処分地（奥山埋立処分地）が城陽市に完成し操業開始。
7月	燃えないごみ（不燃ごみ）収集を町の直営に切り替え。
49年7月	城南衛生管理組合が長谷山清掃工場（長谷山焼却場を改称）で焼却しきれないごみを枚方市等に処理委託。昭和55年3月まで。
52年8月	大掃除実施時（8月・12月）に、粗大ごみの無料収集を開始。
11月	市制施行。
53年4月	八幡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を制定。
5月	“清潔で美しいまちづくり運動”がスタート。昭和63年度で廃止。
8月	有料で粗大ごみの戸別収集を開始。
54年3月	城南衛生管理組合の沢ごみ中継場更新工事完成。
8月	燃えないごみ（不燃ごみ）の収集を20日隔に短縮。
55年4月	食用廃油の回収を35ステーションで実施。
8月	粗大ごみの無料収集を年2回（日曜日）実施。
11月	川口東扇・西扇をモデル地区に、空きびん回収実施。昭和61年度まで。
56年4月	城南衛生管理組合で統一してごみの呼称変更。「燃えるごみ」を「燃やすごみ」に、「燃えないごみ」を「燃やさないごみ」にそれぞれ変更。
59年11月	廃乾電池分別回収開始。
60年5月	燃やさないごみ月2回収集に短縮。
61年3月	城南衛生管理組合の第2ごみ焼却施設として宇治市に折居清掃工場が完成。城陽市に奥山粗大ごみ処理施設が完成。
63年3月	男山団地内に食用廃油回収貯蔵庫新設。

年 月	出 来 事
63年4月	空きびんの分別回収を71ステーションで実施。
平成元年4月	燃やさないごみ週1回収集に拡大。
3年4月	市民団体と共催で、小学校を拠点に牛乳パックの分別回収実施。
8月	空き缶リサイクルの啓発対策として空き缶プレスカー購入。「リサイクルやわた号」と命名。
4年6月	空き缶プレスカーを使用し空き缶の分別回収を97ステーションで実施。
8月	城南衛生管理組合が大阪湾広域臨海環境整備センターへの廃棄物搬入を開始。
5年11月	環境基本法制定される。
7年8月	組織機構の改革により市民部環境課から生活環境部環境事務所に所管変更。
9年4月	容器包装リサイクル法の施行に伴い資源ごみ収集に新たにペットボトルが加わる。
10年4月	組織機構の改革により、生活環境部環境事務所から環境経済部環境事務所に組織改変。
11年1月	城南衛生管理組合のリサイクル・プラザ（エコポート長谷山）が完成。
6月	市内で集団回収している団体に対し、再生資源化奨励金交付制度を実施。
12年2月	リサイクル推進員によるごみの分別、減量、リサイクルの啓発活動開始。
6月	循環型社会形成推進基本法制定される。
7月	取扱困難物（LPガスボンベ、バッテリー、消火器、タイヤ）の収集開始。
	環境経済部環境事務所が業務課とごみ減量推進課に2課制になる。
	電気式生ごみ処理機購入費補助制度実施。平成15年3月に廃止。
13年3月	城南衛生管理組合の埋立処分場として、久御山町にグリーンヒル三郷山埋立処分場が完成。
4月	粗大ごみの無料収集（年2回）を廃止し、随時収集受付を実施。
	限りある資源を大切にす意味で、「資源ごみ」の呼称を「資源物」に改める。
	発泡食品トレー、スチロール類の分別回収を公共施設で実施。
	家電リサイクル法で家電4品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）のリサイクルが義務付けられる。
	資源物回収全地域を、直営からシルバー人材センターに委託。
10月	ごみ袋の透明化を実施。
	八幡市環境基本計画策定。
14年4月	八幡市環境自治体宣言。
7月	カラスよけネット等購入費補助制度実施。
15年2月	発泡食品トレー、スチロール類及びカセットボンベ、スプレー缶の分別回収を市内全域で実施。
4月	市内全域で燃やすごみ午前中収集、燃やさないごみ午後収集を実施。
	収集作業中に塵芥収集車のステップへの乗車を禁止。
	収集作業中の安全ベスト着用義務化実施。
	パソコンリサイクル始まる。

年 月	出 来 事
15 年 10 月	資源物回収の一部をシルバー人材センターから民間に移行委託（国道 1 号から東側の地域）。これにあわせて、美濃山地区で試行的に、ごみ集積場において資源物を回収。
16 年 4 月	家電 4 品目に「電気冷凍庫」が追加される。
17 年 1 月	自動車リサイクル法で自動車のリサイクル始まる。
4 月	八幡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例を制定。
18 年 4 月	八幡市美しいまちづくりに関する条例公布。（10 月施行）
8 月	城南衛生管理組合のごみ焼却場として、クリーン 21 長谷山が完成。
20 年 1 月	環境自治体宣言のまちにふさわしい、環境に配慮した天然ガス塵芥車 1 台（4 t 車）購入。
21 年 1 月	環境に配慮した天然ガス塵芥車 1 台（2 t 車）購入。
4 月	家電 4 品目のテレビジョン受信機に「液晶式のもの及びプラズマ式のもの」と電気洗濯機に「衣類乾燥機」が追加される。
10 月	資源物の回収（国道 1 号から西側の地域）をシルバー人材センターと民間に分割して委託。
11 月	市内公共施設を対象に、ペットボトルキャップ回収の試行を始めた。（環境保全課）
22 年 3 月	天然ガス塵芥車 1 台（2 t 車）購入。 八幡市一般廃棄物処理基本計画策定（ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画）
4 月	可燃性・不燃性一般廃棄物収集運搬業務委託開始（男山吉井・松里及び八幡月夜田、中ノ山、安居塚、福緑谷の各一部地域と男山泉・長沢地域）塵芥車 1 台
23 年 3 月	ハイブリッド塵芥車 1 台（2 t 車）購入。
4 月	可燃性・不燃性一般廃棄物収集運搬業務委託の拡大（岩田、野尻、内里、上津屋、上奈良、下奈良地域の東部地区、八幡御馬所、菖蒲池、今田、馬場、平田、沓田、三ノ甲、河原崎、神原、清水井、岸本、松原、長田、東林、広門、隅田口、山下、大芝、女郎花、植松地域と、三本橋、五反田、軸、三反長の一部地域、男山金振地域と石城、美桜一部地域）塵芥車 3 台
7 月	7 月 24 日に、今までのテレビ放送（地上アナログ放送）が終了し、地上デジタル放送に完全移行する。ブラウン管テレビの不法投棄が増加する。半年で、昨年の年間台数 52 台に達する。
24 年 2 月	環境に配慮した低公害車購入（2t ハイブリット塵芥車 1 台、3.5 t ディーゼル塵芥車 1 台）
11 月	環境に配慮した低公害車購入（3.5 t ディーゼル塵芥車 1 台）
25 年 3 月	環境に配慮した低公害車購入（3.5 t ディーゼル塵芥車 2 台）
4 月	白色半透明ごみ袋のごみ出し可
10 月	カラスよけネット等購入費補助金交付要綱の一部改正 環境に配慮した低公害車購入（2 t ディーゼル塵芥車 2 台）
26 年 3 月	環境に配慮した低公害車購入（2 t ディーゼルパワーゲートダンプ 1 台）
26 年 5 月	八幡市ふれあい訪問収集実施
27 年 1 月	環境に配慮した低公害車購入（3.5 t ディーゼル塵芥車 2 台） 城南衛生管理組合のリサイクルセンター長谷山が試運転を開始 プラスチック製容器包装分別収集開始

年 月	出 来 事
27 年 3 月	環境に配慮した低公害車購入（2 t ディーゼル塵芥車 1 台） 八幡市の家庭ごみの分け方・出し方冊子作成 全戸配布
28 年 1 月	環境に配慮した低公害車購入（3.5 t ディーゼル塵芥車 2 台）
28 年 3 月	環境に配慮した低公害車購入（2 t ディーゼル塵芥車 1 台）

※低公害車：平成 17 年排出ガス規制値より NOx 又は、PM10%以上低減達成かつ平成 27 年度燃費基準達成車。

22 年新長期排出ガス規制値クリア。

2 ごみ排出量の動向

(1) ごみ排出量の推移

八幡市のごみ排出量の推移は図表 8 に示しますように、家庭系の可燃ごみは徐々に減少しています。一方少量ずつではありますが、古紙等の再生資源化に向けて取り組んでいます集団回収は、徐々に市民の皆様に浸透し微増傾向にあり、ごみ減量の方策の一つとして今後も再生資源化の取組は重要と思われます。

ごみの減量及びごみの分別化を徹底するために、八幡市自治連合会生活環境部会等の協力を得て取組を進め、平成 13 年度においてごみ袋の透明化を導入しました。

この結果、家庭系ごみの約 15%のごみ減量化が実施できました。それ以後もごみ量は横ばいの状況が続いています。事業系ごみは徐々に増加傾向が現れてきています。

図表 8



(2) ごみ処理の現状 ごみ処理フロー

本市のごみ処理の概要を、一般廃棄物処理事業実態調査（環境省実施）の平成 26 年度実績で例示します。

集団回収とは、自治会等が実施する古紙等の一斉回収で、八幡市再生資源化奨励金交付要綱により補助対象としたものです。回収後は、民間古紙取扱業者に引き渡されるため、城南衛生管理組合では中間処理されません。

また、本市が関与（上記奨励金の交付対象としたものを含む）していないご

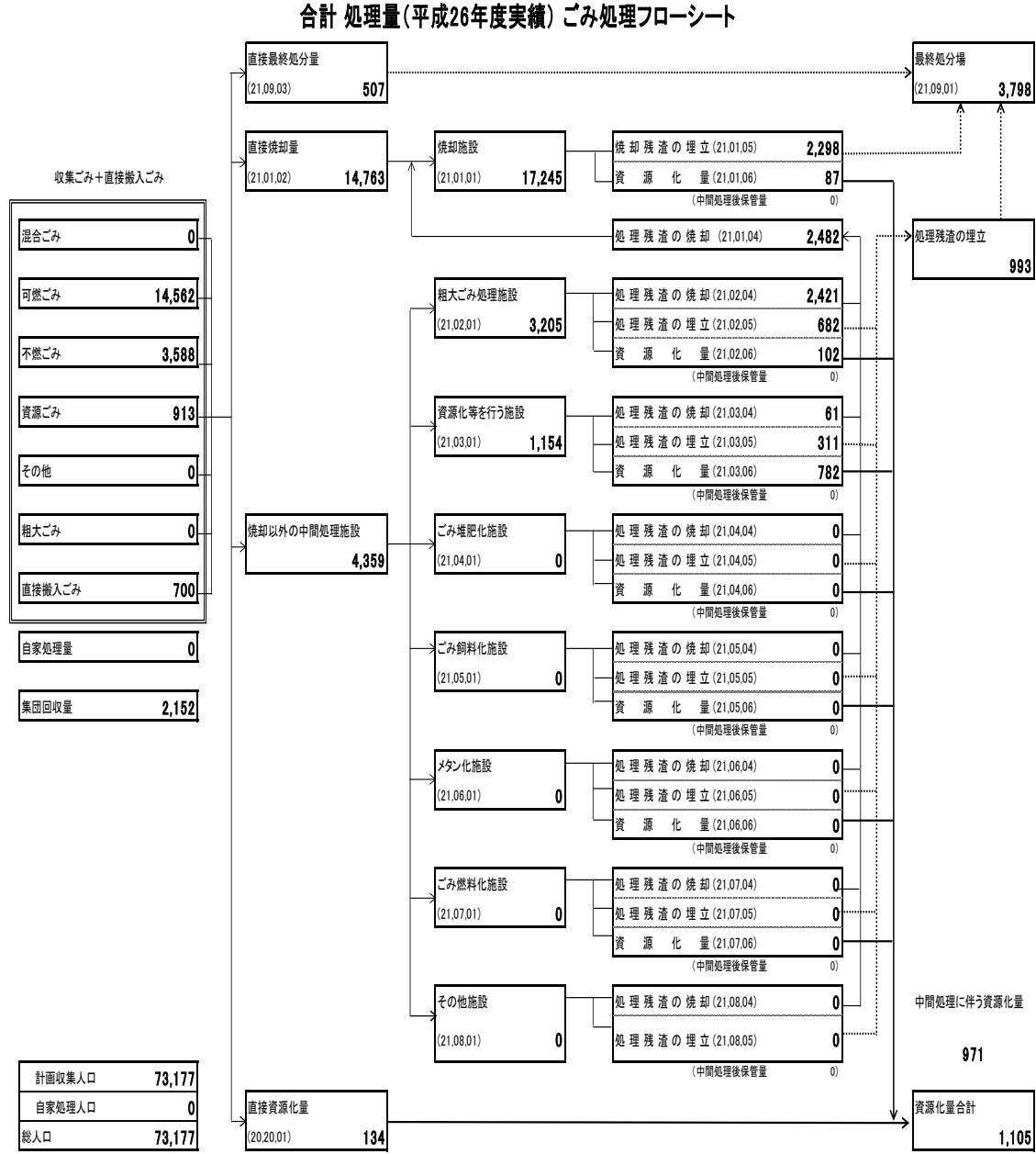
み、すなわち、メーカーや販売店が資源回収を目的として実施するものなど民間で自主的に回収されるごみも含まれていません。

八幡市独自の施策として取り組んでいます、廃食用油回収（平成 26 年度実績 6,528 トン）及び城南衛生管理組合管内では本市のみが行っている飲食店等から発生する食品残渣を回収しています。回収は民間業者にて行い、平成 26 年度実績は 96.86 トンです。食品残渣はフロー図内の資源物に含んでいます。

八幡市におけるごみの排出から収集・運搬、中間処理、最終処分に至るごみ処理の流れ（平成 26 年度実績）を図表 9 に示します。

図表 9

単位：t



（人口は平成 26 年 9 月末現在）（平成 26 年度実績 一般廃棄物処理事業実態調査より）

単位：t

八幡市処理量（平成19年度実績）

計画収集人口	73,137
自家処理人口	0
総人口	73,137
外国人人口	687

		生活系ごみ	事業系ごみ
計画収集量	収集ごみ量		
	混合ごみ	0	0
	可燃ごみ	11,792	0
	不燃ごみ	3,866	0
	資源物	738	0
	その他	0	0
	粗大ごみ	294	0
	小計	16,690	0
	直接搬入ごみ		
	混合ごみ	0	0
合計	可燃ごみ	0	3,515
	不燃ごみ	0	88
	資源物	0	497
	その他	0	0
	粗大ごみ	0	0
	小計	0	4,100
合計		16,690	4,100

ごみ処理処分量		処理量	処分量		
			残渣焼却量	残渣処分量	資源化量
施設処理	焼却処理	直接焼却	15,307	—	—
	残渣焼却	粗大ごみ処理施設	2,866	—	—
		ごみ堆肥化施設	0	—	—
		ごみ飼料化施設	0	—	—
		メタン化施設	0	—	—
		ごみ燃料化施設	0	—	—
		その他の資源化等を行う施設	47	—	—
		その他施設	0	—	—
	小計		18,220	—	1,464
	中間処理	粗大ごみ処理施設	4,148	2,866	1,034
		ごみ堆肥化施設	140	0	0
		ごみ飼料化施設	0	0	0
		メタン化施設	0	0	0
		ごみ燃料化施設	128	0	128
		その他の資源化等を行う施設	900	47	135
		その他施設	0	0	—
	小計		5,316	2,913	1,169
	小計（直接焼却+中間処理）		20,623	2,913	2,633
直接資源化量		67	—	—	67
直接最終処分量		100	—	100	—
合計		20,790	2,913	2,733	2,183

合計：施設処理+直接資源化量+直接最終処分量

生活系ごみ搬入量	16,690
事業系ごみ搬入量	4,100
集団回収量	2,352
ごみ総排出量	23,142

	直接資源化量	施設資源化量	集団回収量
紙類	0	0	2,203
紙バック	0	28	0
紙製容器包装	0	0	0
金属類	0	504	0
ガラス類	0	287	0
ペットボトル	0	127	0
白色トレイ	0	0	0
プラスチック類	18	6	0
布類	0	0	149
肥料		140	
飼料		0	
溶融スラグ		728	
固形燃料		0	
燃料		0	
セメント原料化		0	
セメント工場へ直接投入		0	
山元還元		0	
廃食用油	0	0	
その他	49	296	0
合計	67	2,116	2,352

収集ごみ（混合ごみ+可燃ごみ+不燃ごみ+資源物+粗大ごみ+その他）=16,690t/年

計画収集量（収集ごみ+直接搬入ごみ）=20,790t/年

ごみ総排出量（計画収集量+集団回収量）=23,142t/年

ごみ処理量（直接最終処分量+直接焼却量+焼却以外の中間処理量+直接資源化量）=20,790t/年

1人1日あたりごみ排出量（ごみ総排出量/総人口）=865g/人日

リサイクル率（〔資源化量合計+集団回収量〕/〔ごみ処理量+集団回収量〕）=19.6%

中間処理による減量化量（施設処理量-施設処理後資源化量-施設処理後残渣処分量）=15,874t/年

19年度 家庭系 19,042 t ÷ 73,137人 ÷ 366日 = 712 g/人・日

事業系 4,100 t ÷ 73,137人 ÷ 366日 = 153 g/人・日

合計 23,142 t ÷ 73,137人 ÷ 366日 = 865 g/人・日

リサイクル率 (2,183 t + 2,352 t) ÷ (20,790 t + 2,352 t) = 19.6%

単位：t

合計 処理量（平成26年度実績）

計画収集人口	73,177
自家処理人口	0
総人口	73,177
外国人人口	864

		生活系ごみ	事業系ごみ
計画収集量	収集ごみ量	混合ごみ	0
		可燃ごみ	11,149
		不燃ごみ	3,588
		資源ごみ	913
		その他	0
		粗大ごみ	0
	小計		15,650
	直接搬入ごみ	混合ごみ	0
		可燃ごみ	0
		不燃ごみ	0
		資源ごみ	0
		その他	0
		粗大ごみ	0
	小計		0
	合計		15,650

生活系ごみ搬入量	15,650
事業系ごみ搬入量	4,113
集団回収量	2,152
ごみ総排出量	21,915

収集ごみ（混合ごみ＋可燃ごみ＋不燃ごみ＋資源ごみ＋粗大ごみ＋その他）＝19,063t/年

計画収集量（収集ごみ＋直接搬入ごみ）＝19,763t/年

ごみ総排出量（計画収集量＋集団回収量）＝21,915t/年

ごみ処理量（直接最終処分量＋直接焼却量＋焼却以外の中間処理量＋直接資源化量）＝19,763t/年

1人1日あたりごみ排出量（ごみ総排出量/総人口）＝820g/人日

リサイクル率（〔資源化量合計＋集団回収量〕/〔ごみ処理量＋集団回収量〕）＝14.86%

中間処理による減量化量（施設処理量－施設処理後資源化量－施設処理後残渣処分量）＝14,860t/年

ごみ処理処分量		処理量	処分量			中間処理後 保管量	
			残渣焼却量	残渣処分量	資源化量		
施設処理	焼却処理	直接焼却	14,763	—	—	—	0
		粗大ごみ処理施設	2,421	—	—	—	—
		ごみ堆肥化施設	0	—	—	—	—
		ごみ飼料化施設	0	—	—	—	—
		メタン化施設	0	—	—	—	—
		ごみ燃料化施設	0	—	—	—	—
		その他の資源化等を行う施設	61	—	—	—	—
		その他施設	0	—	—	—	—
	小計	17,245	—	2,298	87	0	
	中間処理	粗大ごみ処理施設	3,205	2,421	682	102	0
		ごみ堆肥化施設	0	0	0	0	0
		ごみ飼料化施設	0	0	0	0	0
		メタン化施設	0	0	0	0	0
		ごみ燃料化施設	0	0	0	0	0
		その他の資源化等を行う施設	1,154	61	311	782	0
		その他施設	0	0	0	—	0
		小計	4,359	2,482	993	884	0
小計（直接焼却+中間処理）		19,122	2,482	3,291	971	0	
直接資源化量		134	—	—	134	—	
直接最終処分量		507	—	507	—	—	
合計		19,763	2,482	3,798	1,105	0	

合計：施設処理＋直接資源化量＋直接最終処分量

	直接資源化量	施設資源化量	集団回収量
紙類	0	0	1,999
紙パック	0	26	0
紙製容器包装	0	0	0
金属類	0	269	0
ガラス類	0	185	0
ペットボトル	0	98	0
白色トレイ	0	0	0
容器包装プラ	14	190	0
プラスチック類	0	3	0
布類	0	0	146
肥料	－	0	－
飼料	－	0	－
溶融スラグ	－	0	－
固形燃料	－	0	－
燃料	－	0	－
セメント原料化	－	0	－
セメント工場直投	－	0	－
山元還元	－	0	－
廃食用油	0	0	7
その他	120	200	0
合計	134	971	2,152

※廃食用油の単位はキロリットルです

その他処分量・資源化量等の単位はトンです

26年度 家庭系 17,802 t ÷ 73,177人 ÷ 365日＝666 g/人・日

事業系 4,113 t ÷ 73,177人 ÷ 365日＝154 g/人・日

合計 21,915 t ÷ 73,177人 ÷ 365日＝820 g/人・日

リサイクル率（1,105 t＋2,152 t）÷（19,763 t＋2,152 t）＝14.86%

(3) ごみ処理量の推移

焼却処理量、粗大ごみ処理量及び最終処分量の平成 19 年度から平成 26 年度の実績は、下図に示すとおりであります。

平成 26 年度の、ごみの発生量は平成 19 年度より 1,027 トン減少していますが、最終処分場への直接搬入が平成 19 年度では 100 トンでしたが、平成 26 年度では 507 トンになっており、自己搬入が 407 トン増加しています。

また、PTA や自治会等が実施されています古紙等の集団回収につきましては、平成 19 年度実績が 2,352 トンでしたが平成 26 年度では 2,152 トンになり、200 トン減少しています。市民周知を一層強化しなければなりません。

図表 10

ごみの量		単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
1 発生	1 可燃ごみ	トン	11,792	11,756	11,623	11,399	11,573	11,472	11,171	11,149
	2 粗大ごみ	トン	294	291	248	242	0	0	0	0
	3 不燃ごみ	トン	3,866	3,803	4,184	4,016	4,211	4,197	4,338	3,588
	4 資源物	トン	738	777	677	646	682	638	629	913
	5 事業系ごみ	トン	4,100	3,490	3,300	3,570	4,118	4,403	4,301	4,113
	6 合計	トン	20,790	20,117	20,032	19,873	20,584	20,710	20,439	19,763
2 再生利用	1 集団回収	トン	2,352	2,307	2,104	1,842	1,893	2,164	2,192	2,152
3 収集運搬	1 直営	トン	16,690	16,627	16,732	16,303	16,466	16,307	16,138	15,650
	2 自己搬入	トン	4,100	3,490	3,300	3,570	4,118	4,403	4,301	4,113
	3 合計	トン	20,790	20,117	20,032	19,873	20,584	20,710	20,439	19,763
4 中間処理	1 直接焼却	トン	15,307	14,720	14,553	14,584	15,295	15,429	14,991	14,763
	2 残さ焼却	トン	2,913	2,850	2,998	3,208	3,209	3,309	3,410	2,482
	3 粗大ゴミ処理施設	トン	4,148	4,033	4,009	4,067	4,107	4,104	4,097	3,205
	4 資源化等を行う施設	トン	900	948	794	814	855	879	817	1,154
	5 ごみ堆肥化施設	トン	140	0	0	0	0	0	0	0
	6 ごみ燃料化施設	トン	128	0	0	0	0	0	0	0
	7 直接資源化	トン	67	202	192	152	140	128	143	134
	8 資源化処理	トン	2,116	1,805	1,854	1,545	916	841	798	971
	9 合計=4.1+4.3+4.4+4.5+4.6+4.7	トン	20,690	19,903	19,548	19,617	20,397	20,540	20,048	19,256
5 最終処分	1 直接埋立	トン	100	128	239	256	187	170	391	507
	2 残さ埋立	トン	2,633	2,560	2,489	2,469	3,449	3,501	3,314	3,291
	3 合計	トン	2,733	2,688	2,728	2,725	3,636	3,671	3,705	3,798
6 処理	1 合計=4.9+5.1	トン	20,790	20,031	19,787	19,873	20,584	20,710	20,439	19,763

ごみの性状		単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
7 発熱量	1 推定発熱量	k J / k g	8,434	7,803	8,275	8,642	9,280	8,730	8,190	8,520
	2 混燃ごみ推定発熱量	k J / k g	9,274	8,867	9,446	9,612	10,020	9,720	9,390	9,660

推定発熱量算出方法：推定発熱量 (kcal/kg)=5.150×V (可燃分) -600×W(水分) 城南衛生管理組合の一般廃棄物処理実績書 各年度の年間平均量を転記

発熱量換算 (kJ/kg) =推定発熱量 (kcal/kg)×4.18605 城南衛生管理組合の一般廃棄物処理実績書 各年度の年間平均量を転記

ごみのコスト		単位	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
8 処理経費	1 建設・改良費	千円	73,762	74,054	63,998	80,682	87,090	83,082	95,858	130,805
	2 処理・維持管理費	千円	864,222	843,765	813,405	786,201	778,496	874,147	765,623	950,801
	3 合計	千円	937,984	917,819	877,403	866,883	865,586	957,229	861,481	1,081,606

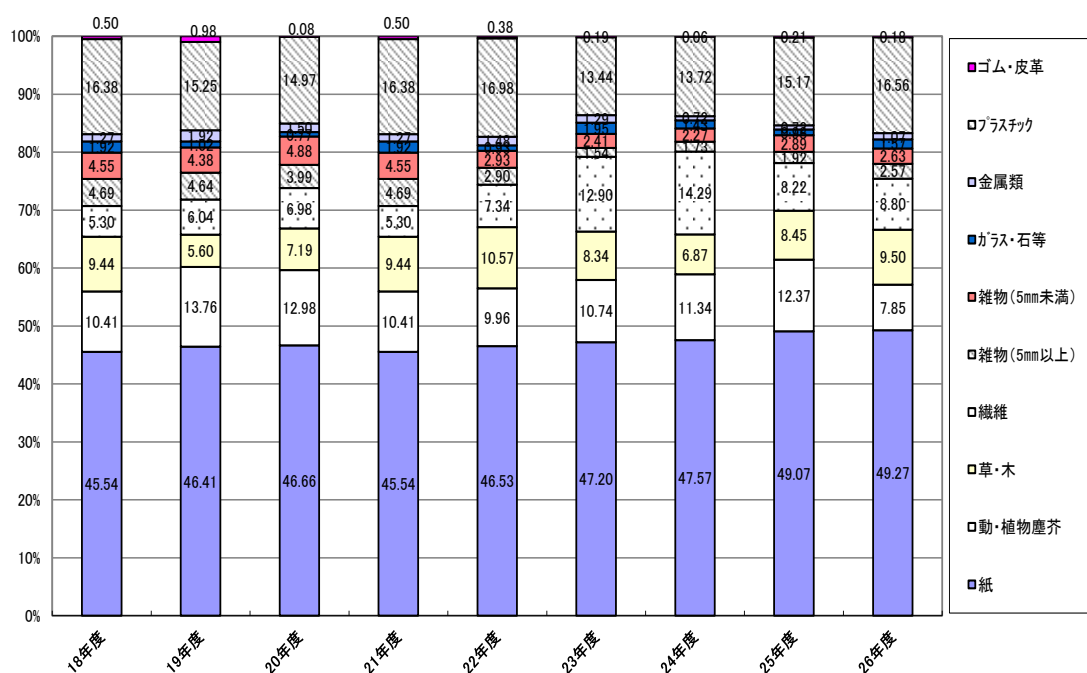
※ごみのコスト 処理経費 1建設・改良費については、一般廃棄物処理事業実態調査（環境省報告） 廃棄物処理事業経費 各年度報告（建設・改良費）より転記

※ごみのコスト 処理経費 2処理・維持管理費については、一般廃棄物処理事業実態調査（環境省報告） 廃棄物処理事業経費 各年度報告（小計）及び（その他）を加算し転記

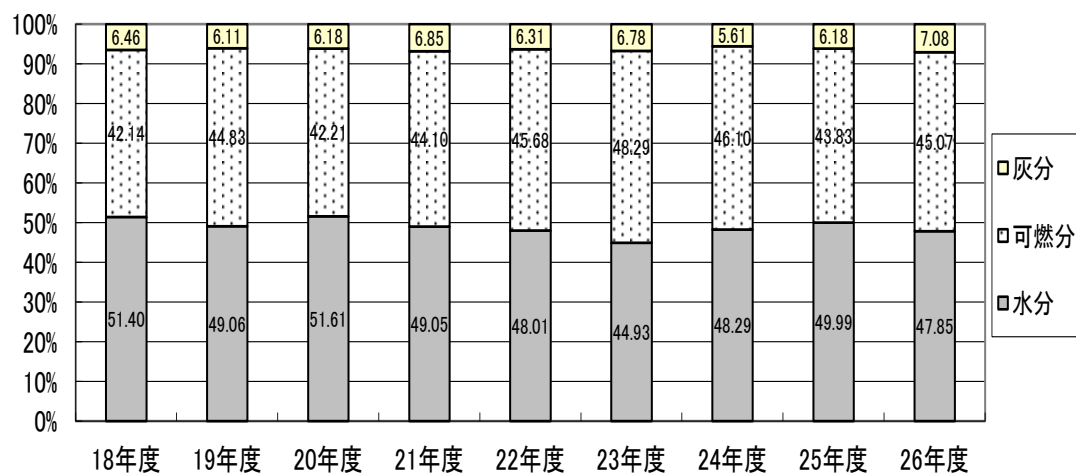
(4) ごみ質試験結果の推移

本市の可燃ごみを処理しています城南衛生管理組合処理施設において、毎月1回ごみの組成調査を実施しています。成分結果は、下図に示すとおりであります。ごみ質試験結果 A では、紙が約半分を占めています。紙ごみの減少を心掛けなければなりません。またごみ質試験結果 B でも、水分が約半分となっています。ごみの水切りを確実に実施して水分を減らしましょう。

図表 11 ごみ質試験結果 A



図表 12 ごみ質試験結果 B



(5) ごみ処理の比較

国及び京都府（京都市除く）との比較

本市においては、1人当たりのごみ排出量は、国・京都府の平均と比較しても低くなっています。前計画の平成28年度目標値である840.0gは、平成26年度実績で820gとなり20g減少できました。

しかし、リサイクル率は、平成19年度では国並みの19.6%ですが、平成26年度では国及び宇治市には及ばなく、14.86%で京都府全体の値と同じです。

下図は、本市と京都府（京都市除く）及び国の実態を表した図です。

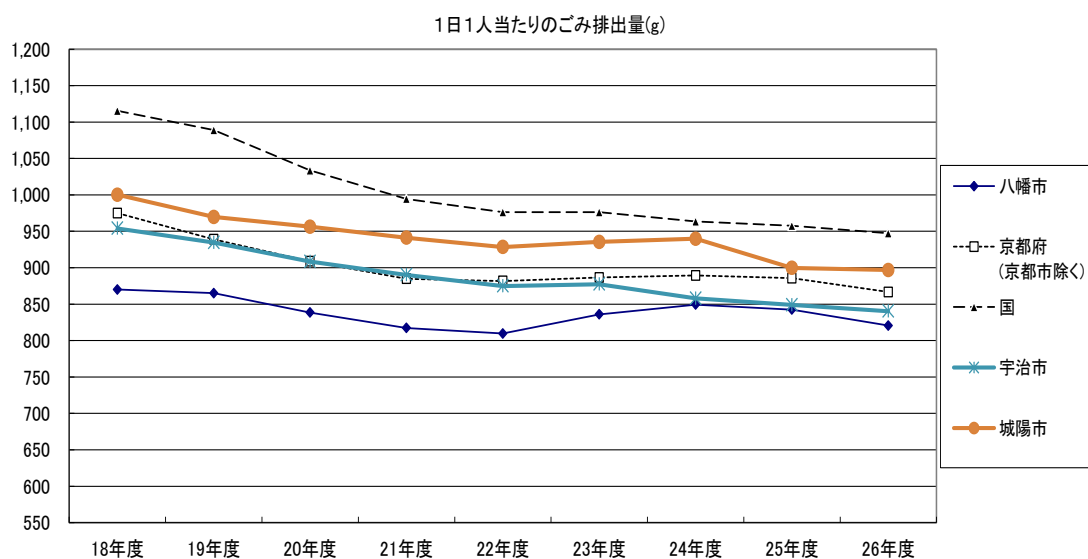
図表 13 一人一日当たりのごみ排出量比較表

※平成24年度からは、外国人を含む人口で除し算出しています。

単位:g

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
八幡市	870	865	838	817	810	836	849	843	820
八幡市集団回収除く	787	777	752	740	741	765	769	761	740
八幡市 事業系	157	153	131	122	143	153	163	160	154
八幡市 家庭系	713	711	708	695	667	683	686	682	667
宇治市	954	934	908	890	875	877	858	849	840
宇治市集団回収除く	642	624	605	605	595	600	582	586	584
宇治市 事業系	153	156	180	177	174	178	179	193	194
城陽市	1,000	970	956	941	928	935	940	900	897
城陽市集団回収除く	726	700	689	683	672	672	675	609	616
城陽市 事業系	142	151	148	148	148	145	154	160	170
京都府 (京都市除く)	975	939	909	885	882	887	889	886	867
京都府集団回収除く	868	828	692	679	689	688	691	693	698
京都府 事業系	165	122	190	205	193	190	202	211	210
国	1,115	1,089	1,033	994	976	976	964	958	947
国 集団回収除く	1,050	1,024	971	934	917	919	907	902	894
国 事業系	339	323	301	285	279	280	279	280	279

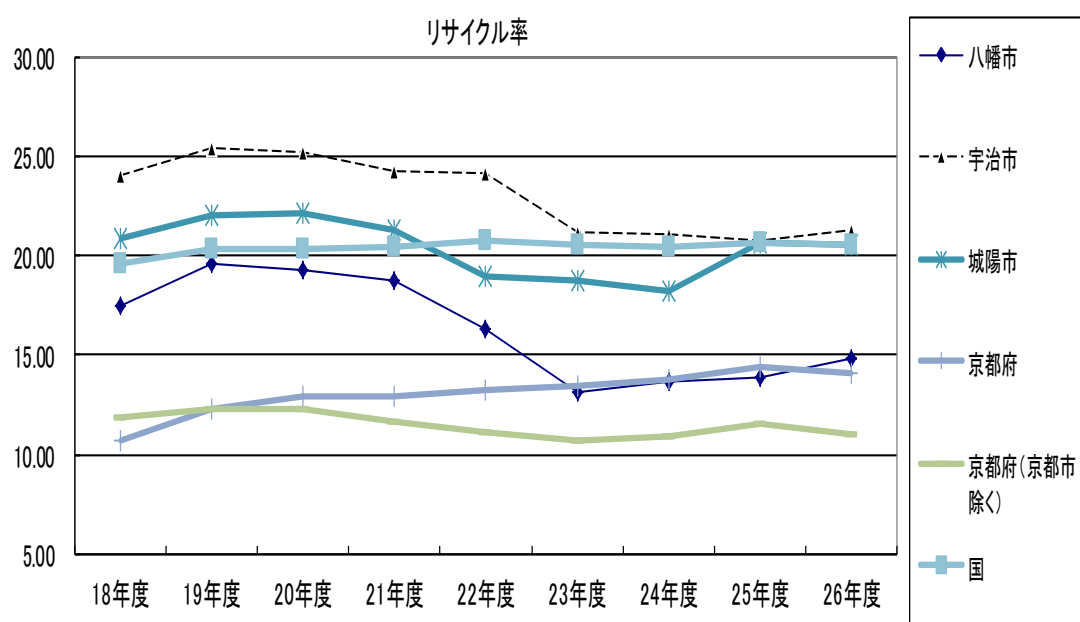
※京都府データは、京都市を除外して算出しています。出展：環境省 一般廃棄物処理事業実態調査



図表 14 八幡市・京都府・国のリサイクル率比較表

単位：％

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
八幡市	17.51	19.60	19.24	18.75	16.30	13.12	13.70	13.84	14.86
宇治市	24.00	25.40	25.21	24.20	24.15	21.17	21.12	20.75	21.25
城陽市	20.88	22.05	22.14	21.24	18.97	18.71	18.25	20.60	20.56
京都府	10.71	12.23	12.96	12.92	13.28	13.40	13.81	14.41	14.09
京都府 (京都市除く)	11.85	12.26	12.32	11.62	11.11	10.65	10.94	11.54	10.95
国	19.60	20.28	20.34	20.47	20.75	20.59	20.47	20.62	20.59



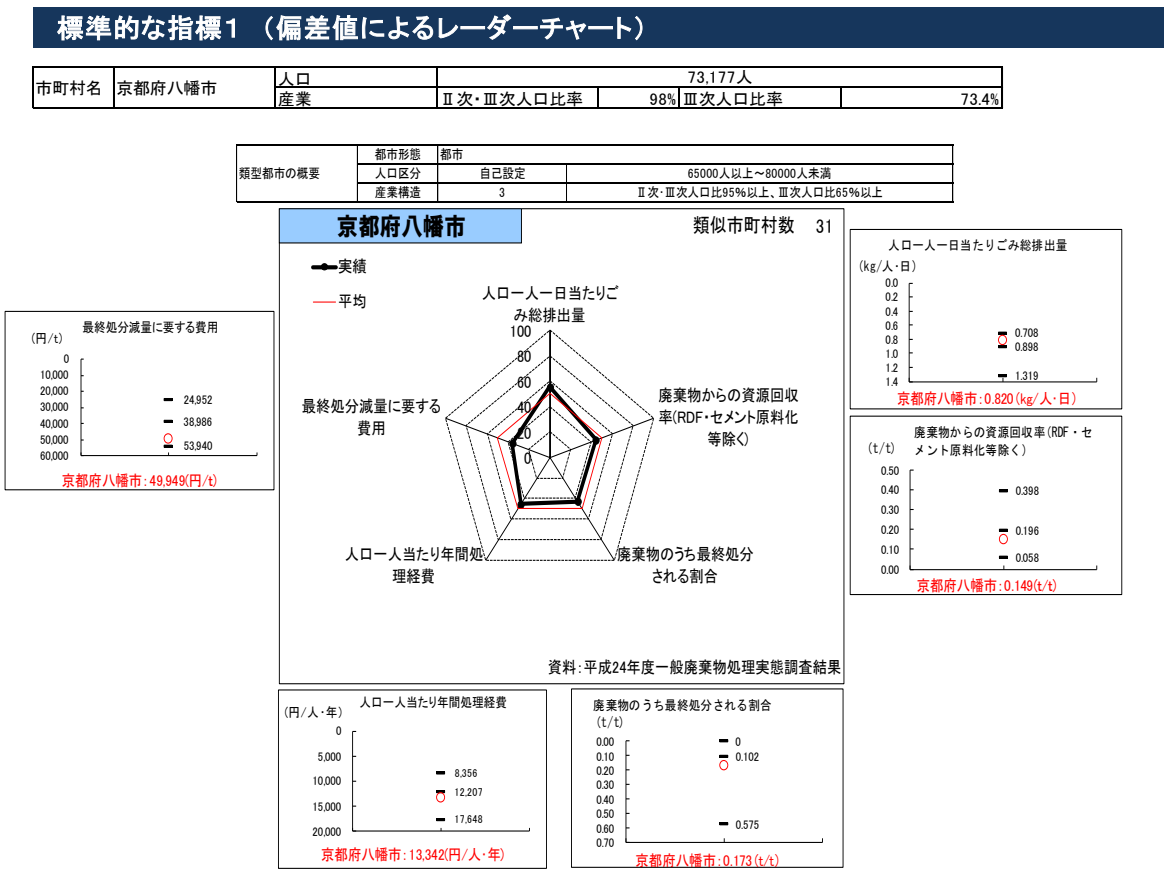
環境省へ報告済みである、八幡市平成23年度の中間処理に係る資源化処理量（P33）916t漏れの為、追加し修正しました。
 城陽市の26年度集回4,029t報告漏れの為、加算し、リサイクル率計算しました。

(6) 一般廃棄物処理システムによる類似都市との比較分析

ごみ処理行政の状況を類似都市と比較するために開発された（財）日本環境衛生センター作成の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」（以下「支援ツール」という。）を用い、本市における環境負荷やごみ処理経費面等から全国類似都市との、ごみ処理行政推進における評価分析を行いました。

類似都市の抽出は、支援ツールにより人口 65,000 人以上 80,000 人未満、都市形態と産業構造が八幡市と同条件の都市から抽出しています。

図表 15 支援ツールによる分析結果比較表



* 図中の赤線は類似都市の平均を表し、●印を付した実線は八幡市実績です。

標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率 (RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処 分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処理 経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費 用 (円/t)
平均	0.898	0.196	0.102	12,207	38,986
最大	1.319	0.398	0.575	17,648	53,940
最小	0.708	0.058	0	8,356	24,952
標準偏差	0.142	0.081	0.103	2371	7669
当該市町村実績	0.820491355	0.148619667	0.173305955	13,342	49,949
偏差値	55.5	44.2	43.1	45.2	35.7

* 評価は平成 26 年度のデータより算出

都道府県	コード	市町村名	街の区分	人口	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処 分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処理 経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費 用 (円/t)
北海道	01231	北海道恵庭市	都市3	68,898	0.844369103	0.398452985	0.574691532	9,272	53,940
宮城県	04207	宮城県名取市	都市3	75,774	0.977239093	0.196018943	0.109479059	8,356	25,951
茨城県	08208	茨城県龍ヶ崎	都市3	79,156	1.183132735	0.304919766	0.094520668	17,532	44,589
埼玉県	11223	埼玉県蕨市	都市3	72,321	0.856038897	0.218957896	0.086206134	10,343	31,729
埼玉県	11228	埼玉県志木市	都市3	73,448	0.784862424	0.314418781	0.041062687	9,810	32,064
埼玉県	11231	埼玉県桶川市	都市3	75,165	0.805533762	0.203900629	0.081900452	12,146	39,979
埼玉県	11233	埼玉県北本市	都市3	68,712	0.794461536	0.179307917	0	10,611	36,185
埼玉県	11241	埼玉県鶴ヶ島市	都市3	70,132	0.845802319	0.166512702	0.095792342	10,399	33,966
埼玉県	11243	埼玉県吉川市	都市3	69,413	0.850892681	0.178077744	0.098339364	10,028	30,627
東京都	13215	東京都国立市	都市3	74,520	0.830667873	0.327041517	0	14,844	41,459
東京都	13219	東京都江戸市	都市3	78,899	0.708170859	0.345651106	0	13,588	45,674
東京都	13221	東京都清瀬市	都市3	74,320	0.715159916	0.298817942	0	12,923	37,895
東京都	13223	東京都武蔵村山市	都市3	72,082	0.80581746	0.252066508	0.001418373	13,852	38,836
福井県	18202	福井県敦賀市	都市3	67,845	1.040970706	0.158629786	0.127977345	9,215	25,511
山梨県	19210	山梨県甲斐市	都市3	74,909	0.893175043	0.203794743	0.083370869	10,556	32,359
静岡県	22208	静岡県伊東市	都市3	72,182	1.318622675	0.100525304	0.016032929	12,037	24,952
愛知県	23233	愛知県清須市	都市3	66,488	0.750078704	0.181398671	0.139702247	14,359	49,129
京都府	26207	京都府城陽市	都市3	78,736	0.756612004	0.058498896	0.194536424	10,140	42,088
京都府	26210	京都府八幡市	都市3	73,177	0.820491355	0.148619667	0.173305955	13,342	49,949
京都府	26211	京都府京田辺市	都市3	66,605	0.854434187	0.152449916	0.114625457	10,811	37,335
京都府	26214	京都府木津川市	都市3	72,747	0.83484171	0.206001659	0.05534172	14,536	49,502
大阪府	27206	大阪府東大津市	都市3	76,264	0.967870799	0.145540952	0.125862965	12,387	38,539
大阪府	27221	大阪府柏原市	都市3	72,241	0.897263024	0.079709226	0.136184961	10,533	36,262
大阪府	27226	大阪府藤井寺市	都市3	66,522	1.022671251	0.070758326	0.139382224	14,298	43,604
大阪府	27230	大阪府交野市	都市3	78,008	0.736454147	0.18609202	0.110305689	11,976	48,381
兵庫県	28215	兵庫県三木市	都市3	79,838	1.104085087	0.130970869	0.137533412	13,336	36,946
奈良県	29202	奈良県大和高田市	都市3	68,207	1.048098747	0.153766094	0.138926149	14,382	42,181
奈良県	29210	奈良県香芝市	都市3	78,250	0.890087094	0.13539454	0.133860436	8,573	28,714
福岡県	40221	福岡県太宰府市	都市3	71,497	0.88345502	0.171767672	0.119670354	14,495	49,624
佐賀県	41203	佐賀県鳥栖市	都市3	71,959	1.113076758	0.244227809	0	17,648	43,438
鹿児島県	46225	鹿児島県姶良市	都市3	75,907	0.897024134	0.152013841	0.021003501	12,079	37,158

システム分析結果に係る評価は以下のとおりです。

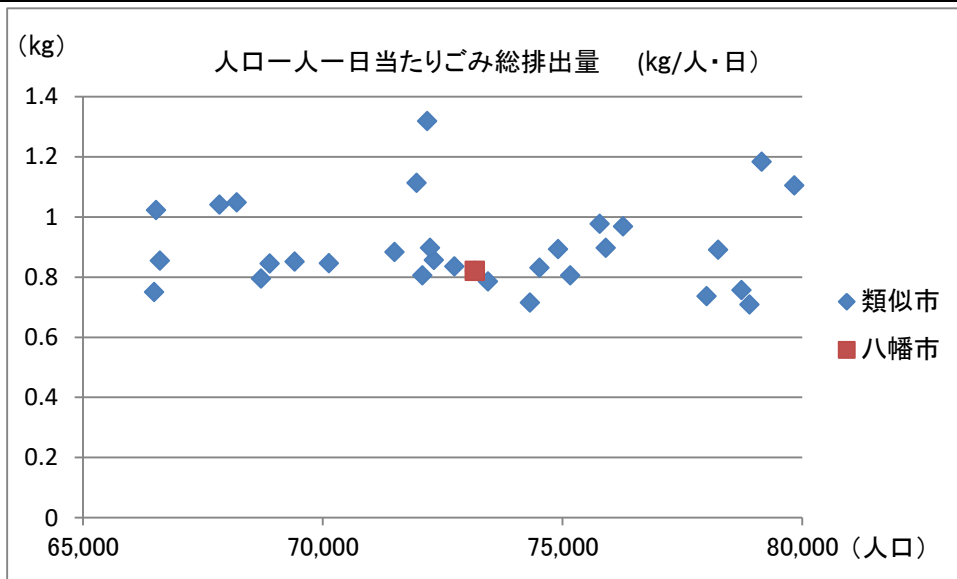
(ア) 人口一人一日当たりごみ排出量

類似都市は 31 自治体があり、本市の人口一人一日当たりのごみ排出量は 0.82 kg で、類似都市平均 0.898 kg を下回っています。

平成 13 年度から導入したごみ袋透明化による減少が見込まれます。

八幡市は、31 自治体中上から 10 番目です。少ない排出量が上位です。

$$\text{人口一人一日当たりごみ排出量 (kg/人・日)} = (\text{計画収集量 [t]} + \text{直接搬入量 [t]} + \text{集団回収量 [t]}) \div 365 \text{ 日 (または 366 日。以下同)} \div \text{計画収集人口 [人]} \div 1000$$



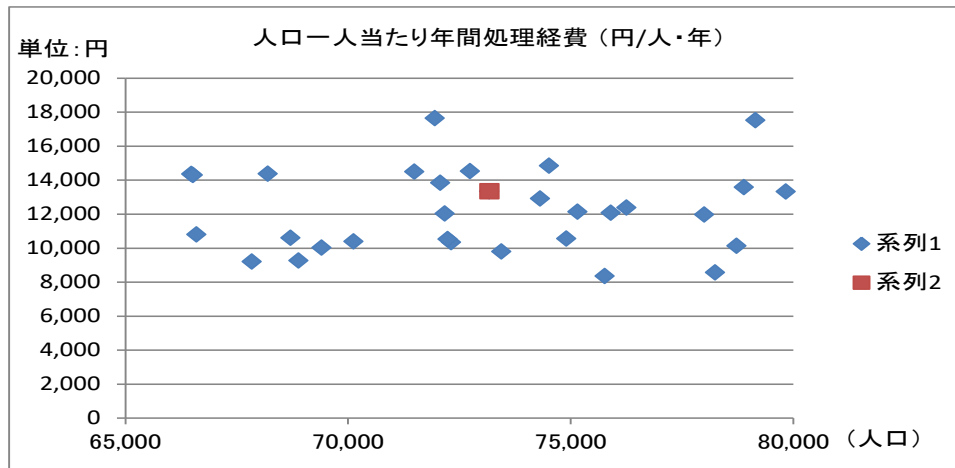
* ■ は、31 の類似都市の中で八幡市の位置を示しています

(イ) 人口一人当たり年間処理経費

本市の人口 1 人当たりの年間ごみ処理経費は 13,342 円で、類似都市平均 12,207 円を上回っています。

八幡市は 31 自治体中 21 番目です。少ない処理経費が上位です。

$$\text{最終処分減量に要する費用 (円/t)} = (\text{資源化部門における経常経費 [円/年]} - \text{資源売却収入合計 [円/年]}) \div \text{総資源化量 [t/年]}$$

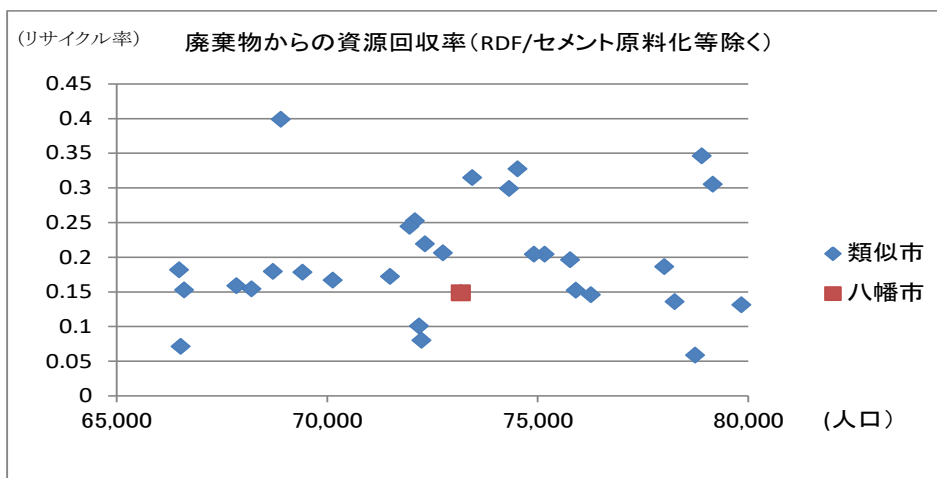


■は、31 の類似都市の中で八幡市の位置を示しています。

(ウ) 廃棄物からの資源回収率＝リサイクル率

廃棄物からの資源回収率は、類似都市平均の 0.196 t / t には及ばず、本市は 0.149 t / t と低くなっています。八幡市は、上から 22 番目です。回収率が高い自治体が上位です。

$$\text{廃棄物からの資源回収率 (t / t)} = (\text{資源化量 [t]} - \text{RDF 資源化量 [t]} \text{【及びその他エネルギー利用を主目的とした生成物量 [t]】}) \div \text{ごみ総排出量 [t]} (\text{計画収集量 [t]} + \text{直接搬入量 [t]} + \text{集団回収量 [t]})$$



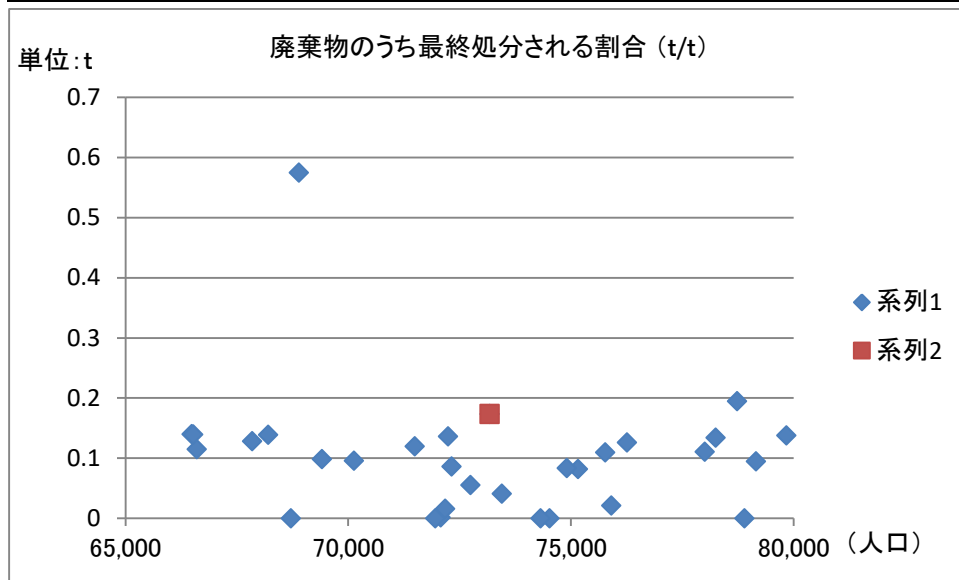
■は、31 の類似都市の中で八幡市の位置を示しています。

(エ) 廃棄物のうち最終処分される割合

廃棄物のうち最終処分される割合は、類似都市の平均 0.102 t に対し、本市は 0.173 t となっています。

八幡市は、31 自治体中 29 番目です。少ない割合が上位です。

廃棄物のうち最終処分される割合 $[t/t] = \text{最終処分量} [t] \div (\text{計画収集量} [t] + \text{直接搬入量} [t] + \text{集団回収量} [t])$



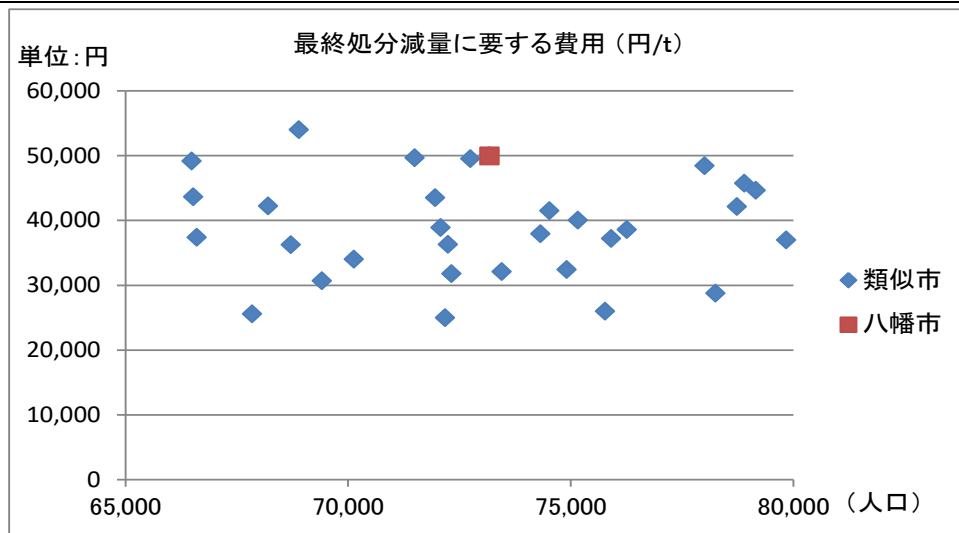
■は、31 の類似都市の中で八幡市の位置を示しています。

(オ) 最終処分減量に要する費用

最終処分減量に要する費用においては、類似都市平均の 38,949 円を上回る 49,949 円となっています。

八幡市は、31 自治体中 30 番目です。費用が少ない自治体が上位です。

最終処分減量に要する費用 $[\text{円}/t] = (\text{処理及び維持管理費} [\text{円}] - \text{最終処分費} [\text{円}] - \text{調査研究費}) \div (\text{ごみ総排出量} [t] - \text{最終処分量} [t])$



■は、31 の類似都市の中で八幡市の位置を示しています。

3 課題の抽出

(1) 排出抑制

リサイクル率の向上にも関わらず1人当たり排出量が増加していることから、容器包装削減やマイバッグ運動などごみそのものを排出しない、古紙、古着等を回収するリサイクル率向上の取組が必要です。

全国各地の自治体でごみ減量化施策の優秀な取組事例としては、指定袋導入によるごみ減量化から少し目線を変え、分別品目（収集区分）の拡大を実行されごみ減量化に成功しています。

何れの市町も紙類をはじめ、プラスチック類や金属類といったものを細分化し分別品目としています。分別品目を拡大した年度から、ごみ処理量の減少幅が大きく、資源化量も伸び、ごみ減量及びリサイクル率の向上には、指定袋等の導入にあわせ、分別品目の拡大を図るとその効果は大きく持続的であると推測されています。

この細分化導入は、住民には、それなりの負担を強いることとなりますが、自治会単位で委嘱された委員や地域役員らが中心となってステーションでの分別指導を行うなど、地域に根差した補助制度（資源物売却益の還元等）を設け、住民と市町が協同でごみ減量に向け事業を進めなければならないと報告されています。

こうした中、本市を含め近隣3市3町で構成する城南衛生管理組合のごみ処理施設整備に伴い、平成27年1月からプラスチック製容器包装の分別収集を開始し、再資源化を進めています。

さらなるごみの減量・再資源化にむけて取り組まなければならない事例としましては、2013年4月に施行されました使用済電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）に基づき、これまで燃やさないごみとして埋め立てられていた金や銅などの有用金属を回収でき、また小型家電の処理に伴う環境負荷を減らすことに繋がるといった小型家電リサイクルの必要性をわかりやすく周知し、同事業を進めなければなりません。

(2) 収集運搬

八幡市では、ごみ収集業務を直営主体に行ってきましたが、実施コストの面において、直営と民間委託では格差の大きいことが、八幡市行財政検討委員会等で取り上げられ、市の財政事情の改善に効果が得られるのではないかと審議され、行財政改革の一つの課題に掲げられてきました。

ごみ収集業務の民間委託が進まなかった要因は、少子高齢化の進行や景気後退の影響等から市内人口の減少傾向が見られたこと、市内で計画されていた大規模開発が長期的段階的な入居に見直されたこと、この間業務の一部ではありますが、資源物収集業務の委託化、ごみ収集職員を雇用した業務実施、分別収集の一層の取組等に一定の成果を上げてきたことから、現行のごみ収集体制を早期に委託する要素が低かった経緯があります。

具体的には、平成5年度に市内人口のピークを迎えましたが、その後もご

みの量は、増加する傾向にあり、まずごみの量を減らす対策を優先することとしました。その具体的な取組として、平成 9 年度から資源物の収集拡大に取り組むとともに、平成 13 年度からのごみ袋の透明化、大型ごみの有料化を行うことで成果を上げてきました。加えて、平成 11 年度から市民に啓発周知する中で再生資源化奨励金を交付するなど、可燃ごみの減少にも努めてまいりました。

また、地方分権の進行、指定管理者制度の施行、簡素で効率的な政府を実現するため行政改革の推進に関する法律及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律が平成 18 年度に可決されるなど、社会の環境が大きく変化しています。加えて、これまでごみ収集職員を雇用して運営してきました方法も、将来的に不安定な内容となっていました。

このことから、八幡市ごみ収集業務あり方検討委員会を設置し、ごみ収集業務のあり方について検討しました結果、平成 22 年度から民間委託導入を実施しました。

「ごみ収集業務について委託化を推進することは、経費縮減を求める行財政改革の要請から避けられない。しかし、災害対応、収集・指導技能の蓄積、委託契約上の価格設計スキル保持、声かけ収集業務などの観点から、一定比率の直営部門を維持し、委託業者との切磋琢磨の競争意識を醸成することも合理的な選択である。」*と東洋大学経済学部教授山谷修作氏が申されています。八幡市における、平成 28 年度の民間委託の現状は、燃やすごみ・燃やさないごみ・プラスチック製容器包装の収集について 2 社に委託しています。

資源物収集については、シルバー人材センターの他民間 1 社に業務委託しています。

*月刊廃棄物 2014 年 2 月より

(3) 中間処理

燃やすごみの焼却、燃やさないごみの破碎、プラスチック製容器包装の不適物の手選別など中間処理は城南衛生管理組合で行っています。

ごみの減量に向けた取組には、これまで以上に、他の構成市町とごみの処理に関する基準や運用の一層の統一を図っていく必要があります。

(4) 最終処分

最終処分率は全国並で推移していますが、最終処分場の残余量は逼迫しています。大阪湾広域臨海環境整備センターにおける埋め立て処分は、平成 34 年度以降の受入れが未定となっているなど、将来にわたって、最終処分場を確保することが急務の課題となっています。

今後、城南衛生管理組合構成市町とで、フェニックス計画における新たな処分場建設を強く要望する必要があります。

(5) ごみ処理事業経費

現在、粗大ごみの持込及び戸別収集におきましては有料にて引き取りを行っています。また、燃やすごみ・燃やさないごみ・プラスチック製容器包装を一度に2袋を超えて出すときは、2袋を超える分は有料袋（1袋150円）にて収集しています。これら以外の毎週決められた収集日に収集するごみの有料化は実施していません。

一人当たりごみ処理事業経費は全国並で推移していますが、行財政事情の悪化や環境対策としてごみ袋の有料化の検討も課題となっています。

今後も引き続き、ごみ処理事業に係る適正な財政運営に努めます。

4 ごみ処理行政の動向

(1) 国の動向

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものと規定され、平成25年5月31日第三次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。

第三次循環型社会形成推進基本計画のポイント

最終処分量の削減など、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、

1. リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユースの取組強化
2. 有用金属の回収
3. 安心・安全の取組強化
4. 3R国際協力の推進

等を新たな政策の柱とされました。

(2) 国の取組

(ア) 取組の基本的な方向

国は、持続可能な循環型社会を形成するために、重点的に循環型社会に係る施策を実施する。

具体的には、地方公共団体、NGO/NPO、事業者等の各主体と連携し、排出者責任に基づくリサイクルや適正処分の徹底、拡大生産者責任に基づく製品製造段階からの環境配慮設計の推進及び2Rの取組がより進む社会経済システムを構築するための取組を進め、廃棄物等から有用な資源を回収、エネルギー源利用など、その有効活用を図り、資源確保の観点を強化する。

また、海外では適正な処理が困難な資源価値の高い廃棄物等について、我が国への輸入を積極的に行うことを基本的な方向とされました。

(イ) 国内における取組

「質」にも着目した循環型社会の形成

1) 2Rの取組がより進む社会経済システムの構築

リサイクルより優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築を目指して、以下の取組を進める。

- ① 国民・事業者が行うべき具体的な2Rの取組を制度的に位置づけることを検討する。
- ② 2Rの取組を進めるためにはライフスタイルの変革、容器包装の削減・軽量化、長期間使用することのできる製品の開発、リユース容器の利用。
- ③ 国民の「もったいない」という文化、意識を活かし、消費者、各事業者が連携して、食品廃棄物、容器包装の削減などフードチェーン全体の改善に取り組む。

2) 使用済み製品からの有用金属の回収

使用済み製品に含まれる有用金属の利用促進を図り、もって資源確保と天然資源の消費の抑制に資するため、以下の施策を講じる。

- ① 小型家電リサイクル法にできるだけ多くの地域や事業者が参加し、リサイクル制度が定着するよう、市町村が主体となった回収体制構築に対する支援、制度の意義・効果等に関する普及啓発、各主体間等の連携促進等を行う。
- ② 使用済み製品から有用金属を回収し、リサイクルするための新技術の研究・開発を支援する。

3) 水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進

素材の性質に応じてリサイクルの質を向上させ、使用済み製品を原料として同一種類の製品を製造する水平リサイクルが広く行われるようになれば、持続可能な資源活用の一層の推進につながる。また、分別した循環資源が最終的にどのように活用されているのか、消費者に情報提供を行い、取組を一層促すことが重要であり、以下の施策を講じる。

- ① 循環資源を原材料として用いた製品の需要拡大を目指し、消費者への普及啓発を推進する。
- ② リサイクルの高付加価値化や分別・解体・選別などリサイクル費用の削減に向けた新技術の研究・開発を支援する。
- ③ 循環資源がどのように収集され、どのように利用されているのか、情報発信を行い、消費者の3R行動の改善を促す。

4) 有害物質を含む廃棄物等の適正処理システムの構築

国民の安心・安全に関する意識がかつてなく高まっていることも踏まえ、安全・安心がしっかりと確保された循環型社会を形成するため、以下の取組を進める。

- ① アスベスト、PCB 等の有害物質を含むものについては、適正な管理・処理が確保されるよう、その体制の充実を図る。
- ② 非意図的に生成されるものも含め、化学物質を含有する廃棄物等の有害性の評価や、適正処理に関する技術の開発・普及を行う。
- ③ リサイクル原料について、国際的動向も踏まえ有害物質の侵入状況に関する基準の策定、効果的な管理方法の構築等を行い、安全・安心なリサイクル推進する。
- ④ 市町村において処理することが困難な一般廃棄物（適正処理困難物）について、関係者の適切な役割分担のもとで処理体制が構築されるよう、検討を進める。
- ⑤ 水銀に関する水俣条約の国際交渉の進展を踏まえ、水銀廃棄物の環境上適正な管理・処分等のあり方について検討を進める。
- ⑥ 埋設農薬について、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約を踏まえ、都道府県が行う処理計画の策定や、周辺環境への悪影響防止措置に対する支援を実施する。
- ⑦ 有害物質情報について、国際的動向を含めて情報収集を行うとともに、関係者間での情報共有・意思疎通が図られるよう、十分な協議を的確に実施する。

5) 災害時の廃棄物処理システムの強化

今後も起こり得る大規模災害に迅速かつ的確に対応するためには、廃棄物処理施設における防災対策をはじめ、あらかじめ災害時における廃棄物処理体制を準備しておくことが重要であり、大規模災害時にも対応できるよう、以下の取組を進める。

- ① 災害の被害規模の段階や状況に応じた対策をとれるよう、現行の震災廃棄物対策指針を全面的に見直し、新たな指針を策定する。
- ② 大規模災害発生時に、災害廃棄物を速やかに処理できるよう、広域的な協力も含め、地方公共団体間の連携、民間事業者等との連携、仮置き場の確保を促す。実際に大規模災害が発生した際には、地方公共団体等の各主体と十分な連携を図り、各主体への支援を適切かつ迅速に実施する。また、復旧・復興事業の実施に当たっては、災害廃棄物由来の再生資源や建設副産物を積極的に活用するよう努める。

循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月）より抜粋

(3) 京都府の動向

京都府が推進する地球温暖化や自然環境の保全などの持続可能な社会づくりに向けた幅広い取組と連携しながら、資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された循環型社会を実現していくための方策を明らかにした京都府循環型社会形成計画（第2期）の策定をされました。

計画期間は、平成23年度から平成32年度までとし、中間年度である平成27年度の実績を踏まえ見直しを行うこととされています。

京都府循環型社会形成計画（第2期）



(4) 近隣市町村の動向

京都市では、平成 18 年 10 月から有料指定ごみ袋制度を導入、さらに平成 19 年 10 月には容器包装プラスチックの分別収集を全世帯に拡大して実施するなど、ごみの減量に向けた取組を推進しています。

また、京田辺市では、平成 18 年 7 月にリサイクルプラザを竣工させ、ごみの減量、資源化に取り組んでいます。

本市を含め、近隣 3 市 3 町でごみ処理行政を進めています、城南衛生管理組合のごみ処理施設の整備により、平成 27 年 1 月からプラスチック製容器包装の分別収集を始め、再資源化によるごみ減量化を推進しています。

(5) 生活系ごみの有料化、指定ごみ袋の導入に係る動向

先に示しました京都市の例のとおり、ごみ減量の方策の一つとして生活系ごみの有料化が全国的に広がっています。

また、適正な分別を徹底するために、生活系ごみの排出時に透明袋化などを指定する市町村が増えています。

本市においては、平成 13 年 10 月からごみ袋の透明化を実施し、分別収集に取り組んでいます。また、2 袋を超えるごみの排出については、指定袋を購入頂く有料収集制度及び粗大ごみの有料引き取り制度を導入しています。

第 5 章 ごみ処理基本計画の策定

1 ごみ処理の基本構想

(1) 基本理念の考え方

基本理念の考え方として以下 4 つの項目を掲げます。

(7) 全過程における環境負荷低減

行動や取組の根本は、生産・流通・消費・廃棄（再生利用）の全過程において、環境に与える負荷の低減を図ります。

(4) 優先順位などに基づく基本的活動スタイル

循環型社会形成推進基本法で明確となった廃棄物処理の優先順位 1) 発生抑制 2) 再使用 3) 再生利用 4) 適正処分の考え方に則り、発生抑制を最優先にした、環境にやさしいライフスタイルや事業活動を市民、事業者（市を含む）の基本的な活動スタイルとします。

さらには、廃棄物処理法に基づく国の基本方針も念頭に入れた基本的な活動形態とします。

(ウ) 市民や事業者の役割と行動

市民や事業者がそれぞれの役割を明確にするとともに、ごみを作らない地域リサイクル活動や、事業者によるごみにならない製品の供給や共同リサイクルシステムの形成を作ることとします。

(エ) 三者の役割による取組

市民・事業者・市の個々の取組だけでは限界があるため、環境に配慮した販売システムの確立など三者協働による取組の情報を共有しながら展開し、さらには経済的な手法も念頭に置き展開するものとします。

(2) 基本理念

本計画の基本理念は次のとおりとします。

**三者協働により持続可能な社会の実現をめざす
廃棄物の減量と資源の循環**

市民・事業者・市が環境にやさしい生活や事業活動を自ら実践していくとともに、三者が協働して発生抑制を優先した取組を展開します。

さらに、みんなが参加できるリサイクルシステムを確立するなど、持続可能な社会を実現します。

2 ごみの発生量及び処理量の見込み

(1) 人口及び事業活動等の将来予測

(ア) 人口の将来予測

八幡市人口ビジョンをもとに、平成 38 年度までの人口を予測しました。

図表 16 人口の将来推計

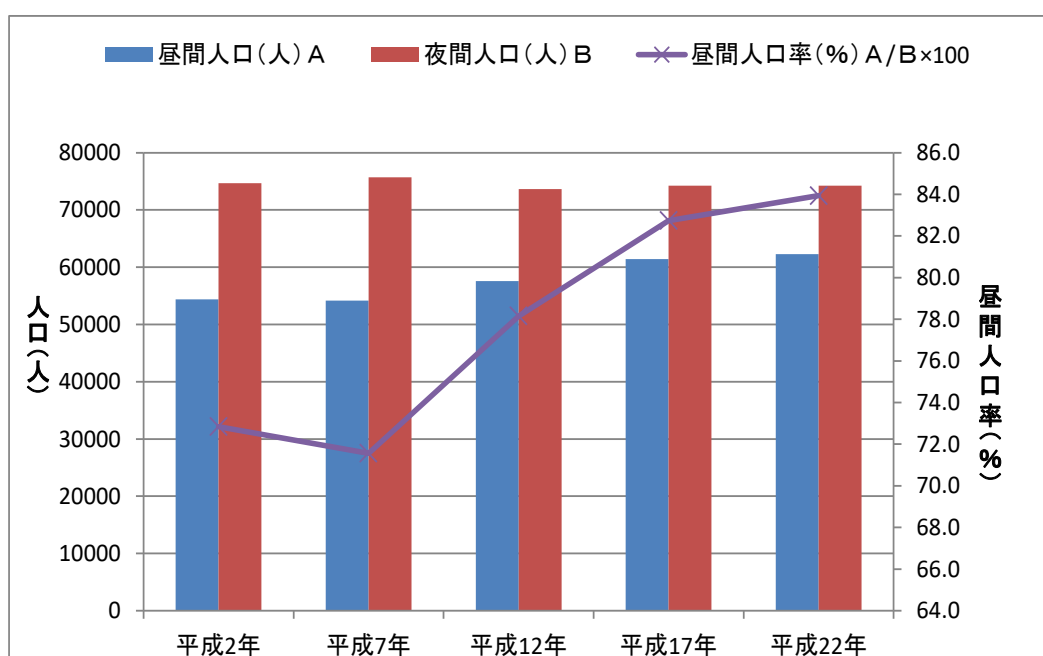
21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
74,191	74,181	73,928	73,553	73,172	72,992	72,448	72,476
29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
72,557	72,689	72,820	72,952	72,704	72,455	72,207	71,958
37年度	38年度						
71,709	71,360						

(イ) 事業活動等の将来予測

昼間人口については、平成 12 年 10 月 1 日現在では 57,549 人でしたが、平成 17 年には 61,419 人に増加し、さらに平成 22 年には 62,301 人に増加しています。昼間人口率は 83.9%まで増加したものの、昼間人口が比較的少ないという特徴が続いています。平成 22 年 10 月 1 日現在で京都府下 26 市町村のうち昼間人口が夜間人口を上回る市町は、京都市、福知山市、綾部市、宮津市、京田辺市、南丹市、久御山町の 7 市町のみです。久御山町は 174.8%の昼間人口率ですが、他 6 市の平均は 104.9%です。

直近 10 年間の昼間人口の推移は微増傾向にありますが、将来的には、現在と同水準で推移するものと予測します。

図表 17 昼間人口



(出典：国勢調査資料)

(2) ごみ発生量の将来推計

目標年次までのごみ発生量の将来推計は、平成 38 年度 21,200 トンを排出予定としています。

この中には、市民の方に取り組んで頂いています再生資源化を行う集団回収や、事業系ごみの排出抑制を加味し算出しています。

平成 26 年度実績の家庭系ごみの一人一日当たりの排出量は、668.3 グラム、事業系ごみの一人一日当たりの排出量は 158.0 グラム、全体では 826.3 グラムです。平成 38 年度家庭系及び事業系ごみ総排出量の市民一人一日当たりの排出量推計は約 814 グラムとなります。

平成 26 年度ごみ総排出量と平成 38 年度ごみ総排出量推計値を比較しますと、815 トンごみを減量することとなります。

また、ごみ総量の減量化を図るため構成市町と連携し、ごみの分別の徹底やごみとしない新たなリサイクル品（その他プラスチックやレアメタルリサイクル）の選定や回収方法及び処分受入先の検討などを行い、ごみの減量化対策について城南衛生管理組合へ申し入れます。

これらの取組について、その状況を環境審議会に報告することとします。

図表 18 ごみ発生量の将来推計

八幡市	単位	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
人口	人	72,557	72,689	72,820	72,952	72,704	72,455	72,207	71,958	71,709	71,360
ごみ量	t	21,557	21,594	21,694	21,674	21,600	21,526	21,511	21,378	21,304	21,200
家庭系ごみ	t	17,340	17,371	17,451	17,435	17,376	17,316	17,304	17,197	17,137	17,054
排出抑制量	t	2,138	2,142	2,152	2,150	2,143	2,135	2,134	2,121	2,113	2,103
集団回収	t	2,138	2,142	2,152	2,150	2,143	2,135	2,134	2,121	2,113	2,103
排出量	t	15,202	15,229	15,299	15,285	15,233	15,181	15,170	15,076	15,024	14,951
収集ごみ	t	15,202	15,229	15,299	15,285	15,233	15,181	15,170	15,076	15,024	14,951
可燃ごみ	t	11,501	11,522	11,574	11,563	11,524	11,485	11,477	11,406	11,366	11,311
不燃・粗大ごみ	t	2,285	2,289	2,300	2,298	2,290	2,282	2,280	2,266	2,258	2,247
プラスチック製容器包装	t	791	792	796	795	793	790	789	784	782	778
資源物	t	622	623	626	626	623	621	621	617	615	612
小動物	t	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
事業系ごみ	t	4,217	4,223	4,243	4,239	4,224	4,210	4,207	4,181	4,167	4,146
排出量	t	4,217	4,223	4,243	4,239	4,224	4,210	4,207	4,181	4,167	4,146
直接搬入	t	4,217	4,223	4,243	4,239	4,224	4,210	4,207	4,181	4,167	4,146
可燃ごみ	t	3,514	3,520	3,536	3,533	3,521	3,509	3,506	3,485	3,473	3,456
不燃ごみ	t	311	311	313	312	311	310	310	308	307	305
剪定枝・魚腸骨	t	392	392	394	394	392	391	391	388	387	385

八幡市		単位	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
人口		人	74,040	74,191	74,181	73,928	73,553	73,172	72,992	72,448	72,426	72,557	72,689	72,820	72,952	72,704	72,455	72,207	71,958	71,709	71,360
原単位																					
家庭系ごみ		g/人・日	700.7	695.7	670.3	678.6	688.1	686.4	668.3	654.8	721.1	654.8	654.8	654.8	654.8	654.8	654.8	654.8	654.8	654.8	654.8
排出抑制量		g/人・日	85.4	77.7	68.0	70.0	80.6	82.1	80.8	80.7	102.0	80.7	80.7	80.7	80.7	80.7	80.7	80.7	80.7	80.7	80.7
集団回収		g/人・日	85.4	77.7	68.0	70.0	80.6	82.1	80.8	80.7	102.0	80.7	80.7	80.7	80.7	80.7	80.7	80.7	80.7	80.7	80.7
排出量		g/人・日	615.4	618.0	602.2	608.7	607.5	604.4	587.5	574.0	619.1	574.0	574.0	574.0	574.0	574.0	574.0	574.0	574.0	574.0	574.0
収集ごみ		g/人・日	615.4	618.0	602.2	608.7	607.5	604.4	587.5	574.0	619.1	574.0	574.0	574.0	574.0	574.0	574.0	574.0	574.0	574.0	574.0
可燃ごみ		g/人・日	435.0	429.2	421.0	427.7	427.3	418.3	418.5	434.3	415.2	434.3	434.3	434.3	434.3	434.3	434.3	434.3	434.3	434.3	434.3
不燃・粗大ごみ		g/人・日	151.5	163.7	157.3	155.6	156.3	162.4	134.7	86.3	147.4	86.3	86.3	86.3	86.3	86.3	86.3	86.3	86.3	86.3	86.3
プラスチック製容器包装		g/人・日							12.0	29.9	29.9	29.9	29.9	29.9	29.9	29.9	29.9	29.9	29.9	29.9	29.9
資源物		g/人・日	28.8	25.0	23.9	25.2	23.8	23.6	22.2	23.5	26.4	23.5	23.5	23.5	23.5	23.5	23.5	23.5	23.5	23.5	23.5
小動物		g/人・日	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
事業系ごみ		g/人・日	129	126	136	156	168	165	158	159	145	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159
排出量		g/人・日	129.1	126.1	135.7	155.8	167.7	165.0	158.0	159.2	145	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159
直接搬入		g/人・日	129.1	126.1	135.7	155.8	167.7	165.0	158.0	159.2	145	159	159	159	159	159	159	159	159	159	159
可燃ごみ		g/人・日	109.7	108.1	117.6	137.6	147.4	143.0	135.7	132.7	138.1	132.7	132.7	132.7	132.7	132.7	132.7	132.7	132.7	132.7	132.7
不燃ごみ		g/人・日	2.5	2.4	2.4	3.1	2.9	5.6	4.7	11.7	2.4	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7	11.7
剪定枝・魚腸骨		g/人・日	17.0	15.7	15.7	15.2	17.5	16.3	17.7	14.8	4.6	14.8	14.8	14.8	14.8	14.8	14.8	14.8	14.8	14.8	14.8
ごみ量		t	22,427	22,255	21,822	22,577	22,977	22,739	22,015	21,553	22,897	21,557	21,524	21,694	21,674	21,600	21,526	21,511	21,378	21,304	21,200
家庭系ごみ		t	18,937	18,839	18,148	18,362	18,474	18,333	17,805	17,362	19,062	17,340	17,371	17,451	17,435	17,376	17,316	17,304	17,197	17,137	17,054
排出抑制量		t	2,307	2,104	1,842	1,893	2,164	2,192	2,152	2,141	2,697	2,138	2,142	2,152	2,150	2,143	2,135	2,134	2,121	2,113	2,103
集団回収		t	2,307	2,104	1,842	1,893	2,164	2,192	2,152	2,141	2,697	2,138	2,142	2,152	2,150	2,143	2,135	2,134	2,121	2,113	2,103
排出量		t	16,630	16,735	16,306	16,469	16,310	16,141	15,653	15,221	16,365	15,202	15,229	15,299	15,285	15,233	15,181	15,170	15,076	15,024	14,951
収集ごみ		t	16,630	16,735	16,306	16,469	16,310	16,141	15,653	15,221	16,365	15,202	15,229	15,299	15,285	15,233	15,181	15,170	15,076	15,024	14,951
可燃ごみ		t	11,756	11,623	11,399	11,573	11,472	11,171	11,149	11,515	10,977	11,501	11,522	11,574	11,563	11,524	11,485	11,477	11,406	11,366	11,311
不燃・粗大ごみ		t	4,094	4,432	4,258	4,211	4,197	4,338	3,588	2,288	3,897	2,285	2,289	2,300	2,298	2,290	2,282	2,280	2,266	2,258	2,247
プラスチック製容器包装		t						321	792	791	791	791	792	796	795	793	790	789	784	782	778
資源物		t	777	677	646	682	638	629	592	623	697	622	623	626	626	623	621	621	617	615	612
小動物		t	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
事業系ごみ		t	3,490	3,416	3,674	4,215	4,503	4,406	4,210	4,221	3,835	4,217	4,223	4,243	4,239	4,224	4,210	4,207	4,181	4,167	4,146
排出量		t	3,490	3,416	3,674	4,215	4,503	4,406	4,210	4,221	3,835	4,217	4,223	4,243	4,239	4,224	4,210	4,207	4,181	4,167	4,146
直接搬入		t	3,490	3,416	3,674	4,215	4,503	4,406	4,210	4,221	3,835	4,217	4,223	4,243	4,239	4,224	4,210	4,207	4,181	4,167	4,146
可燃ごみ		t	2,964	2,927	3,185	3,722	3,957	3,820	3,614	3,518	3,650	3,514	3,520	3,536	3,533	3,521	3,509	3,506	3,485	3,473	3,456
不燃ごみ		t	67	64	65	83	77	150	124	311	64	311	311	313	312	311	310	310	308	307	305
剪定枝・魚腸骨		t	459	425	424	410	469	436	472	392	121	392	392	394	394	392	391	391	388	387	385

3 基本目標 廃棄物の減量について

(1) 基本目標

平成 28 年度を計画期間と定めている八幡市環境基本計画における、廃棄物の減量と資源の循環に係る項について、市民一人一日当たりのごみ排出量を 800 グラムとすることを目標値として定めていますが、環境省が取りまとめ公表しています平成 26 年度の八幡市の市民一人一日当たりのごみ排出量は、820 グラムです。

また、資源循環に係るリサイクル率の目標は、可燃物及び不燃物それぞれ 25%とすることを目標値として定めていますが、同じく平成 26 年度の八幡市全体のリサイクル率は、14.86%です。

平成 13 年度から平成 27 年度における人口増減による人口推計から算定しました、平成 38 年度市民一人一日当たりのごみ排出量の目標値は 780 グラムですが、これを基準とし、さらなる削減施策を図り、ごみ排出量を減量することを目標とします。

リサイクル率については、35%を目標値とします。

目標値は、八幡市と類似している市において、平成 24 年度実績で達成している自治体があるため、その値を目標値に設定し、より市民等への周知を図りリサイクル率の向上を目標とします。

ごみ排出量一人一日当たり	26 年度実績	33 年度目標値	38 年度目標値
ごみ処理基本計画	820.0g	800.0g	780.0g

リサイクル率一覧	26 年度実績	33 年度目標値	38 年度目標値
ごみ処理基本計画	14.86%	30.00%	35.00%

*環境省のリサイクル率算出方法 (資源化量合計+集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量)

(2) 基本方針

本計画の基本方針を次のように定め、計画を推進します。

ア 発生抑制優先行動への転換

使い捨て商品の使用の自粛や壊れた製品の修理など、三者協働による環境にやさしいライフスタイルへの転換

イ 廃棄物の減量と資源の循環（適正分別、リサイクルの推進）

廃棄物の減量に向けた適正分別を徹底し、廃棄物の減量、廃棄物のリサイクルを推進し、みんなが参加できるリサイクルシステムの構築

ウ 事業系ごみの３Ｒの推進

ごみの排出者責任の確立

エ 環境負荷の低減をめざしたごみ処理システムの構築

リユース、リサイクルに適した収集体制の確立と計画的な循環型社会基盤施設の整備

オ 計画推進のための基盤整備

減量の取組を支える基盤づくりと計画の進行管理の仕組みづくり

4 基本施策

(1) 基本理念実現に向けた基本施策

1 施策の体系

基本理念実現に向けて、基本方針に基づく施策体系は次のとおりであります。

I 発生抑制優先行動への転換

～ 三者協働による取組の展開と環境にやさしいライフスタイルへの転換 ～

- 1) 三者協働による取組
- 2) 環境にやさしいライフスタイルへの転換
- 3) 環境に配慮した事業活動への転換

II 適正分別、リサイクルの推進

～ みんなが参加できるリサイクルシステムの構築 ～

- 1) 分別排出ルール の周知徹底
- 2) 地域におけるごみ排出管理の徹底
- 3) みんなが参加できるリサイクルシステムの構築
- 4) リサイクルシステムの安定化
- 5) 適正料金負担のあり方の検討
- 6) 清潔な都市の維持

III 事業系ごみの3Rの推進

～ ごみの排出者責任の確立 ～

- 1) ごみの自己管理意識の浸透
- 2) 排出ルール の明確化と徹底
- 3) 事業所への減量指導の強化
- 4) 許可業者へ指導強化
- 5) 搬入検査等の充実
- 6) 資源共同回収システムの構築
- 7) 自動販売機空き容器回収の徹底
- 8) 市が率先してごみ減量化を推進
- 9) ごみ処理費用の適正負担

IV 環境負荷の低減をめざしたごみ処理システムの構築

～ リユース、リサイクルに適した収集体制の確立と計画的な循環型社会基盤施設の整備 ～

- 1) リサイクルと適正処理の推進に適した収集・運搬体制の確立
- 2) 収集・運搬事業の効率化の推進
- 3) 人に優しい効果的な収集システムの検討
- 4) 収集作業の安全性の確保
- 5) 環境に配慮した収集機材の拡大
- 6) 循環型社会基盤施設の計画的な整備
- 7) 最終処分場の安定的な確保
- 8) 適正処理困難物への対応強化

V 計画推進のための基盤整備

～ 減量の取組を支える基盤づくりと計画の進行管理の仕組みづくり ～

- 1) ごみ処理基本計画の進行管理
- 2) 計画推進体制の確立
- 3) 相互理解・協働体制の確立
- 4) ごみ減量等推進のための条例の整備
- 5) 広域的連携の強化
- 6) 循環型社会形成をめざした新たな社会経済システムの構築

(2) 基本理念実現のための具体的な取組

(1) 基本方針Ⅰ：発生抑制優先行動への転換

(三者協働による取組の展開と環境にやさしいライフスタイルへの転換)

基本施策	施策内容
1) 三者協働による取組の展開	① 三者協働による取組の展開のための組織の活用 市民、販売店等事業者、市がごみ減量化のための取組を協議し、組織的な実践活動を展開します。 ② 三者協働の取組の実践 マイバッグキャンペーンの推進 消費者団体による「環境にやさしい買物キャンペーン」や日本チェーンストア協会の「ノー・レジ袋の日」等の取組と連携を図るとともに、市もマイバッグ持参の呼びかけを市民や販売店に行うなど、三者が一体となってマイバッグキャンペーンを推進します。また、レジ袋の有料化については、関係団体等に検討を要請します。
2) 環境にやさしいライフスタイルへの転換	① 啓発活動・情報提供活動の充実 (a) ごみに関する情報を広く分かりやすく提供 広報紙、ホームページに専用情報コーナーを常設し、ごみに関する情報を日常的に発信するよう検討します。 ごみに関する学習会、セミナー、イベント等を定期的を開催するよう検討します。 ② 環境学習の充実 (a) 学校教育との連携強化による環境学習の充実 市内小学4年生を対象に毎年総合教育として行っています、エコ・ポート長谷山やクリーン21長谷山の焼却施設見学を今後も継続し環境教育を充実します。 (b) 地域環境学習活動の充実 地域等で活動するグループの勉強会への出前講座の実施など、地域環境学習活動を充実します。 (c) 就学前教育の充実 八幡市環境市民ネットが保育園児・幼稚園児を対象に、地球温暖化防止や省エネ・ごみ問題をテーマにした大型紙芝居を使って行っている環境学習（地球レンジャー）を推進します。 ③ (a) 不用品交換活性化の支援 消費者団体等市民団体で行われている不用品交換会の紹介を広報紙やホームページで行います。 また、まだ利用可能な大型ごみについて有用品リサイクル場を設けて受け入れ、それを業者あるいは市民に引き取ってもらうシステムを検討します。 (b) リデュース、リユース優先の生活情報の提供 修理店、リサイクルショップ、レンタルサービス等の情報提供を検討します。 環境にやさしい買物キャンペーンと連携し、環境にやさしい商品の利用促進を図ります。 また、生ごみの水切りによる減量効果を周知し、水きり行動の徹底を図るようキャンペーンを実施します。あわせて家庭の庭や畑が利用できる場合は、できるだけ生ごみの自家処理を行うようPRを行います。
3) 環境に配慮した事業活動への転換	① 啓発活動・情報提供活動の充実 ごみ減量セミナー等を開催します。 ② 市における率先行動を実践 「八幡市地球温暖化対策実行計画」に基づき、環境に配慮した行動を率先的に実践します。 ③ 八幡市環境マネジメントの推進 ISO14001等認証取得への支援 商工会等と連携してISO14001等認証取得セミナーを実施します。 ISO14001等認証取得事業所のごみ減量の内容を、市民や事業所へ広報紙等で紹介します。

(2) 基本方針Ⅱ：適正分別、リサイクルの推進

(みんなが参加できるリサイクルシステムの構築)

基本施策	施策内容
1) 分別排出ルールの周知徹底	① 分別排出ルール徹底のための情報提供の充実 (a) 分かりやすい・見やすい分別情報の提供 市民に分かりやすい分別区分・名称の検討と、高齢者や外国人等も含め、見やすいチラシ等（大きな字や外国語版等）の配布を行います。 (b) 多くの市民への分別情報提供 多くの市民に広報紙、ホームページ、地元説明会など様々な手段により分別情報を提供します。 住民登録窓口と連携して転入者への市の排出ルールの周知徹底を図ります。 (c) 分別の意識に関する情報の提供 分別後ごみのリサイクルの流れの紹介や分別における問題点を整理し情報を提供します。 リサイクルの推進により、二酸化炭素排出抑制効果等環境への負荷の低減を市民に知らせ、分別することの必要性を啓発します。 (d) ごみに関する相談窓口の充実 生活情報センターと連携し、分別やリサイクルの相談窓口の充実を図ります。 ② 地域外の排出者への対応 ごみステーションに本来出してはいけない人（市外の人等）が、ごみ出しをしないよう周辺自治体と連携して啓発・指導することを検討します。
2) 地域におけるごみ排出管理の徹底	① 地域ごみ排出管理体制の確立 (a) 地域住民、収集員等の連携による地域ごみ排出管理体制の確立 地域住民、収集員等が連携し、ごみ排出ルールが不徹底な地区の抽出と排出ルール徹底の方法について話し合いを行います。 (b) ワンルームマンション等におけるごみだしルールの徹底 責任者を通じて居住者に排出ルールの徹底を図ります。
3) みんなが参加できるリサイクルシステムの構築	① 分別収集の充実 (a) 容器包装ごみ分別収集の分別の徹底と拡大 プラスチック製容器包装の分別収集の徹底を図る啓発を行います。 資源化施設の整備や再生資源回収業者と連携し、空き缶の全市における分別収集を推進します。 (b) 雑多な紙の分別収集の周知徹底 雑多な紙の分別排出の必要性の周知と分別排出の徹底を図ります。 (c) 古布の分別排出の徹底を図るため、さらなる啓発を行います。 ② プラスチック製容器包装以外の廃プラスチックからのエネルギー回収 プラスチック製容器包装以外の廃プラスチックは現在埋立処理を行っていますが、処分場の確保、処理コスト及び廃棄物処理の優先順位の点から望ましい処理とはいえないため、城南衛生管理組合と調整を図り、焼却処理に移行し、エネルギーとして回収することも検討する必要があります。 ③ 拠点回収の推進 廃食用油回収事業を引き続き推進するとともに事業の認知度を高めるための啓発活動を行います。 ④ 店頭回収の拡充 リサイクル品の店頭回収を行っていない販売店に対し、販売者の責任として店頭回収を要請します。 ⑤ 地域リサイクル活動の活性化 (a) 集団回収活動の育成 再生資源化奨励金交付制度を今後とも継続します。 集団回収の未実施地区を把握し、未実施地区については未実施の理由とその解決方法について検討します。 未実施地区や役員が高齢化して継続することが難しい地区等では、資源回収者と話し合い役員に負担のかからない回収システムなどを検討し、集団回収の導入・継続を図ります。 また、再生資源化奨励金の周知を図り、全地域において十分な集団回収が行われるよう対策を講じます。 ⑥ 資源物抜き取り対策 空き缶の全市的な分別収集に伴いアルミ缶などの抜き取りが懸念されるので、空き缶等の抜き取り行為の対応策を検討します。

4)リサイクルシステムの安定化	① 再生品の利用拡大 (a)グリーン購入の拡大 公共施設や公共事業におけるグリーン購入を実践するとともに、啓発活動を充実し民間事業所のグリーン購入の浸透を促します。 (b)リサイクル関連事業所との連携強化 資源回収業者やリサイクル製品製造事業所等リサイクル関連事業者との連携を強化し、リサイクルの推進に努めます。
5)適正料金負担のあり方の検討	① 排出者による適正な費用負担導入の検討 日常・台所ごみ等の有料化の検討 発生抑制やリサイクルの実践への誘導、ごみ減量努力に対する公平性の観点、また、減量化の有効性から、日常・台所ごみ等の有料化について今後検討します。有料化導入に当たっては、みんなが参加できるリサイクルシステムの構築により市民にごみ減量の手だてを提供するとともに、市民意見を十分把握して検討します。
6)清潔な都市の維持	① まちを美しくする運動の展開 市民、事業者、市の三者が連携して、まちを美しくする運動を推進します。 ② ごみステーションの整備 まちの美化等に配慮した、ごみステーションの整備を進めます。 ③ 不法投棄等の防止 空き缶・タバコ等のポイ捨てや犬の糞の放置等がない、「八幡市美しいまちづくりに関する条例」を運用します。

(3) 基本方針Ⅲ：事業系ごみの3Rの推進

(ごみの排出者責任の確立)

基本施策	施策内容
1)ごみの自己管理意識の浸透	① ごみの自己管理の浸透に向けた啓発活動の充実 パンフレット、ホームページ等の活用、また、ごみ減量セミナー等を開催し市内事業所へのごみ減量情報の提供を図ります。 ② 事業系ごみ分別排出の徹底 可燃ごみ、不燃ごみ、資源物の分別排出区分を家庭ごみと同様明確にするとともに、排出事業所への周知徹底を図ります。事業系ごみの透明袋の利用による分別排出の徹底を図ります。許可業者への分別収集体制の整備を指導します。事業系ごみの許可業者収集による排出を徹底します。

2)事業 所への減 量指導の 強化	① 廃棄物減量計画書の提出 (a)多量排出事業所を定めるため、ごみ排出量や延床面積による基準等を検討します。 (b)多量排出事業所の減量義務、減量計画書の提出等を求めるための制度を検討します。
	② 廃棄物減量計画書を主体としたごみの自己管理の仕組みづくりの検討 廃棄物減量計画書で、事業所自ら年間減量目標を設定し、次年度には前年度の評価を実施し、さらに目標を高く設定できるよう検討し、実施します。自己管理の目安となる減量目標を示したリサイクルガイドラインを作成します。
	③ 優良表彰制度の導入 減量に努力している事業所に対する優良表彰制度を導入します。
	④ 食品リサイクル法に基づく生ごみリサイクルの推進 食品リサイクル法に該当する事業所に対してその実態把握と減量への取組への指導に努めます。
	⑤ 減量指導体制の強化 担当職員を配置するなど、減量指導のための指導体制を強化します。
	⑥ 排出者に対する指導・啓発 排出者責任の確立と減量指導の強化を図ります。
3)許可 業者への 指導強化	① 市域外ごみ、産業廃棄物、中継物の搬入禁止の徹底 市域外ごみ等、許可業者への持ち込み禁止ごみの指導を強化します。 城南衛生管理組合への違反搬入品目の周知徹底と搬入指導（違反物のチェック等）の徹底を図ります。
4)搬入 検査等の 充実	① 搬入検査の充実 城南衛生管理組合と連携し、持ち込みごみの搬入検査（違反物のチェック等）の充実を図ります。
	② 古紙等搬入禁止措置の検討 事業系ごみについては、城南衛生管理組合と連携し、古紙等資源物の搬入禁止措置の導入を検討します。
5)資源 共同回収 システムの 構築	① 小規模事業所の資源回収システムの構築 許可事業者と連携して、さらに商店街や自治会、町内会等の組織化により資源物分別収集システムの構築を検討するとともに、紙類については、分別収集の拡大を検討します。
6)自動 販売機空 き缶容器 回収シス テムの構 築	① 自動販売機の回収箱設置・リサイクル状況の調査 市内の自動販売機の空き缶容器回収箱の設置状況や回収後の空き容器のリサイクル状況について調査を実施します。
	② 設置責任者による空き缶容器回収の徹底 自動販売機設置者による空き缶容器回収の徹底を図ります。
7)市が 率先して ごみ減量 化を推進	① 八幡市地球温暖化対策実行計画の推進 八幡市環境マネジメントシステムの運用により、市関連施設でのごみ減量化の取組を強化するとともに、職員への減量意識の徹底を図ります。
	② 剪定枝チップ化事業の推進 城南衛生管理組合で実施しています、剪定枝チップ化事業の拡大を推進します。
8)ごみ 処理費用 の適正負 担	① ごみ処理手数料の適正負担 城南衛生管理組合と調整し、ごみ処理手数料の適正負担について協議します。

(4) 基本方針Ⅳ：環境負荷の低減をめざしたごみ処理システムの構築

(リユース、リサイクルに適した収集体制の確立と計画的な循環型社会基盤施設の整備)

基本施策	施策内容
1) リサイクルと適正処理の推進に適した収集・運搬体制の確立	① リサイクルと適正処理の推進に適した分別収集体制等の確立 リサイクル推進のための分別収集の徹底、有害・危険ごみの分別収集の実施に対するため、分別収集体制の確立を検討します。 拡大生産者責任に対する国の法制化の動向を把握しつつ、蛍光管、ガスボンベ、家庭向け化学薬品等の有害・危険ごみの別途収集（回収）実施について検討します。
2) 収集運搬事業の効率化の推進	① 収集運搬事業の効率化の推進 ごみ収集についてはステーション情報を活用した効率的な収集ルートを検討します。
3) 人に優しい効果的な収集システムの検討	① 高齢者や障がい者にやさしい収集サービスの充実 自宅からステーションまでごみを持ち出す事が困難な高齢者や障がい者に配慮した「ふれあい訪問収集」を継続します。 ② 市民とともに収集システムの改善を検討 収集現場と市民との意見交換等を行うなどにより、収集システムの改善を検討します。
4) 収集作業の安全性の確保	① 透明ごみ袋による排出の安全性の確保 ごみ袋の透明袋化により収集職員の安全性を引き続き確保します。 ② 労働安全研修会等の充実 労働安全研修会を充実するなどにより、収集職員の安全意識の高揚を図ります。
5) 環境に配慮した収集機材の拡大	① 環境に配慮した収集機材の拡大 廃食用油再生燃料の使用や天然ガス使用のごみ収集車等の低公害収集車両の増車を推進するなど、環境に配慮した収集機材の拡大を図ります。
6) 循環型社会基盤施設の整備	① 城南衛生管理組合のごみ処理施設の維持管理の徹底 広域でごみ処理を行っています、城南衛生管理組合のごみ処理施設については、適切な保守点検を計画的に行い、故障等による操業の停止がないように施設の維持管理に努めることを要請します。
7) 最終処分場の安定的な確保	① 最終処分場の安定的確保 大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス最終処分場）事業の継続等、最終処分場の安定的な確保を国、府へ要望します。 ② 最終処分量の削減 ごみ減量化への取組の推進と、焼却灰の熔融等により最終処分量の削減に努めます。
8) 適正処理困難物への対応強化	① 適正処理困難物への対応強化 城南衛生管理組合における適正処理困難物指定品目の周知徹底に努めます。 適正処理困難物の処理情報を収集し、排出事業所に情報を提供します。 制度化されていない適正処理困難物への拡大生産者責任の早期適用を国・府に要望します。

(5) 基本方針Ⅴ：計画推進のための基盤整備

(減量の取組を支える基盤づくりと計画の進行管理の仕組みづくり)

基本施策	施策内容
1)ごみ 処理基本 計画の進 行管理	① 環境マネジメントシステムの考え方に基づく計画の進行管理 本計画に示した取組や施策の進捗状況について、点検・評価・計画の見直し・計画の実行について八幡市環境マネジメントシステムにより、進行管理を行い、より一層の環境改善に向けた取組を継続的に実施します。 ② 進行管理のためのデータ蓄積と一元化の確立 進行管理のため、ごみ収集・ごみ減量・市民の取組状況等のデータ収集・蓄積を行うとともに、その一元化を図ります。毎年度の取組状況をまとめた冊子・清掃概要の内容を充実し作成します。
2)計画 推進体制 の確立	① 計画推進体制の確立 ごみ減量に関わる部門の充実等、行政内の計画推進体制の確立に努めます。
3)相互 理解・協 働体制の 確立	① 三者協働による取組展開のための組織の活用 市民、事業者、市がごみ減量のための取組を協議し、組織的な実践活動を展開します。
4)ごみ 減量等推 進のため の条例の 整備	① 条例改正等の検討 多量排出事業所の減量計画書等、事業系ごみ減量推進のための条例改正等も含めた制度変更を検討します。
5)広域 的連携の 強化	① 城南衛生管理組合との連携強化 城南衛生管理組合との連携を強化し、円滑な廃棄物行政を推進します。 ② 周辺自治体との連携強化 周辺自治体との連携を強化し、円滑な廃棄物行政を推進します。
6)循環 型社会形 成を目指 した新た な社会経 済システ ムの構築	① 拡大生産者責任制度の確立を国・府等へ要望 容器包装リサイクル法における事業者負担割合の増加、デポジットシステムの確立、適正処理困難物等の拡大生産者責任による回収の確立などを国・府等へ要望します。

5 市、市民、事業者の役割

廃棄物については、①できる限り排出を抑制し、不適正処理の防止その他環境への負荷の低減に配慮しつつ、②再使用、③再生利用、④熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、なお、適正な循環的な利用が行われないものについては、⑤効果的な処分を行うこととされています。

ごみの排出抑制は、市民、事業者、行政が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが重要であります。

すなわち、「ごみ問題は行政任せにしておけばよい。ごみ問題なんか私には全く関係ない。誰かがやってくれる。今は、自分さえ上手く生きられれば良い」とする考えは棄て、100年後の世代にも伝えられるライフスタイルを市民、事業者、行政がしっかりと受け止め、自ら進んで行動に取り組まなければなりません。

市は、その区域内におけるごみの排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより市民の自主的な取組を促進することとします。

本市では現在、16の区分の分別収集を実施していますが、ごみを減量する効果がある新たな資源化について検討する必要があります。

なお、新たな分別収集の区分の追加にあっては、市民の合意が得られるように配慮します。

また、新たな分別収集の区分の追加に伴う収集運搬等の体制の見直しにおいては、費用対効果に配慮しながら、効果的かつ確実な処理体制を整備します。

(1) 市の役割

(ア) ごみの分別収集区分の見直しや資源物の集団回収への助成

ごみの排出抑制や再生利用の推進を図るため、分別収集区分の見直しや資源物の集団回収への助成、排出抑制や再生利用に取り組む小売店舗等の支援、再使用の促進などを実施します。

本市においては、平成11年から実施している集団回収制度における再生資源化奨励金制度の充実を図り、ごみの排出抑制に取り組みます。

自治会等が実施している資源物の集団回収では、収集から運搬、再資源化処理まで、本市が直接関わらず行われますので、行政の人的負担が軽減します。一方で、資源物の引渡しによって対価が得られ、自治会等の非営利活動の活動資金として活用できるという側面もあります。

集団回収は効率的な手法として評価できますが、近隣市の取組状況に比べ取組団体数や回収量が少ない現状があります。本市では、引き続き必要な財政措置を講じて集団回収事業の実施を支援します。

(イ) 環境教育、普及啓発の充実

市町村は市民、事業者に対してごみの減量化・再生利用、さらにはごみの適切な分別に関する適切な啓発や情報提供を行い、ごみの減量化に関する社会意識を育むため、学校や地域社会の場において、副読本の活用やごみ処理施設の見学などを通じた環境教育に積極的に取り組まなければなりません。

広報紙や分別周知チラシ、市ホームページ、出前講座等のさまざまな周知機会を利用して、普及啓発に努めます。

本市では、平成 27 年 3 月に「八幡市の家庭ごみの分け方・出し方」保存版の冊子を作成し、全戸配布するとともに転入者等へお渡ししています。

各年度当初には、「家庭ごみ分別・収集日カレンダー」を全戸配布し、収集日や分別の徹底・ごみ減量化の周知を図っています。

また、市内小学 4 年生を対象に毎年総合教育として、エコ・ポート長谷山やクリーン 21 長谷山の焼却施設見学を実施し環境教育を行っており今後もさらに充実します。

(ウ) 多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底

事業系ごみの処理について処理費用を勘案した手数料を徴収することにより効果的な経済的インセンティブを与えるとともに、ごみ処理基本計画に事業系ごみの減量化対策を明確に位置付け、事業者に対する減量化計画の策定指導を徹底するなど計画的な事業系ごみの排出抑制対策を講じなければなりません。事業系ごみの取扱いについては、城南衛生管理組合にて規定する取扱料金規定があり、本市のみで変更することはできない状況があり城南衛生管理組合を構成する市町と検討しなければなりません。

また、食品販売事業者に対する減量化の取組については、食品衛生リサイクル法に規定する排出化が義務付けされており、同法の遵守周知について徹底化を図ります。事業者に対する減量化計画の策定指導についても、他の構成市町や城南衛生管理組合と協議し検討することとします。

(エ) 容器包装廃棄物の排出抑制

廃棄物減量等推進審議会等の場を利用して、消費者、販売事業者、行政の連携・協働による地域レベルでのレジ袋の撤廃、過剰包装の抑制、リユースびんの利用促進に向けた方策について検討するとともに、消費者、販売事業者に対する普及・啓発に努めます。この取組に対しては、レジ袋の有料化、過剰包装の自粛など、容器包装廃棄物の排出抑制に関する社会的な動きが本格化しています。こうしたごみの発生抑制に関する意識をさらに向上、醸成していくために、市民団体や市内量販店舗等と協力してレジ袋削減啓発の取組や、マイバッグ持参運動に積極的に参加するなどの社会的な活動に取り組めます。また、広報紙等により取組の強化を図ります。

(オ) リユースびん等のリユース容器の利用促進

地域においてリユースびんの利用・返却・再利用の促進が図られるよう、関係者間の連携構築と普及啓発に努めます。また、その他のリユース容器についても、利用促進のため事業者や市民への呼びかけに努めます。

(カ) 食品ロス・食品廃棄物の排出抑制

食品廃棄物の排出抑制については、とりわけ本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品、いわゆる食品ロスについては、その削減に向けて、八幡市において、家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査の実施に努めるとともに、食品ロス削減のため事業者や市民への呼びかけに努めます。

(キ) 環境物品等の使用促進

市自らも事業者としてグリーン購入・契約など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行しなければなりません。

環境問題は「地球的な視野で考え、足元から行動する」と言われており、市役所自らが率先して環境にやさしい取組を進め、環境への負荷の少ない循環型社会に変えていかなければなりません。このために、平成 9 年度からエコ・オフィス計画の取組を進め、平成 13 年 4 月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく、実行計画として計画の全面改訂を行い、温室効果ガスと廃棄物の削減に向けた取組を推進してきました。

平成 14 年 10 月から、エコ・オフィス計画や環境基本計画の適切な進捗管理や、環境問題に対する職員の意識の高揚を図り、より効果的に環境政策を推進するため、八幡市環境マネジメントシステムを構築し、平成 15 年 4 月より運用を開始しています。

国が平成 17 年 4 月に公表された、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のために実行すべき措置について定める計画（政府の実行計画）に基づき推進されるのにあわせ、八幡市においては、平成 17 年度に策定した「八幡市グリーン購入ガイドライン」に基づき「グリーン調達法」特定調達品目適合商品を優先的に購入するように努めています。

(ク) 不法投棄防止・「美しいまちづくりまかせて！」事業の推進

平成 21 年度から、八幡市「美しいまちづくりまかせて！」事業の取組を始めました。この事業は、市民等が市内の公園や歩道などを我が子のように愛情を持って面倒を見て頂き、一定区画の公共の場所を気持ちよく利用できるようにごみを拾ったり樹木に水をやったり除草するボランティア活動を行政が支援するものです。

家族を含め 2 人以上のグループが、まちの美化は私たちにまかせてくださいと場所を指定してボランティア活動の「届出書」を提出して頂き、市と合意書を交わします。市は必要な清掃用具の貸与とごみの回収、活動場所に活動グループの表示板（サインボード）を設置します。この事業によ

って市民と行政が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとでまちの美化を進めます。

(ケ) レアメタルリサイクルの促進

国際的な資源制約の懸念の高まりに対応し、使用済小型家電等に含まれるレアメタルを効率的かつ安全に回収するための方策の検討を行い持続可能な物質循環の確保を図ります。

新たなリサイクル事業として、レアメタルリサイクルがあります。レアメタルは、これまで携帯電話、パーソナルコンピューターなどの基盤に使用されていますが、これまでは多くのものが廃棄されていました。

しかし、希少資源を鉱山から取り出すことを考えると、小型家電からの回収は大きな資源回収の要素となり得ます。レアメタルリサイクル事業としては、秋田県、茨城県、福岡県で平成20年度にモデル事業として、ボックス回収やイベント回収等の手法で小型家電の回収が行われています。

今後モデル地域の拡大とともに、さまざまな検討が行われ全国実施に向けて動き出しています。この事業を城南衛生管理組合構成市町とともに推進します。

(コ) 事業所への減量指導の強化及び表彰

現在燃やさないごみとして排出されている、蛍光管については、市内事業所において新製品購入時に限り無償引き取りをされている店舗と、購入の有無に関わらず無償で引き取りをされている店舗があります。

爆発事故で問題となった、消火器についても、買い替え時には無償で引き取りをされている店舗があります。

このように、ごみの減量化に貢献されている店舗・事業所の優良表彰制度を導入します。

(サ) 水銀廃棄物対策

水銀に関する水俣条約を受け、水銀廃棄物対策に関し、国の役割として策定される指針「①水銀廃棄物の適正回収のためのガイドラインの策定 ②市町村及び業者団体等と連携した回収の枠組みの構築 ③関係者の適切な役割分担の下での処理体制及び長期間の監視体制を含め、全体の仕組みを最適なものとするよう検討を深め、その長期的な管理の徹底を図る」に基づき、地方公共団体の役割として、水銀廃棄物の回収体制の構築や、住民に対する周知徹底を図るため、城南衛生管理組合及び構成市町と協議します。

(2) 市民の役割

市民は、商品の購入に当たっては、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品及び再生品の選択に努め、特に食品の購入に当たっては、賞味期限に関する正しい理解を深める、適量の購入等により食品ロスの削減に資する購買行動に努めるとともに、商品の使用に当たっては、エネルギー消費効率等にも配慮しつつ故障時の修理の履行等によりなるべく長時間使用することや、食品の食べ切りや使い切り、生ごみの水切りに努め、自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組むとともに、外出における適量な注文、食べ残しの削減等により事業者が排出する一般廃棄物の排出抑制に協力し推進するため、以下のような事項を位置付け、市民による積極的な取組が行われるよう努める必要があります。

(ア) 容器包装廃棄物の排出抑制

商品の購入に当たっては、自ら買い物袋やマイバッグ、ふろしき等を持参し、また、簡易包装化されている商品、詰め替え可能な商品及び繰り返し使用可能な容器（リユース容器）を用いている商品等を選択すること等によって、できる限り容器包装廃棄物の排出の抑制に取り組みます。

(イ) リユースびんを始めとする環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

トイレットペーパー等に再生品を使用し、リユースびん等のリユース容器を選択し適切に返却するよう努めるとともに、使い捨て品の使用を抑制します。

また、可能な限り、ものを無駄に消費しない生活スタイルを心がけ、環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択します。

(ウ) 市民団体による集団回収の促進等

古新聞、古雑誌、空き缶、空きびん、ペットボトルについては、回収業者へ出したり、市町村で分別している場合は資源物として出したりするように努めるほか、リユースびんについては、販売店に戻す等により、資源としての再使用に努めます。

また、市民団体による古新聞等の集団回収や衣類、家庭用品等の不要品交換は、ごみの減量化の観点から有効であるばかりでなく、地域コミュニティの育成にも役立つものであることから、積極的に実施します。

さらに、フリーマーケットやガレージセールの場合、リユース事業者との連携、市町村や民間団体が提供する不用品交換情報等を活用して、家庭の不用品を売却したり、交換したりすることでもごみ減量化に効果的であり、これらの活動を積極的に推進します。

(エ) 3きり運動への協力

『使いきり、食べきり、水きり』の3きり運動を実施し、食品ロスの削減及びごみの減量化に協力します。

(3) 事業者の役割

(ア) 発生源における排出抑制

事業者は原材料の選択や製造工程を工夫する、輸送工程を工夫する、取引慣行を改善する、不要となった物品を有価物として他者に譲渡して有効利用する等により、製造から流通、販売に至る全体の流れにおいて排出されるごみの排出抑制に努めます。

(イ) 過剰包装の抑制

事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品や容器等がごみとなった場合に排出抑制、分別排出、適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できるよう、消費実態に合わせた容器包装の簡易化、容器包装の減量・簡素化、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品、適正な処理が困難とならない商品及び廃棄物を原料とした商品等の製造又は販売、修繕体制の整備、建物の長寿化、必要な情報の提供に努めます。

(ウ) 流通容器包装廃棄物の排出抑制、リユース容器の利用・回収の促進と使い捨て容器の使用抑制

容器包装の利用、製造等に当たっては、量り売り等の推進により容器包装廃棄物の発生の抑制に努めるとともに、容器包装の規格化や材料、構造面における工夫を行い、リユース容器を用いること、内容物の詰め替え方式を採用すること等により容器包装の減量に積極的に努める必要があります。具体的には、容器包装のリサイクルに伴うコストを正確に認識し、薄肉化、簡易包装化、空間容積率の縮小、リユースびんの採用と回収の確保、詰め替え可能な商品の製造、必要に応じ洗剤等について内容物自体の濃縮化等により、容器包装の役割を損なわない範囲で、最も効果的な容器包装とするよう努める必要があります。

(エ) 環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

トイレットペーパー等に再生品を使用するよう努めるとともに、使い捨て品の使用を抑制します。また、可能な限り、ものを無駄に消費しない生活スタイルを心がけ、環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択します。

(オ) 食品廃棄物の排出抑制

一般廃棄物となる食品廃棄物を排出する食品小売業においては、期限前に商品棚から商品を撤去・廃棄する等の商慣行を見直し、売れ残りを減らす仕入れの工夫や、期限が近づいている商品の値引き販売等、食品が廃棄物とならないよう販売方法を工夫します。

外食産業においては、メニュー、盛り付けの工夫や食べ残しがなかった場合にメリットを付与する等のサービスを通じて、食べ残しの削減に積極的に取り組みます。

あわせて、食品小売業や外食産業においては、このような自らの取り組みを適切に情報提供すること等により、消費者の理解の促進に努める必要があります。

6 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別

家庭、事業所から排出されたごみを資源化するためには、なるべく排出する段階で再生利用に配慮した区分で分別収集することが必要であるので、市町村においては、ごみ処理基本計画に分別区分等を定め、計画的な分別収集、再生利用を進めるものとする規定されています。

在宅医療廃棄物については、関係者と連携を図りつつ、地域の実情に応じた処理方法を検討し、一般廃棄物処理計画の中に位置づける等の所要の手続きを取ることとされています。特定管理一般廃棄物である感染性廃棄物については、公衆衛生の保持及び病原性微生物の拡散防止の観点から、より安全に配慮した取扱を要することから、他の廃棄物と分別する必要があります。

また、特定家庭用機器一般廃棄物のうち小売業者が家電リサイクル法に基づく引取義務を負わないもの、使用済小型電子機器等及び水銀使用製品が廃棄物となったものについては、地域の実情に応じた分別・回収体制の構築や市民への普及啓発・周知徹底を行うよう努めることも規定されています。

特に水銀による環境への汚染の防止に関する法律第 17 条の市町村の責務とされる、「市町村は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて、その区域内における廃棄された水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」とする項目については、ごみ処理行政を広域的に行っている城南衛生管理組合及び構成市町と協議し推進します。

平成 28 年現在において、八幡市のごみ分別区分は図表 19 に示すように生活系 16 区分、事業系 5 区分併せて 21 品目を収集しています。

図表 19

区分		周知上の区分		品目	注意点	
生活系ごみ	可燃ごみ	燃やすごみ	台所ごみ	水切りをする		
			枝木・木くず	太さ 5 c m 以下で長さ 5 0 c m 以下		
			草・枯葉等	土を落として乾燥させる		
			紙くず等	割りばし・紙コップ・すいがら		
			紙おむつ	汚物を取り除く		
		生ごみ、紙ごみ等天然素材のもの及び衛生的でないもの 4 5 % 以内の透明袋で 1 世帯につき 2 袋まで				
	不燃ごみ	燃やさないごみ	小型家電等	電池やカセットボンベは取り除く		
			石油製品（プラスチック類・ビニール類）	くつ・かばん・ビニール容器・プラスチック製品そのもの等		
			割れ物（電球・蛍光灯・陶器類）	厳重につつま「割れ物」と表示する		
			刃物	厳重につつま「危険物」と表示する		
		燃えないもの及び石油からできた製品そのもの 4 5 % 以内の透明袋で 1 世帯につき 2 袋まで				
	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	ボトル・チューブ類	食用油・たれ・つゆ・ドレッシング・乳酸菌飲料等の容器		
洗剤・シャンプー・リンス・化粧品等の容器 うがい薬・目薬等の容器						
袋類			パン・お菓子の袋、生鮮食品・コンビニ弁当等のラップ、カップめん等の外側のフィルム、インスタント食品・冷凍食品等の袋			
			カップ・カップ類	カップめん・プリン等のカップ、卵や納豆等のパック、コンビニ弁当・豆腐等の容器		
その他の容器包装類		ペットボトル・ガラス瓶等のプラスチック製のふた・ラベル、みかん・タマネギ等のネット、家電製品等の商品を保護する発泡スチロール・発泡トレイ				
		食料品や日用品を買ったときに使われている、プラスチック製の「包み、入れ物、袋」で中身の商品を出したり、使ったりした後に不要になるもの。 ただし、汚れているもの、中身が残っているものは、燃やすごみに分別してください。 4 5 % 以内の透明袋で 1 世帯につき 2 袋まで				
資源物	リサイクルごみ	缶類	缶類	飲食用以外のもの、ペットフード用のものは燃やさないごみへ		
			紙バック	内側がアルミ箔のものは燃やさないごみへ		
			ペットボトル	キャップ・ラベルは取り除きプラスチック製容器包装へ		
			ビン	キャップははずす 飲食用以外（化粧品用等）は燃やさないごみへ		
			スプレー缶・カセットボンベ	中身を完全に使い切ってから穴を開けずに出してください		
		乾電池		充電式・ボタン電池除外、ごみとは別の透明袋に入れて燃やさないごみの日に出してください。		
			廃食用油		回収日の午前 8 時までに決められた場所に出してください	
		廃家電	法指定品目のみ		家電リサイクル法により、エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機及び衣類乾燥機はごみとして収集しません。具体的な処理方法は、①買い換える店舗で引取りを依頼（有料） ②買った店舗に引取りを依頼（有料） ③郵便局で家電リサイクル料金を支払い、自分で指定引取り場所まで持参する。指定引取センターへ搬入ができない場合は市へ持参又は引取りを依頼（市が仲介する場合は収集運搬量 3,000 円が別途必要です。）	
				廃消火器		処理困難物 市に直接持ち込んだ場合に限り引き取る（有料）
				L P ガスボンベ		処理困難物 市に直接持ち込んだ場合に限り引き取る（有料）
				タイヤ		処理困難物 市に直接持ち込んだ場合に限り引き取る（有料）
	バッテリー		処理困難物 市に直接持ち込んだ場合に限り引き取る（有料）			
	粗大ごみ	大型ごみ	大型家具等	持込 又は 予約による戸別収集（有料）		
	事業系ごみ	可燃ごみ	事業系一般廃棄物	可燃性の物		
				除草ごみ		
				その他の一般廃棄物		
		資源物		古紙		
魚あら						
剪定枝						
食品残渣						
生活系 1 6 区分、事業系 5 区分			2 1 品目			

○印は、家庭向けに本市が分別して収集するものとして周知する区分：8

(1) ごみ処理体制

現行のごみ処理体制は下図のとおりです。

図表 20

	運営管理体制			
	生活系			事業系ごみ
	可燃ごみ 資源物	不燃ごみ	プラスチック製 容器包装	
ごみ排出抑制	市民	市民	市民	事業者
分別区分	市民	市民	市民	事業者
収集運搬	本市（直営）・民間委託	本市（直営）・民間委託	本市（直営）・民間委託	事業者
中間処理	城南衛生管理組合	城南衛生管理組合	城南衛生管理組合	城南衛生管理組合
最終処分	城南衛生管理組合	城南衛生管理組合	城南衛生管理組合	城南衛生管理組合

(2) 分別収集しないごみの品目

分別収集しないとしたごみの品目は次のとおりです。

図表 21

品目	摘要	処理方法
コンクリート		購入された販売店もしくは、専門処理業者にお問い合わせください
土砂		
ブロック		
レンガ		
瓦		
オイル	食用油を除く	
農薬・劇薬		
塗料		
灯油		
ガソリン		
ボタン電池		
充電式電池		
産業廃棄物		
多量のビニール・プラスチック		
バイク		
電動車椅子		

※ボタン電池等水銀使用製品の廃棄物については、今後回収方法を検討します。

7 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 収集・運搬計画

図表 22 収集・運搬計画【平成 38 年度】

(単位：トン／年)

	区分	収集形態	収集回数	収集体制	収集・運搬量
家庭系ごみ	可燃ごみ	ステーション	週 2 回	市	10,677
	不燃ごみ・粗大ごみ	ステーション	隔週	市	2,121
	プラスチック製容器包装	ステーション	隔週	市・委託業者	734
	資源物	ステーション	隔週	委託業者	578
	ビン類				336
	缶類				89
	紙パック				27
	ペットボトル				121
	トレイ				0
	剪定枝				6
	廃乾電池	拠点		市	5
	小動物		随時	市	3
排出抑制量	集団回収	—		古紙回収業者	1,985
	新聞	戸別	随時		1,123
	雑誌	戸別	随時		430
	ダンボール	戸別	随時		286
	古布	戸別	随時		146
	※廃食用油	戸別	随時	委託業者・BDF化業者	6
事業系ごみ	※可燃ごみ	戸別	随時	承認業者	3,261
	※不燃ごみ	戸別	随時	承認業者	288
	※魚腸骨	戸別	随時	指定業者	119
	※剪定枝	戸別	随時	承認業者	183
	※事業所より排出古紙	戸別	随時	古紙回収業者	1,500
	※食品残渣	戸別	随時	許可業者	120
本市が直接的に関与しているものの計（※印を除く）					13,379
合計					20,841

*印は、事業系ごみを中間処理施設へ収集運搬するものです。

表中の※印は市が直接関与していないごみです。すなわち、メーカーや販売店が資源回収を目的として実施するものなど民間で自主的に回収されるごみです。これらは、飲食店等から排出される魚あらや剪定枝、食品リサイクル法により回収されている食品残渣や、事業所や店舗から排出されるダンボール等の古紙を資源物として直接処理場へ搬入されるごみです。

このうち、魚あらや、食品残渣及び古紙等を除いて、事業系ごみを中間処理施設（城南衛生管理組合）に収集運搬するために必要な運搬能力は年間 3,732 トンになります。

(2) 中間処理計画（再生利用を含む）

図表 23 中間処理計画【平成 38 年度】

区分		中間処理を行う施設	中間処理の方法
生活系ごみ	可燃ごみ	クリーン 21 長谷山	焼却
	不燃ごみ	リサイクルセンター長谷山	破碎、選別
	プラスチック製容器包装	リサイクルセンター長谷山	選別等中間処理
	缶類	エコ・ポート長谷山	磁気選別
	ペットボトル	エコ・ポート長谷山	圧縮成形
	びん類	エコ・ポート長谷山	色選別
	紙パック	古紙再生業者の再資源化施設	溶解再生
	乾電池	専門再生業者の再資源化施設	焙焼、破碎、磁選
	スプレー缶	リサイクルセンター長谷山	残存物の廃棄、手選別
	カセットボンベ	リサイクルセンター長谷山	残存物の廃棄、手選別
	廃食用油	バイオディーゼル燃料精製業者の精製施設	メチルエステル化
	古紙古布	古紙等再生業者の再資源化施設	溶解再生
	廃家電	製造者の再資源化施設	選別、解体、金属回収
	廃パソコン	製造者の再資源化施設	選別、解体、金属回収
	廃バイク	製造者の再資源化施設	選別、解体、金属回収
	廃消火器	製造者の再資源化施設	選別、解体、薬剤再生
	大型ごみ	リサイクルセンター長谷山	破碎、選別
事業系ごみ	可燃ごみ	クリーン 21 長谷山	焼却
	古紙	古紙再生業者の再資源化施設	溶解再生
	魚あら	京都市魚アラリサイクルセンター	加熱、圧搾、乾燥
	食品残渣	食品残渣飼料化処理施設	加油、圧搾、乾燥
	剪定枝	クリーン 21 長谷山	チップ化

ただし、中間処理の方法は、実施することが可能な手法のうち、主に採用しようとするものを掲げています。

城南衛生管理組合の焼却処理において、焼却時の熱エネルギーを利用して発電を行い、焼却工場内の動力、照明などをまかなう他、余剰電力の売電に努めています。

(3) 最終処分計画

図表 24 最終処分計画【平成 38 年度】

(単位：トン／年)

	区分	最終処分量
グリーンヒル 三郷山	直接埋立	0.00
	処理後不燃物	714.68
	不純物	113.16
	ガラス残さ	97.28
	焼却灰	0.13
	土砂	140.95
	計	1066.20
宇治廃棄物 処理公社	処理後不燃物	386.13
	不純物	124.08
	プラスチック	142.94
	計	653.14
大阪湾フェ ニックス	焼却灰	1850.23
	飛灰処理物	512.19
	計	2362.42
合計		4081.76

グリーンヒル三郷山は、城南衛生管理組合が管理運営する最終処分場であり平成 45 年度までの埋立計画となっています。

宇治廃棄物処理公社は財団法人として経営され、ごみの最終処分を担っています。

また、大阪湾フェニックスとは、大阪湾広域臨海環境整備センターが実施するごみの埋立による臨海整備事業ですが、各処分地では平成 33 年度までにすべての埋立を終了する計画となっています。

城南衛生管理組合で焼却処理された灰等は、すべて大阪湾フェニックスへの埋立処分を基本としており、今後、城南衛生管理組合の構成市町とでフェニックス計画における新たな処分場建設を強く要望する必要があります。

将来に渡って安定的なごみの最終処分を行うために、最終処分するごみの量を減らすなど、現行の最終処分場の延命化を図る必要があります。

その一方で、将来的には、新たな最終処分場の確保を検討していかなければなりません。

第6章 計画の推進

1 計画推進のための基盤整備

〔基本的考え方〕

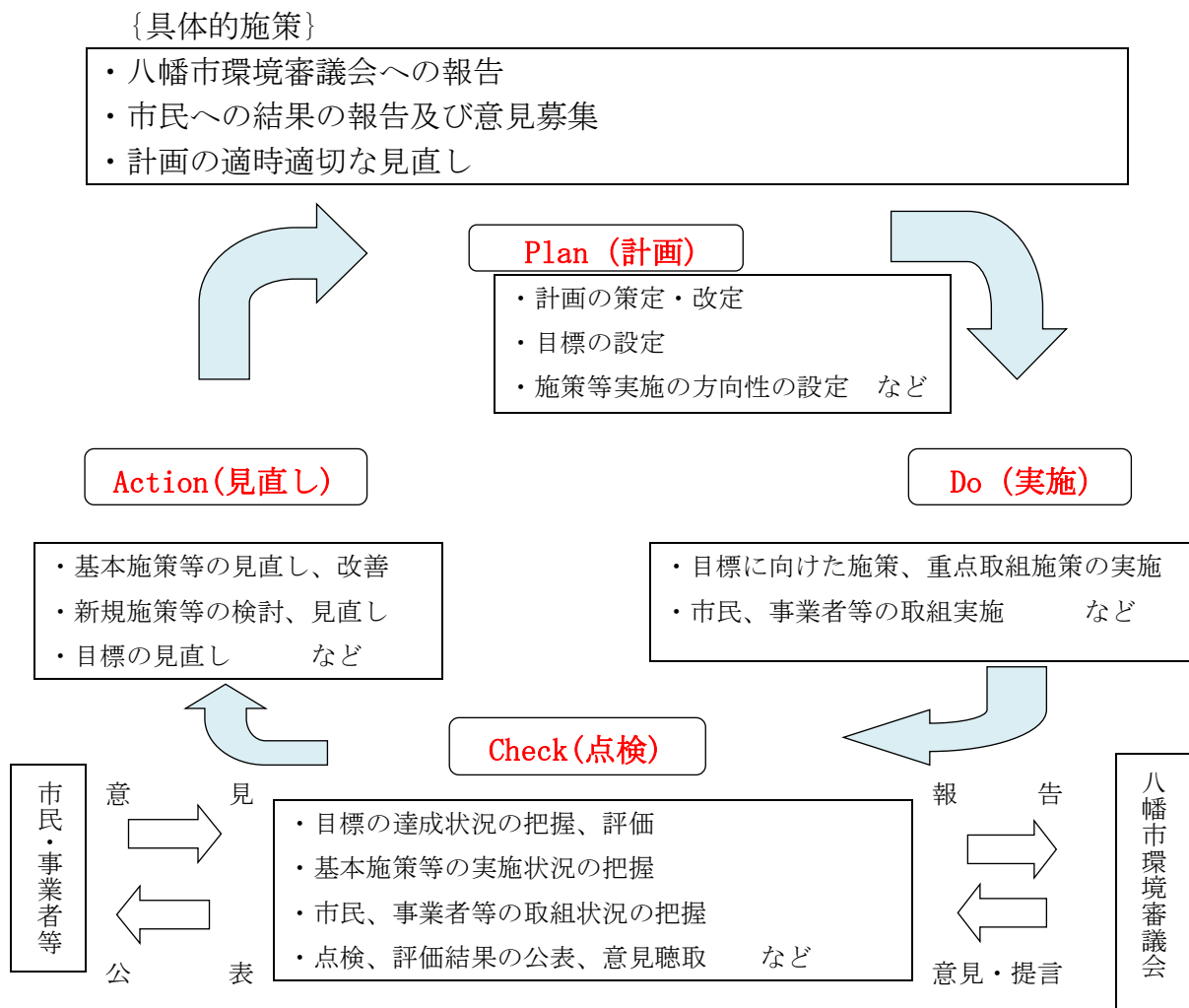
- ごみ減量目標の達成や適正処理を推進するため、関係機関・団体等との連携を強化し、計画推進体制を拡充します。また、必要に応じて「八幡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を改正するなど、条例等の整備を行います。

〔基本施策〕

- ① 計画推進体制を充実
 - ・八幡市環境審議会
 - ・市民や事業者との各種連絡協議会
- ② 条例等の整備
 - ・「八幡市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」の改正

2 計画の進行管理

計画の着実な推進を図っていくため、施策の進捗状況や、市民・事業者の取組状況を定期的に把握・点検・評価し、改善していくことが重要であり、PDCA サイクルに基づく計画の適切な進行管理を行い、施策の結果及び評価については、清掃概要等で公表します。



〔基本的考え方〕

○本計画に基づきごみ減量や適正処理の取組などの施策を実行していくとともに、適宜、取組や施策の進捗状況について、点検・評価・見直しし、より一層の環境改善に向けた取組を継続的に展開します。また、計画の進捗状況やその点検・評価については、広報やわた・ホームページ等で公表します。

〔基本施策〕

○一般廃棄物処理基本計画の進行管理

- ・八幡市環境マネジメントシステムの考え方に基づき計画を進行管理
- ・計画の進捗状況やその点検・評価を広報紙やホームページで公表

3 広域的連携の強化

〔基本的考え方〕

○城南衛生管理組合や構成市町と震災等の緊急時の応援対応やレジ袋削減対策等の減量施策の推進等のための施策推進に協力、連携強化に努めます。

○災害廃棄物対策

非常災害により生じた廃棄物（災害廃棄物）は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含む恐れがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、その適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理しなければならない。災害廃棄物の処理においては、環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り、選別、再生利用等によりその原料を図り、将来にわたって災害廃棄物の適正な処理が確保されるよう最終処分量を低減される必要があります。

〔基本施策〕

- ① 広域的連携の強化
- ② 震災等災害時の相互応援・支援体制の拡充
- ③ 各種計画を踏まえた災害廃棄物処理計画の策定等

市町村は、生活環境の保全と公衆衛生上の支障の防止の観点から、災害廃棄物を含む域内の一般廃棄物についての処理責任を有しており、平時から、災害対応拠点の視点からの施設整備や関係機関・団体との連携体制の構築、災害廃棄物処理に係る訓練等を通じて、非常災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の整備を図る必要があります。

その際、国が策定する廃棄物処理施設整備計画、災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月環境省・リサイクル対策部）及び大規模災害時における災害廃棄物対策行動指針（平成 27 年 11 月環境省廃棄物・リサイクル対策部）等を十分に踏まえながら、京都府が策定する災害廃棄物処理計画、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく地域防災計画その他の防災関連指針・計画等と整合を図りつつ、八幡市の実情に応じて、非常災害に備えた災害廃棄物対策に関する施策を策定するとともに適宜見直しを行うものとしします。

- ④ 災害時における一般廃棄物処理事業の継続性の確保

災害時においては、災害廃棄物のみならず、通常的一般廃棄物の処理が継続的かつ確実に実施されることが、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から極めて重要となります。

このため、市においては、平時の備えとして、災害時において八幡市、八幡市の委託を受けた者（委託業者）や八幡市の許可を受けた処理業者（許可業者）が一般廃棄物（収集・運搬及び処分・再生）事業を継続するための実施体制、指揮命令系統、情報収集・連絡・協力要請等の方法・手段等の事業実施計画を検討し、一般廃棄物処理計画や災害廃棄物処理計画等に反映するとともに、組織としての事業継続能力が維持・改善されるよう、継続的な取組が必要であります。その際、地域の実情に応じて、他の市町村等との連携等による区域的な取組について進めます。

4 循環型社会形成のための新たなシステム構築に向けて

〔基本的考え方〕

- 容器包装リサイクルにおける事業者負担の拡大、デポジット制度の確立、適正処理が困難な廃棄物に対する拡大生産者責任の適用など、新たな社会経済システムの構築を国・府等へ要望します。

〔基本施策〕

- 拡大生産者責任の確立を国・府へ要望
 - ・ 容器包装リサイクルにおける事業者負担の拡大
 - ・ デポジット制度の導入
 - ・ 適正処理が困難な廃棄物への拡大生産者責任の適用

5 地球温暖化対策

現行のごみの処理は、可燃性のごみを焼却する手法が主体となっていますので、焼却処理に伴って多量の温室効果ガスを排出することになります。

温室効果ガスの排出量を抑制するためにも、ごみ発生抑制、再使用の取組は重大な責務です。また、焼却時の熱エネルギーを利用して発電を行っていますが、こうした取組の効率を上げることに努めていかなければなりません。

6 本計画の公開

本計画は、本市におけるごみの処理に関する基本方針を定める最も重要な計画ですので、市民、排出事業者、廃棄物処理業者等に広く周知するものとします。

八幡市生活排水処理基本計画

第2部 生活排水処理基本計画

第1章 基本方針

1 計画策定の基本的事項

家庭等から排出される生活排水にはし尿の他、台所や洗濯、風呂場等からの生活雑排水があり、それらの処理は公衆衛生の向上を図り、快適な生活環境を確保するとともに、河川等の公共用水域の水質保全・改善、さらに近年では水環境の創造を図ることを目的として行われています。

八幡市では、公共下水道の整備を昭和 40 年から計画的に進め、現在では主だった集落を形成している地域の整備は完了し、平成 28 年 4 月 1 日現在の人口普及率は 99.9%となっています。

しかし、下水道が整備済みの地域でも未水洗の家庭があり、水洗化率は 98.6%となっていますので、今後も引き続き全市域への水洗化及び普及をめざします。

本計画は、廃棄物処理法に基づいて定める一般廃棄物処理計画の生活排水処理に関する計画であり、八幡市第 4 次総合計画との整合を図りながら、八幡市における生活排水の適正処理、し尿及び汚泥処理のあり方を策定するものです。

2 生活排水処理に係る理念、目標

八幡市では、以前より生活排水や事業活動に伴う水質汚濁が問題となっており、社会的にもその対策の必要性和緊急性が深く認識されるようになっていきます。

このようなことから、生活排水等を適切に処理することが重要となっており、市民や事業者に対し、生活排水対策の必要性についての啓発を行うとともに、生活排水処理の目標については、水質の改善を図るにとどまらず、澄んだ川の復活を目標とします。

3 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水対策の基本としては、公共下水道の普及促進とします。

市の生活排水処理対策としては、市街化区域及びその周辺の市街地や、宅地開発が予定されている区域の排水等を木津川流域関連洛南処理区については木津川流域下水道、八幡西部処理区については淀川左岸流域下水道、伏見処理区については京都市公共下水道に流入し下水道処理します。

4 目標年次

本市の生活排水処理基本計画における目標年度は、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とします。

5 生活排水の排出状況

本市における生活排水の排出の状況は、次表のとおりであり、平成27年3月31日において、計画処理区域内人口72,992人のうち、72,888人については、生活排水の適正処理がなされています。

図表 25

八幡市の下水道 公共下水道の現況(汚水)						平成28年3月31日現在
処理区 項目		単位	木津川流域関連洛 南処理区	八幡西部処理区	伏見処理区	市全体
行政人口 (A)		人	60,276	12,071	101	72,448
世帯数		世帯	26,332	5,911	52	32,295
行政面積		ha				2,435
市街化区域面積		ha	921	117	1	1,039
排除方式			分流式	分流式	分流式	
処理方式			木津川流域下水道 に流入	淀川左岸流域下水 道に流入	京都市公共下水道 に流入	
実績	供用開始年月日		昭和61年3月31日	昭和47年3月10日	平成3年11月20日	
	供用開始区域面積	ha	1,004.09	116.71	0.86	1,121.66
	供用開始区域内人口 (B)	人	60,178	12,071	101	72,350
	人口普及率 (B/A)	%	99.8	100	100	99.9
	処理区域内世帯数	世帯	26,270	5,911	52	32,233
	水洗化人口 (C)	人	59,203	12,069	95	71,367
	水洗化率 (C/B)	%	98.4	99.9	94.1	98.6
	水洗化世帯数	戸	25,713	5,909	46	31,668

公共下水道（雨水）の現況概要（旧都市下水路）

平成27年3月31日現在

旧都市下水路名	当初都市計画 決定年月日	事業実施機関 (年度～年度)	現都市計画 決定延長(m)	計画排水 面積(ha)	放流先
旧大谷都市下水路 (隅田口都市下水路含む)	S40.6.12	S.40～47	1,000	186	大谷川
小金川都市下水路	S47.9.26	S.47～50	960	76	大谷川
久保田川都市下水路	S51.11.29	S.51～57 S.62～H.5	1,590	130	大谷川

※八幡市の下水道（平成27年8月）より

合併処理浄化槽は、平成 21 年 4 月 1 日現在 233 人でしたが、平成 27 年 4 月 1 日現在では 127 人となりました。公共下水道計画区域内においては減少が予想されます。

単独処理浄化槽についても、平成 21 年 4 月 1 日現在 528 人でしたが、平成 27 年 4 月 1 日現在では 345 人となりました。今後は公共下水道の整備に伴って減少する傾向であります。

図表 26 生活排水の排出状況

(4 月 1 日現在)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
1. 計画処理区域内人口	74,040	74,191	74,181	73,928	73,553	73,172	72,992
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	72,056	72,331	72,410	72,421	72,242	71,910	71,844
(1) 合併処理浄化槽	233	232	196	97	201	138	127
(2) 公共下水道	71,823	72,099	72,214	72,324	72,041	71,772	71,717
(3) 農業集落排水施設	0	0	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	528	528	528	345	345	345	345
4. 非水洗化人口 (汲み取り人口+自家処理人口)	1,456	1,332	1,243	1,162	966	917	803
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0

※ 城南衛生管理組合の一般廃棄物処理実績書 生活排水処理人口より

6 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、次表のとおりです。

図表 27 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処 理 主 体
(1) 合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
(2) 単独処理浄化槽	し尿	個人等
(3) し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	城南衛生管理組合
(4) 公共下水道	し尿及び生活雑排水	京都府・京都市・大阪府

第2章 生活排水処理基本計画

1 生活排水の処理計画

(1) 処理の目標

「第1章 基本方針」に掲げた生活排水処理に係る理念、目標を達成するため、おおむね全ての生活排水を施設で処理することを目標とし、それについては公共下水道で処理するものとします。

図表 28 生活排水の処理の目標

	現 在(平成28年)	目標年度(平成38年)
生 活 排 水 の 処 理 率	98.6	100.0%

図表 29 人口の内訳

(4月1日現在・単位：人)

	現在(平成28年)	目標年度(平成38年)
1. 行政区域内人口	72,448	71,709
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	71,367	71,709

※平成28年行政区域内人口、水洗化・生活雑排水処理人口は

八幡市上下水道部下水道課発行の「八幡市の下水道 平成28年8月」より使用

※目標年度(平成38年度)人口は、ごみ処理基本計画の推定人口より算出

図表 30 生活排水の処理形態別内訳

(4月1日現在・単位：人)

	現 在 (平成27年)	目標年度 (平成38年)
1. 行政区域内人口	72,992	71,709
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	71,844	71,709
(1) 合併処理浄化槽	127	0
(2) 公共下水道	71,717	71,709
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	345	0
4. 非水洗化人口	803	0
5. 計画処理区域外人口	0	0

(2) 生活排水を処理する区域及び人口等

前計画策定時における平成 21 年度末水洗化率は 97.4%でしたが、平成 27 年度末では 98.6%に留まっています。

前計画の目標年度である平成 28 年度においては、公共下水道及び合併浄化槽の整備により八幡市全域が水洗化・生活雑排水処理が行われる計画でしたが、100%水洗化には至っていません。

本計画では、引き続き水洗化率 100%を設定し市民周知を図り推進することを目指します。

(3) 施設及びその整備計画の概要

図表 31

八幡市公共下水道事業の概要（平成 27 年度末状況）

平成28年4月1日現在作成

処理区 項目		単位	木津川流域関連 洛南処理区	八幡西部処理区	伏見処理区	市全体	備考
行政人口 (A)		人	60,276	12,071	101	72,448.0	
世帯数		世帯	26,332	5,911	52	32,295.0	
行政面積		ha	-	-	-	2,435	
市街化区域面積		ha	1,314.3	117	1	1,432.3	
排除方式			分流式	分流式	分流式		
処理方式			木津川流域下水道 に流入	淀川左岸流域下水 道に流入	京都市公共下水道 に流入		
全体 計画	計画面積	ha	1,314.3	117	1	1,432.3	
	計画人口	人	62,608	17,660	150	80,418	
	計画汚水量（日最大）	m ³ /日	36,200	10,595	95	46,890	
	計画事業年度		昭和51～平成37年度	昭和46～平成6年度	平成3～平成4年度		
	計画事業費	百万円	31,219	1,356	23	32,598	
計画 決定	年月日（当初）		昭和51年11月30日	昭和47年1月6日	昭和60年8月12日		
	年月日（直金）		平成28年4月14日	平成26年12月15日	昭和60年8月12日		
	計画面積	ha	1,173	117	1	1,291	
	管梁延長（汚水）	m	239,092	25,220	340	264,652	
	計画事業費	百万円	23,785	1,356	23	25,164	
事業 認可	年月日（当初）		昭和52年2月15日	昭和47年3月8日	平成3年7月9日		下水道法事業認可
	年月日（直近）		平成28年4月5日	平成26年3月19日	平成3年7月9日		
	計画面積	ha	1,192.60	117.00	1.00	1,310.60	
	計画人口	人	59,767	17,660	150	77,577	
	計画汚水量（日最大）	m ³ /日	32,100	10,590	90	42,780	
	管梁延長	m	246,618	23,278	295	270,191	
	事業期間		～平成32年3月31日	～平成 7 年3月31日	～平成 7 年3月31日		
	計画事業費	百万円	26,326	1,356	23	27,705	
実 績	供用開始年月日		昭和61年3月31日	昭和47年3月10日	平成3年11月20日		H26年度雨水事業 認可取得に伴う都 市下水路から公 共下水道への変 更分4,655.6mと雨 水管34,100.0mは 除く 西部汚水専用管 3,050mは含む
	整備済区域面積	ha	1,010.95	117.11	0.86	1,128.92	
	供用開始区域面積	ha	1,004.09	116.71	0.86	1,121.66	
	供用開始区域人口 (B)	人	60,178	12,071	101	72,350	
	人口普及率 (B/A)	%	99.84	100.00	100.00	99.86	
	処理区域内世帯数	世帯	26,270	5,911	52	32,233	
	水洗化人口 (C)	人	59,203	12,069	95	71,367	
	水洗化率 (C/B)	%	98.4	99.9	94.1	98.6	
	水洗化世帯数	戸	25,713	5,909	46	31,668	
	整備済延長（計）	km	218.6	25.2	0.3	244.1	

2 し尿・汚泥の処理計画

(1) 現況

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬から処理処分は、近隣3市3町で構成する一部事務組合、城南衛生管理組合で対応しています。

し尿の収集運搬については、廃棄物処理法第6条の2の規定に基づく委託を、また、浄化槽汚泥については（浄化槽清掃業）及び廃棄物処理法第7条（一般廃棄物の収集・運搬）の規定に基づく許可制を行っています。

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、全量を同組合のし尿処理施設で適正処理を行っています。この施設は、昭和47年から25年間、日量400k1のし尿を処理してきました。しかし施設の老朽化が進んだため、平成6年から更新工事が始まり、平成9年2月28日の竣工により、現在の新しい施設にて処理しています。

処理方式は、標準脱窒素処理方式に加え高度処理し、現在の処理能力は、日量115k1です。

また、平成23年度までは、し尿の一部を前処理後隣接する下水道処理施設（洛南浄化センター）に処理を委託していましたが、平成24年度以降については、城南衛生管理組合のみで処理しています。

脱水汚泥（焼却灰）については、宇治廃棄物処理公社にて処分をしています。

(2) し尿・汚泥の排出状況

し尿の排出量は、下水道の普及及び浄化槽の設置により減少しています。過去7年間の年間排出量は、次表のとおりです。

図表 32 し尿・浄化槽汚泥の排出状況(実績)

年度	区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
し尿	委託	1,681.95	1,503.24	1,478.74	1,416.70	1,161.32	1,109.60	1,099.49
	直営	0.00	0.00	0.00	0.00	9.14	0.00	0.00
	自己搬入	16.22	11.52	7.50	8.65	8.46	8.36	6.24
	計	1,698.17	1,514.76	1,486.24	1,425.35	1,178.92	1,117.96	1,105.73
浄化槽汚泥		787.14	746.69	563.77	602.74	664.78	681.96	631.54
合計		2,485.31	2,261.45	2,050.01	2,028.09	1,843.70	1,799.92	1,737.27

※ 城南衛生管理組合データ クリーンピア沢搬入量の推移より

(3) し尿・汚泥の処理計画

ア 収集・運搬計画

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬については、当面、現在の形態（次表）で実施します。

図表 33 収集・運搬計画

		処理主体	対象	収集回数
し尿	定期収集	城南衛生管理組合 (委託)	一般家庭・事務所	概ね 20 日毎
	臨時収集	城南衛生管理組合 (委託)	定期収集以外に便所・家屋改造等に伴う要請があった場合	申し込みにより 随時
	災害収集	城南衛生管理組合 (委託)	大雨等で災害・伝染病等が発生し、市長が災害を認定した場合	市の要請
汚 泥		城南衛生管理組合 (許可業者)	市内における浄化槽設置区域	搬入を認めた者について収集

イ 中間処理計画

公共下水道事業の進捗に伴い、し尿・浄化槽汚泥の処理量は減少傾向にありますが、公共下水道に完全移行するまでは、収集・運搬・処理は、今後も引き続き現在の形態で実施します。

図表 34

年間排出量（計画）（単位：kl/年）

	実績年度 平成27年度	目標年度 平成38年度
し尿排出量	1,105.73	0
浄化槽汚泥（単独・合併 処理浄化槽含む）	631.54	0
年間排出量	1,737.27	0

ウ 最終処分計画

し尿処理施設より発生する濃縮汚泥については、脱水及び焼却処理した後で、その残渣を宇治廃棄物処理公社にて埋立処分するものとします。

(4) その他

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等について市民に周知を図るため、今後も定期的な広報・啓発活動を実施します。

例えば、台所での対策等、家庭でできる身近なことについての市民への広報、また、地区ごとの集会の場での話し合い等を積極的に推進し、身近なところから生活排水対策を行っていきます。

資 料

資料

八幡市一般廃棄物処理基本計画についての諮問、答申
八幡市一般廃棄物処理基本計画策定にかかる審議等の経過
八幡市環境審議会委員名簿
用語解説

八幡市一般廃棄物処理基本計画についての諮問・答申

< 諮 問 >

八 環 業 第 9 5 号
平成 28 年 10 月 17 日

八幡市環境審議会
会 長 小 幡 範 雄 様

八幡市長 堀 口 文 昭

八幡市一般廃棄物処理基本計画について（諮問）

八幡市一般廃棄物処理基本計画の策定にあたり、八幡市附属機関の設置に関する条例別表の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

< 答 申 >

平成 29 年 3 月 23 日

八幡市長 堀 口 文 昭 様

八幡市環境審議会
会長 小 幡 範 雄

八幡市一般廃棄物処理基本計画について（答申）

平成 28 年 10 月 17 日付け八環業第 95 号で諮問のあった八幡市一般廃棄物処理基本計画の策定について、慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり取りまとめましたので答申します。

本審議会では、市民・事業者・市の三者協働による廃棄物の減量と資源の循環を基本に審議を行ってきましたが、特に下記の事項に配意され、八幡市総合計画と市の現状を踏まえ、環境政策の目標となる八幡市の望ましい環境像「人と自然が共生する環境にやさしいまち」の実現に向けて、ご尽力されることを期待します。

記

基本施策の具体的な取組について

循環型社会の推進に向け REDUCE（発生抑制）、REUSE（再利用）、RECYCLE（再生利用）の 3R の施策を市民・事業者・市のそれぞれの役割を示す中で協働で進める必要があります。そのためにも、市民や事業者に対してごみの減量化や再利用、さらには適切な分別についての啓発や情報提供を行い、ごみ減量化に関する社会意識を育み、ごみの減量に関しての市民・事業者・行政からなるネットワーク組織の強化を図る必要があります。

なお、廃棄物減量の目標については、城南衛生管理組合ごみ処理基本計画中間見直しにあわせて、この計画と相違が生じた場合等は、必要な措置を講じて頂きたい。

第3次八幡市一般廃棄物処理基本計画策定にかかる審議等の経過

開催日	審議内容など
平成28年8月23日	第1回 八幡市環境審議会「第3次八幡市一般廃棄物処理基本計画の策定に係るスケジュールについて」（説明）
平成28年10月17日	諮問 第2回 八幡市環境審議会 「第3次八幡市一般廃棄物処理基本計画」（案）について 第1回審議会での意見に係る修正項目報告、第2次計画からの変更点について
平成28年11月11日	第3回 八幡市環境審議会 「第3次八幡市一般廃棄物処理基本計画」（案）について 第2回審議会での意見に係る修正項目報告、パブリックコメント募集について
平成29年2月14日	第4回 八幡市環境審議会 「第3次八幡市一般廃棄物処理基本計画」（案）について 第3回審議会からの修正項目報告、答申について
平成29年3月23日	「第3次八幡市一般廃棄物処理基本計画」について答申

八幡市環境審議会委員名簿

五十音順

氏 名	選出区分	役 職
五 十 嵐 正 和	行政関係	京都府山城北保健所技術次長兼環境室長
大 原 純 孝	事業者関係 商業関係	大信商事㈱（ファミレやわた）代表取締役
岡 猛	事業者関係 工業関係	日本ルナ㈱ 取締役生産本部長
◎小 幡 範 雄	学識経験者	立命館大学政策科学部教授
○金 谷 健	学識経験者	滋賀県立大学環境科学部教授
川 中 ス マ 子	市民公募	一般市民
高 橋 信 好	自治連合会	市民自治連合会
谷 口 久 美 子	事業者関係 農業関係	
丹 下 均	行政関係	八幡市副市長
徳 地 直 子	学識経験者	京都大学森林生態保全学教授
三 輪 信 哉	学識経験者	大阪学院大学国際学部教授

注) ◎印は会長、○印は副会長を示します。

用語解説

用 語 名	説 明
【 あ行 】	
ISO14001	国際標準化機構（ISO）が規定した、環境に関する国際規格。企業や自治体が環境への負荷を低減する活動を継続的に実施するためのしくみについての規定。これに沿って環境マネジメントシステムを構築し、審査を経て、認証を取得する。
一般廃棄物	日常生活に伴って発生するごみやし尿などのことをいいます。主に家庭から出される生ごみや粗大ごみやし尿、オフィスから出される紙くずなどであり、産業廃棄物以外の廃棄物のこと。
エコ・オフィス計画 （地球温暖化アクションプラン）	市役所自らが、市内の一事業所として率先して環境にやさしい取組を実践すべく、市の事務事業から排出される温室効果ガスの排出量を規制することにより、地球規模での環境問題の解決と、循環型社会への取組を目的とする計画。
温室効果ガス	太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつガスのこと。温室効果ガスには二酸化炭素、メタン、一酸化窒素、HFC（ハイドロフルオロカーボン）等がある。
【 か行 】	
家庭系ごみ	家庭から排出される廃棄物のこと。
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽です。従来のし尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べて、河川等公共用水域の汚濁を軽減する効果があります。
環境基本計画	環境基本法の第15条に基づき、政府全体の（1）環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱、（2）環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるもの。 平成6年12月に策定され、平成12年12月の改定を経て、平成18年4月から第三次環境基本計画として定められている。 政府が一体となって進める施策とともに、多様な主体に期待する役割についても示している。
環境基本法	四半世紀の間続いた公害対策基本法にかわって、平成5年（1993年）11月に新しく制定された環境に関する最上位法。今日の環境問題に適切に対処していくためには、社会経済活動や生活様式を見直ししながら、多様な手法を活用することが必要。法は、こうした観点から環境政策を進めるための新たな枠組となるもの。
環境教育	人間活動による自然破壊や環境への負荷が問題となっている現代において、環境の重要性を認識するとともに、環境を保全するための行動が必要であるという意識を広げていくことを目的として、学校、家庭、企業等を通じて行

	う教育のこと。
環境審議会	環境保全に関する施策の作成・実施のために広く学識経験者等に意見を求めるため、総理大臣、環境庁長官、関係大臣の諮問機関として、環境庁に中央環境審議会が置かれています。また、都道府県には都道府県環境審議会を、市町村には市町村環境審議会をそれぞれ置くことができます。
環境の保全・創造	「環境の保全」には保護、保存、活用などを含む。 「環境の保全」の概念は「環境の復元」を含むが、今日では復元以上の要素も求められる状況にあることから、より積極的に良好な環境を創り出していく姿勢を示し、「創造」という概念をあわせて用いている。
環境への負荷	人間の活動が環境に与える悪影響。「環境への負荷」とは、人の活動により環境に与える影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものと定義されている。汚染物質等が排出されることによるもの以外にも、動植物等の自然物が損なわれることによるもの、自然の景観が変更されることによるもの、また、二酸化炭素のように徐々に蓄積して支障を招く可能性のあるものも含まれている。
環境マネジメントシステム(EMS)	事業の実施に当たり「環境の保全及び創造に関する方針を定め、その方針及び目標を達成するための計画を策定(Plan)し、実施(Do)し、その実施状況を点検(Check)し、必要な見直し(Action)を行う」いわゆる PDCA サイクルを自主的、循環的に繰り返すことによって継続的な改善を図っていく体制をいう。 ISO14001 や主に中小企業向けのエコアクション 21、京都府内の事業者等のグループが策定した KES、自治体に特化した LAS-E 等の手法がある。
下水の高度処理	下水道の終末処理場等において、有機物を分解する現在の機能を一層高度化していくことのほか、水質汚濁の原因となるリンや窒素を除去する処理をいいます。
原単位	一般的には、工場、事業場その他の発生源から排出される単位当たりの汚濁負荷量のことで、単位としては、工場などで製品または中間生産物の出荷額(量)、し尿、家庭排水などでは人口が普通使用されています。
公共下水道	主として市街地の下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、または流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいいます。
公共用水域	水質汚濁防止法では「公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいいます。ただし、下水道法で定められている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの、またこの流域下水道に接続している公共下水道は除く」と定義しています。したがって、一般にいわれる水域のほか、終末処理場を設定している下水道以外の

	すべての溝渠、水路が公共用水域に包含されます。
ごみ処理基本計画	廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、また、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に定められた「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、市町村に策定を義務付けた一般廃棄物の処理に関する計画。
【 さ行 】	
最終処分場	一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立処分するのに必要な場所及び施設・設備の総体を指します。産業廃棄物最終処分場には、安定型（廃プラスチック等）、管理型（汚泥等）遮断型（有害物質を含む廃棄物）があります。
産業廃棄物	事業所から発生する廃棄物で、金属くずやプラスチックくず、廃酸や汚泥等、法律で指定された品目（合計 20 種類）のものをいいます。
事業系ごみ	事業活動に伴って排出される廃棄物のこと。
資源物	再資源化できる廃棄物のこと。本市では、缶、紙パック、プラスチック製容器包装、ペットボトル、ビン、スプレー缶、古紙（新聞・雑誌・段ボール）、古布をいいます。
集団回収	ごみの減量や資源の有効活用を目的として、自治会・町内会・子ども会・PTA等が、家庭から出た古紙（新聞・雑誌・段ボール）や古布等の資源をグループで自主的に回収する活動のことをいいます。
循環型社会	資源の採取や廃棄が環境への影響の少ない形で行われ、かつ一度使用したものが繰り返し使用されるなど、生産活動や日常生活の中で環境への影響を最小にするような物質循環が保たれた地域社会のこと。
城南衛生管理組合	八幡市、宇治市、城陽市、久御山町、宇治田原町、井手町の 3 市 3 町で構成する一部事務組合。ごみ処理やし尿処理など、広域行政による効率的な事業を進めている。
3 R（スリーアー ル・さんあーる）	廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方。 Reduce（リデュース：廃棄物の発生を抑制する）、Reuse（リユース：再使用する）、Recycle（リサイクル：再生利用する）の頭文字を取った略称。
水平リサイクル	使用済製品を原料として用いて同一種類の製品を製造するリサイクル。 リサイクルに伴うエネルギー使用量と残渣を抑制できれば、同一製品を作るために繰り返し使用できることから、持続可能性が高い。これを普及するためには、確実なリサイクル回収ルートの整備、低コスト化、エネルギー使用量の低減などを図る必要がある。我が国ではガラスびん、アルミ缶、ペットボトル、食品トレイ、自動車のバンパー等で水平リサイクルが行われている。
生活雑排水	私たちが、日常の生活で使った水のうち、家庭等の厨房、浴室その他の施設（浄化槽を除く）から排出される汚水をいいます。

生活排水	炊事、洗濯、入浴等の人の日常生活に伴い排出される污水及びし尿のことをいい、生活排水のうち、し尿を除いたものを「生活雑排水」といいます。公共用水域の水質の汚濁の主要な原因の一つになっています。
総合計画	自治体の将来像や施策の体系などが示される自治体行政の最も基本となる計画のこと。
【 た行 】	
ダイオキシン類	物の焼却の過程等で自然に生成してしまう副生成物。ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーPCB を含めてダイオキシン類と定義している。塩素の数や付く位置により PCDD は 75 種類、PCDF は 135 種類、コプラナーPCB は十数種類と多くの異性体があり、毒性の強さはそれぞれ異なっている。 現在の主な発生源はごみ焼却による燃焼などであり、食物連鎖を通してプランクトンや魚介類に取り込まれていくことで、生物にも蓄積していくと考えられている。特に、人に対しては、発ガン性、甲状腺や免疫の機能低下がいわれている。
地球温暖化	二酸化炭素、メタン、フロン、一酸化二窒素などの温室効果ガスが大気中で増加し、地表面付近の気温が上昇すること。 現在のまま温室効果ガスが増加すれば、地球の平均温度が 21 世紀末までに約 1.4℃～5.8℃上昇すると予測され、極地の氷が融け出すことなどによって、海面の水位の上昇、集中豪雨や干ばつなどの異常気象の頻発、農業への悪影響による食糧危機、マラリアなどの伝染病の流行など重大な影響も予想される。
中間処理	廃棄物の収集運搬と最終処分の際に、減量化、安定化のために行う破碎、脱水、焼却などの処理のことをいいます。
低公害車	一般的には、クリーンエネルギー自動車と呼ばれる電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車に、低燃費かつ低排出ガス認定車を加えたもの。排出ガスがクリーンで、大気汚染の改善や地球温暖化防止に効果があることから、普及・促進が図られている。
デポジット制度	缶飲料等を販売するに当たって、現在我が国のビールビン等で行われているように、一定金額を預り金として上乗せして販売し、消費者が空き缶等を返却すると預り金が払い戻される方式です。
【 は行 】	
廃棄物	廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、糞尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物、または不要物であって固形状もしくは液状のものをいいます。(ただし、放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。) 廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物に分かれ、産業廃棄物とは事業活動に伴って生じた廃棄物をいい、一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

パートナーシップ	市民、事業者、行政など、これまで各々の目的に応じた生活や事業などを行い、時には、相反する関係にもなってきた主体が、地域単位で環境保全やまちづくりなど共通の目標、理念を持ち、その実現に向けた取組を行うときの協調的関係のこと。
不法投棄	廃棄物を法律が定める方法に従って適切に取り扱わず、山林や水辺などに投棄すること。不法投棄された廃棄物に含まれる有害物質は周辺の土壌、地下水や河川などに漏れ出し、汚染を引き起こす原因になる。
プラスチック製容器包装	食料品や日用品を購入した際に使われている、プラスチック製の包み、入れ物、袋などのことで、中身の商品を出したり使ったりした後に不要になるものをいいます。
フリーマーケット	公園や駐車場等を会場として市民が不要な品物を持ち寄って、安い値段で販売することです。リサイクル運動の一つとしてごみの減量化や資源の有効利用に役立てることを目的としており、近年、全国各地で開催されるようになりました。
【 ま行 】	
燃やさないごみ	燃えないまたは直接焼却できない廃棄物のこと。本市では、金属類、陶磁器類、プラスチック・ビニール類、小型家電、灰、布団、自転車、ガラス・電球・コップなどが対象となります。
燃やすごみ	焼却施設で直接焼却できる廃棄物のこと。本市では、台所ごみ、紙くず、少量の剪定枝・木くず、紙おむつ、たばこの吸い殻などが対象となります。
【 や行 】	
溶融スラグ	焼却灰を高温で溶融したガラス状の物質。溶融スラグは、アスファルト資材や路盤材にリサイクルされています。
【 ら行 】	
リサイクル	環境汚染の防止、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物（ごみ）の減少を図るために資源として再利用できる廃棄物を活用することをいいます。一般的には、(1)マテリアルリサイクル(物質として原材料等再生する)、(2)ケミカルリサイクル(油などに物質変換をして再利用する)、(3)サーマルリサイクル(燃焼して熱として回収する)などに分類されている。
リサイクルプラザ	収集ごみから再資源化可能なびん、缶、紙等を選別、回収する施設をリサイクルセンターといい、再使用が可能な不用品などを補修、再生して展示売却したり、リサイクル関係の情報や学習・研修の場ともなる機能を備えたものを特にリサイクルプラザという。
リユース	再使用。副産物、廃棄物を原型に保ったまま使用するもの。

平成 29 年 3 月

八幡市環境経済部 環境事務所 環境業務課
〒614-8501 京都府八幡市八幡園内 7 5 番地
電 話 075-983-5340 075-983-1114
F A X 075-983-1603
E メール gyomu@mb.city.yawata.kyoto.jp